

令和8年3月19日

一般廃棄物処理基本計画 (第6次)

原案

東京二十三区清掃一部事務組合

目 次

【本 編】

はじめに	1
第1章 一般廃棄物処理基本計画の改定について	2
1 清掃一組の一般廃棄物処理基本計画	2
2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け	2
3 一廃計画改定の経過と基本的な考え方	3
4 廃棄物処理を巡る国、東京都及び23区の動向	4
<コラム ゼロカーボンシティ特別区>	9
第2章 23区の概況とごみ処理の現状	10
1 人口及び事業所数	10
2 ごみ処理の流れ	11
3 ごみ量及び清掃工場処理量並びに最終処分量	12
4 ごみの組成	14
5 ごみの中間処理に係る経費	15
<コラム ごみ焼却のエネルギーで発電>	15
第3章 前計画の取組状況と課題	16
1 前計画の取組状況	16
2 前計画の取組における課題	17
第4章 本計画の施策及び取組	18
1 本計画の施策体系	18
2 本計画の取組	19

第5章	ごみ量推計	22
1	長期的なごみ量推計の位置付け	22
2	ごみ量推計	22
3	清掃工場処理量の推計	24
	<コラム カarbonニュートラルを目指して ①>	25
第6章	施設整備計画	26
1	これまでの清掃工場の施設整備計画の経緯	26
2	清掃工場の施設整備計画	27
3	不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の施設整備計画	34
4	休止した中防灰溶融処理施設に関する今後の計画	34
	<コラム 清掃工場が止まるとどうなる？>	35
第7章	最終処分場の延命化	36
1	最終処分場の延命化に当たって	36
2	最終処分量削減に向けた取組	36
3	最終処分量の計画	37
第8章	生活排水処理基本計画	38
1	現状	38
2	基本方針	38
3	処理計画	39
	<コラム 資材も人件費も…施設整備費高騰の波>	41
	<コラム 最終処分場を1日でも長く使うために ①>	42

【資料編】

I	前計画の取組状況	43
	＜コラム 脱炭素に向けた取組（CCUSについて）＞	52
II	ごみ量推計	53
1	家庭ごみ量の推計	53
2	事業系ごみ量の推計	56
	＜コラム カーボンニュートラルを目指して ②＞	58
III	清掃工場の施設整備	59
1	施設整備計画の策定方法	59
2	必要となる焼却余力	60
3	計画年間焼却能力	61
4	整備に伴う準備期間と標準的な整備期間	64
5	整備検討対象工場の現況	65
6	清掃工場の稼働年数の推移	68
7	施設規模の平準化と安定的な焼却能力の確保	68
8	建設工事における費用縮減の取組	72
9	施設整備計画の策定とごみ量	73
IV	不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の施設整備	74
1	不燃ごみ及び粗大ごみの処理量の推移	74
2	各施設の現状と課題	74
V	最終処分量削減の取組	76
1	焼却灰の資源化	76

2	不燃ごみ・粗大ごみの処理	77
VI	ごみ減量の可能性	79
1	国の動向	79
2	東京都の動向	80
	<コラム ごみを燃料にして飛行機を飛ばす>	83
3	ごみの性状から見たごみ減量の可能性	84
	<コラム 最終処分場を1日でも長く使うために ②>	85
	<参考>施設配置図及び施設一覧	86

**東京二十三区清掃一部事務組合
キャラクター紹介**



くみちゃん



清掃工場のお兄さん



キャット兄さん

ごみ怪獣たち



カーネン



フーネン



キング・ソータイ

はじめに

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、東京23区の一般廃棄物の中間処理について定めるもので、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に沿って概ね5年毎に改定することとしています。

令和3年2月に前計画を改定した以降、国は令和5年6月には2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素や循環型社会の実現に向けた資源循環の強化など新たな視点を追加した「廃棄物処理施設整備計画」を策定し、令和6年8月に循環経済を国家戦略とする「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定しています。また、令和7年2月には第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させた目標値とするため「廃棄物処理基本方針」を改定しています。

東京都では、令和3年9月に持続可能な資源利用と廃棄物・リサイクルシステムの強化と、大都市としての活力を維持し、社会の発展を目指すため「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。

さらに、令和7年3月には、2050年までのCO₂排出実質ゼロの実現に向けたビジョンと具体的な取組やロードマップを「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」として、従来目標の2030年温室効果ガス削減量50%の先を見据えた実効性のある取組と重点プロジェクトを策定しました。

本計画の改定に当たっては、こうした国や東京都の廃棄物処理に係る取組や社会環境の変化を踏まえ、検討を開始しましたが、将来のごみ量推計と、それに基づく清掃工場整備計画を多角的な視点から精査、検討を重ねたため、改定時期を当初より1年半延期した令和8年度としました。

なお、前述の国や東京都の施策を踏まえ、今後、23区のごみを取り巻く状況は大きく変化していく可能性が考えられます。清掃一組では、このような社会情勢等の変化に対応していくため、適宜、本計画の見直しを行っていきます。

第1章 一般廃棄物処理基本計画の改定について

1 清掃一組の一般廃棄物処理基本計画

23区の清掃事業は、ごみ、し尿の収集・運搬及び資源の回収を各区が、ごみの中間処理及びし尿等の前処理を23区による共同処理として清掃一組が実施し、最終処分は23区と清掃一組が東京都に委託しています。このため、清掃一組の計画は、焼却処理等によるごみの中間処理及びし尿の公共下水道投入を主な内容としています。

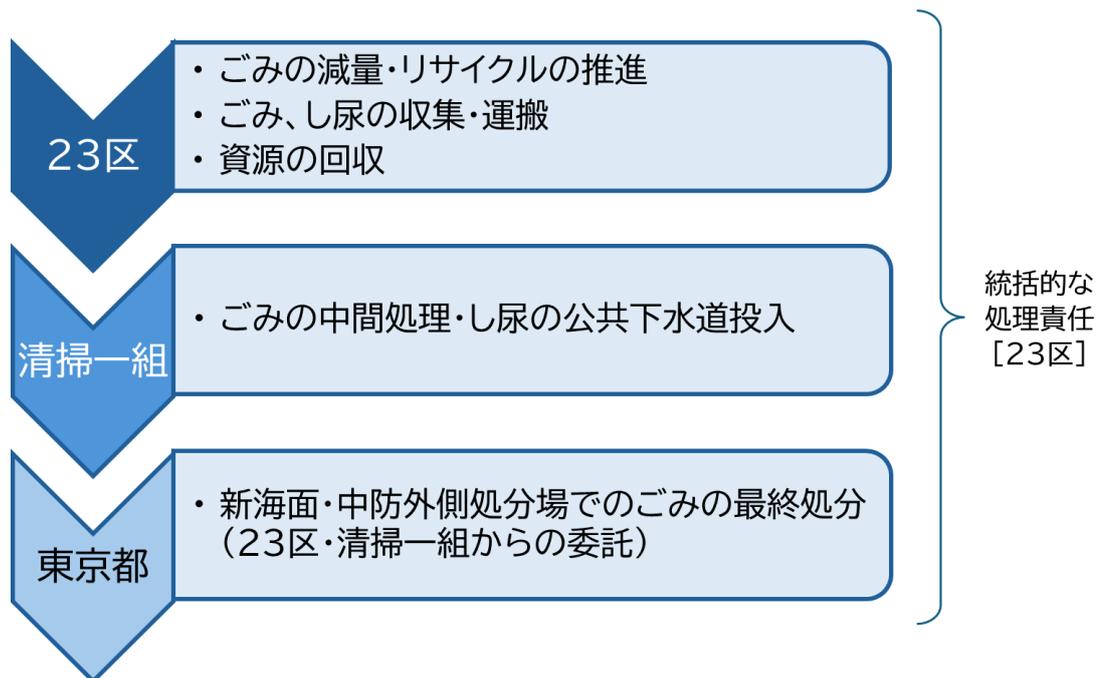


図-1-1 23区・清掃一組・東京都の役割

2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、清掃一組の中長期の総合的な計画である「東京二十三区清掃一部事務組合基本計画」（以下「基本計画」という。）を踏まえ、一般廃棄物の中間処理等に関する基本的な事項について定めたものです。

また、改定に当たっては、図-1-2に示すとおり、国、東京都及び23区の計画等と調和を図って策定します。

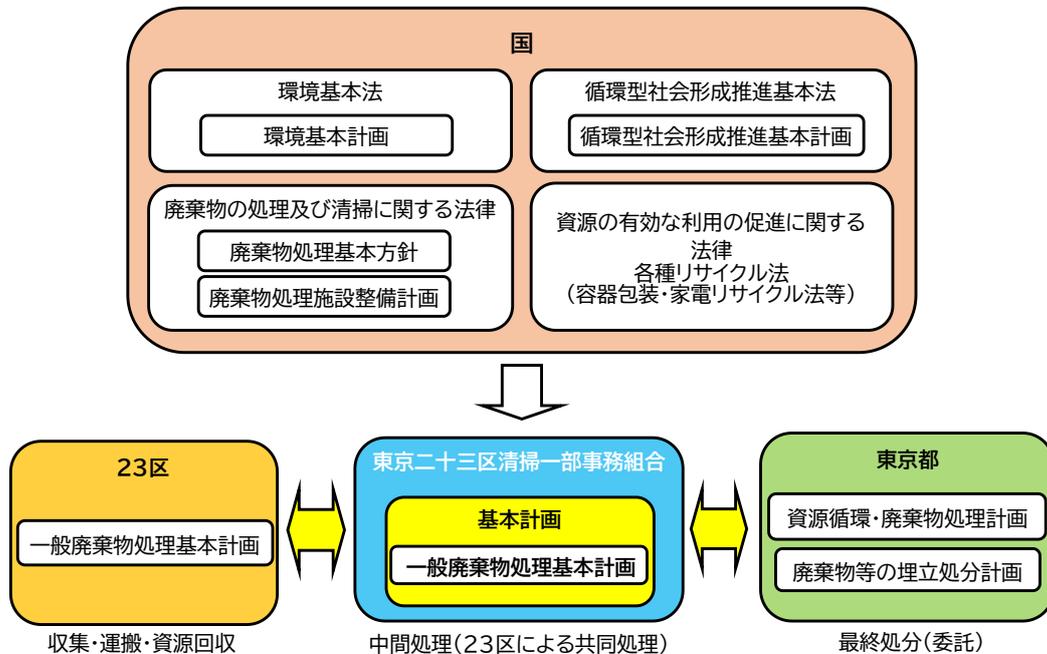


図-1-2 本計画と各種計画との位置付け

3 一廃計画改定の経過と基本的な考え方

清掃一組の一廃計画は、国の「ごみ処理基本計画策定指針」（以下「策定指針」という。）に沿って概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に、適時見直し改定を行います。

本計画（第6次一廃計画）は、計画期間内のごみ量推計と、それに影響を受ける清掃工場整備計画を多角的な視点から精査・検討を重ねたため、改定時期を当初より1年半延期し、令和8年度に改定することとしました。

なお、次期計画（第7次一廃計画）の計画期間は令和12年度からとする予定です。

表-1-1 これまでの一廃計画改定の経過

	策定・改定年月	計画期間
第1次一廃計画	平成12年4月	平成12年度から平成23年度まで
第2次一廃計画	平成18年1月	平成18年度から平成32年度まで
第3次一廃計画	平成22年2月	平成22年度から平成32年度まで
第4次一廃計画	平成27年2月	平成27年度から平成41年度まで
第5次一廃計画	令和3年2月	令和3年度から令和16年度まで
第6次一廃計画（本計画）	令和8年度	令和8年度から令和22年度まで

一廃計画の改定は、次の基本的な考え方に基づき行います。

- (1) 本計画の目標は、「基本計画」を踏まえ設定します。
- (2) 国の策定指針で一部事務組合や広域連合は、構成区市町村と十分協議しながら、ごみ処理計画を策定する必要があるとしています。本計画は、特別区長会で確認された「施設整備計画策定のための連携」を踏まえ、23区や東京都の委員が参画する東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会を設置し、23区や東京都と連携して策定しています。

1 また、本計画の改定に当たっては、前計画の施策の体系や取組等を参考としつつ、国や
2 東京都の施策及び社会環境の変化を踏まえるとともに、23区の計画の内容を把握した上
3 で、以下の事項を検討します。

4
5 ア ごみ量

6 ごみ量の予測は、国の策定指針に基づき、人口動態や社会・経済情勢、関連法令などの
7 趣旨を踏まえた上で行います。

8
9 イ 施設整備計画

10 安定的かつ効率的な処理を基本としつつ、財政負担の平準化についても配慮します。
11 また、施設規模のアンバランスの是正についても検討します。

12
13 ウ 最終処分量

14 最終処分量の目標は前計画を基本としつつ、最終処分量の削減に向けた新たな取組
15 について検討します。

16
17 4 廃棄物処理を巡る国、東京都及び23区の動向（令和7年度時点）

18 (1) 国の計画及び方針

19 ア 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年度から令和12年度まで）

20 循環型社会形成推進基本法に基づき策定される計画で、令和6年8月に第五次計画が
21 策定されました。この計画では、地方公共団体と各地域主体との連携・協働による循環
22 システムの構築、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環や廃棄物管理基盤の強靱化、
23 廃棄物の適正処理・環境再生などを掲げ、その実現に向けた施策とその指標や目標値が
24 示されています。なお、新たな指標として廃棄物の排出抑制や循環利用の状況を把握
25 するという観点から「1人1日当たりごみ焼却量」の目標値が示されました。

26 令和6年9月5日環境省通知「令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設
27 の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日平均排出量について（通知）」では、
28 それぞれの区市町村における令和2年度の実績に対して16%減じた数値と580グラム
29 とを比較して大きい方の数値を「計画1人1日平均排出量」の上限値として設定する
30 とされています。施設整備の主要財源となっている国の循環型社会形成推進交付金に
31 おいて、新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎に上限値が
32 設定されたもので、重要な指標となっています。

33 表-1-2 第五次循環型社会形成推進基本計画の目標

34

指標	令和12年度目標
1人1日当たりごみ焼却量	約580g
入口側の循環利用率 (原材料の投入量に占める再生資源の比率)	約19%
出口側の循環利用率 (廃棄物の排出量に占める再生資源化量の比率)	約44%
最終処分量	約1,100万トン

1
2 イ 廃棄物処理基本方針

3 廃棄物処理基本方針（令和7年2月環境省告示第6号）は、廃棄物処理法第5条の2
4 第1項の規定に基づき、環境大臣が廃棄物の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その
5 他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められました。

6 令和7年2月に第五次循環型社会形成推進基本計画で掲げた目標数値との整合をとる
7 変更が行われ、目標値が以下のように示されました。

8
9 表-1-3 廃棄物処理基本方針の目標値

項目	令和12年度目標
排出量	令和4年度比 約9%削減
出口側の循環利用率	約26%
最終処分量	令和4年度比 約5%削減

10
11
12 ウ 廃棄物処理施設整備計画（令和5年度から令和9年度まで）

13 廃棄物処理基本方針に即して策定される計画で、令和5年6月に策定されました。
14 新計画では、従来から取り組んできた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環
15 の強化、災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、脱炭素化の推進と地域循環共生圏の
16 構築に向けた取組について明記しているほか、2050年カーボンニュートラルに向けた
17 脱炭素化や循環型社会の実現に向けた資源循環の強化の視点などを追加し、脱炭素化・
18 資源循環の一体推進を目指しています。

19 また、施設の整備に当たっては、その費用が国や地方の財政を圧迫することのないよう、
20 広域化・集約化による効率的な施設整備の取組に加え、長寿命化・延命化等を含めた維持
21 管理や計画的かつ合理的な施設整備により、施設の建設・維持管理・解体に係るトータル
22 コストを縮減・平準化することが求められています。

23
24 表-1-4 廃棄物処理施設整備計画の目標

項目	令和9年度目標
ごみのリサイクル率	28%
最終処分場の残余年数	令和2年度の水準（22年分）を維持
期間中に整備された ごみ焼却施設の発電効率の平均値	22%

1
2 (2) 東京都の計画

3 東京都は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、持続可能な資源利用と廃棄物・
4 リサイクルシステムの強化と、大都市としての活力を維持し社会の発展を目指すため、
5 令和3年9月に東京都資源循環・廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の削減や再生利用率の
6 向上等による最終処分量の削減を目指しています。また、令和4年2月には新海面処分場
7 の延命化のために、廃棄物等の埋立処分計画が改定され、一般廃棄物の最終処分量の計画
8 目標値が以下のように示されています。

9 また、令和元年に宣言された「2050年ゼロエミッション東京」に基づき、廃棄物の3R
10 +Renewableの推進をはじめ、プラスチック削減プログラムによるCO₂排出実質ゼロの
11 プラスチック利用、食品ロスの削減といった取組を実施しています。また、本戦略の策定
12 に当たって重要な視点である気候変動の緩和策及び対応策の展開、資源循環分野を本格的
13 な気候変動対策へ位置付けるなど、あらゆる分野における目標実現に向けた取組を強化
14 していくこととしています。

15
16 ア 東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3年度から令和7年度まで）

17
18 表-1-5 東京都資源循環・廃棄物処理計画の目標

19

項目	令和7年度目標	令和12年度目標
一般廃棄物排出量	440万トン	410万トン
プラスチック 焼却削減量	—	40%(2017年度比)
一般廃棄物 再生利用率	31%	37%
最終処分量 (一般廃棄物)	23万トン (平成30年度比26%削減)	19万トン (平成30年度比39%削減)

20

21 ※ 上記計画は、令和8年3月に新計画が策定される予定となっています。

22
23
24 イ 廃棄物等の埋立処分計画（令和4年度から令和18年度まで）

25
26 表-1-6 廃棄物等の埋立処分計画の目標値

項目	計画期間15年間 合計
埋立処分計画量	308万トン (161万m ³)

27
28
29
30
31

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

(3) 23区の計画

23区は各区で発生するごみの収集・運搬及び資源の回収を実施する役割を担っており、各区において一廃計画を策定しています。各区の一廃計画では、国や東京都の動向を踏まえ、ごみの減量・リサイクルの推進に向けた目標と取組施策を定めています。

具体的な施策の例としては、製品プラスチックの資源回収が順次進められているほか、食品ロスの削減に向けた取組などが行われています。これらの施策は、それぞれの区が個別に取り組んでいます。

また、国や都と連携し、製品を製造する段階から廃棄処理やリサイクルを踏まえた開発を促す上流対策の促進を求め、ごみの発生抑制に向けて取り組んでいます。

(4) 23区の清掃事業の課題に関する検討の経緯と今後の取組

本計画の改定に当たっては、23区において、将来のごみ量推計や更なるごみ減量施策、それらに基づく適切な清掃工場の焼却能力等について検討が行われました。

23区における清掃事業の課題に関する検討の経緯と今後の取組は、次頁に示すとおりです。（特別区長会ホームページより引用）

(検討経緯概要)

23区のごみ量は、1人あたりの量は減る傾向にあるものの、人口増に伴い総量の増加が見込まれることに加え、今後、清掃工場建替え時期が集中することから、全量焼却体制を維持するために、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の第6次一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）の検討においては、現在使用していない灰溶融炉を、焼却炉として置き換え可能な5工場の焼却能力拡大に関する論点を中心に、23区として議論を進めてきた。

23区では、施設整備費の高騰への対応や更なるごみ減量施策の必要性から、従来の手法による推計（清掃一組推計）(*1)に加え、23区一斉開始を想定する3つの施策（①資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制、②廃棄物処理手数料の増額、③家庭ごみの有料化）の減量効果を含む推計を行い、比較・検証した上で、一廃計画の検討を進める方針とした。

なお、23区間において、清掃工場の配置や規模等の様々なアンバランスが存在しており、是正を図っていく必要があることを、過去の特別区長会（以下「区長会」という。）(*2)で確認していることから、この視点も考慮し、検討を進めることとした。

この方針に基づき、区長会は、外部委員等からなる「清掃工場整備計画に関する検証委員会」に諮問し、答申を得たうえで、施設整備計画(*3)に用いるべきごみ量推計について議論を行った。その結果、ごみ減量施策には不確実性が残ることを十分に考慮し、安定的な全量焼却体制を確保するために、過去の区長会において決定した推計手法であり、23区の実態を最も反映している推計である「清掃一組推計」を用いた施設整備計画を策定する方針を確認した。

また、23区一斉開始を想定する3つの施策の実施に向けた検討を進めた結果、①及び②については、ロードマップを策定して着実に進めることとし、③については、引き続き、実現に向けた検討を進めることを確認した。

なお、新たなごみ減量施策による減量効果については、区長会においてモニタリングを行い、ごみ量実績に反映されたことが確認できた場合には、ごみ量推計を適時見直し、過大・過小とならない焼却能力の確保を図る必要があることも確認した。

併せて、清掃一組は、23区とともに、整備経費と維持管理費を一体として最適化を検討するファシリティマネジメントを導入するなど、施設整備方法の最適化や、運営手法の効率化を追求しながら、工場整備・運営コスト及び財源確保の両面から方策を検討し、持続可能な工場運営を目指していくことを確認した。

(*1) 従来から用いてきた、国の策定指針及び平成17年に区長会で確認した「長期的なごみ量推計の手法」により、清掃一組が作成した推計をいう。なお、他の推計と区別するため「清掃一組推計」と呼び分けるものである。

(*2) 東京23区長で構成する任意団体。特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

(*3) 施設整備計画とは、清掃一組の一廃計画の中で示される清掃工場等の整備計画である。

コラム

ゼロカーボンシティ特別区

地球温暖化に伴う気候変動により世界各地で自然災害が発生しています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しない脱炭素社会の実現に向け、国は2050年にカーボンニュートラルを達成することを目標に掲げています。

特別区では、2050年までにゼロカーボンシティ特別区の実現を目指すことを令和5年10月16日に宣言しました。清掃一組においても、熱エネルギーの一層の有効利用や省エネルギー対策などに取り組むことで、特別区の地球温暖化対策に貢献します。



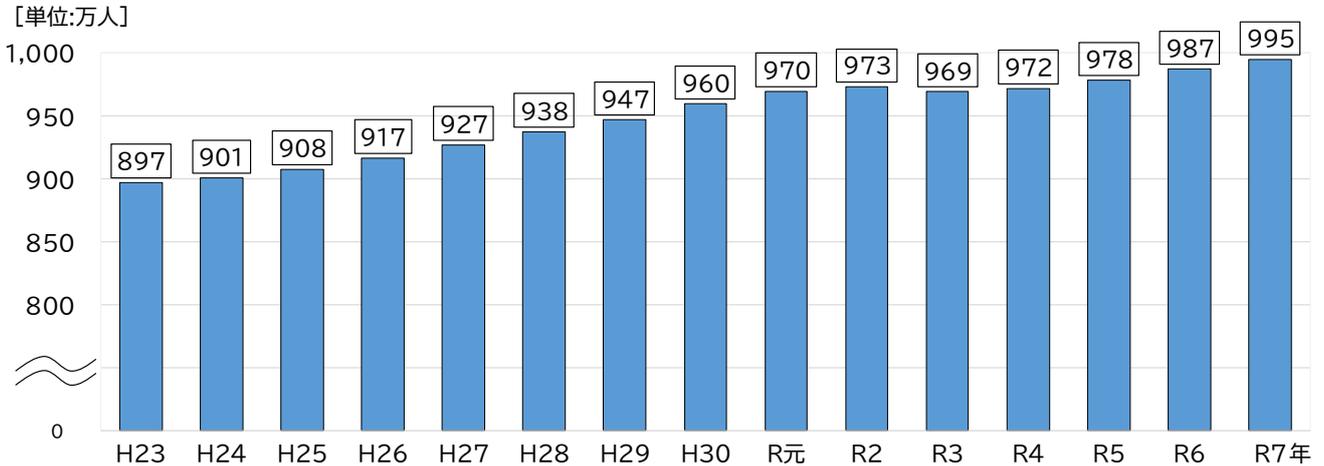
令和5年10月16日 脱炭素に向けた共同宣言（写真提供：特別区長会）

1 第2章 23区の概況とごみ処理の現状

2 1 人口及び事業所数

3 (1) 人口

4 23区の人口は、令和7年10月1日現在で9,947,644人であり、東京都全体の約70%
5 を占めています。令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響による人口の流出などが
6 あり減少したものの、令和4年以降は再び増加に転じています。

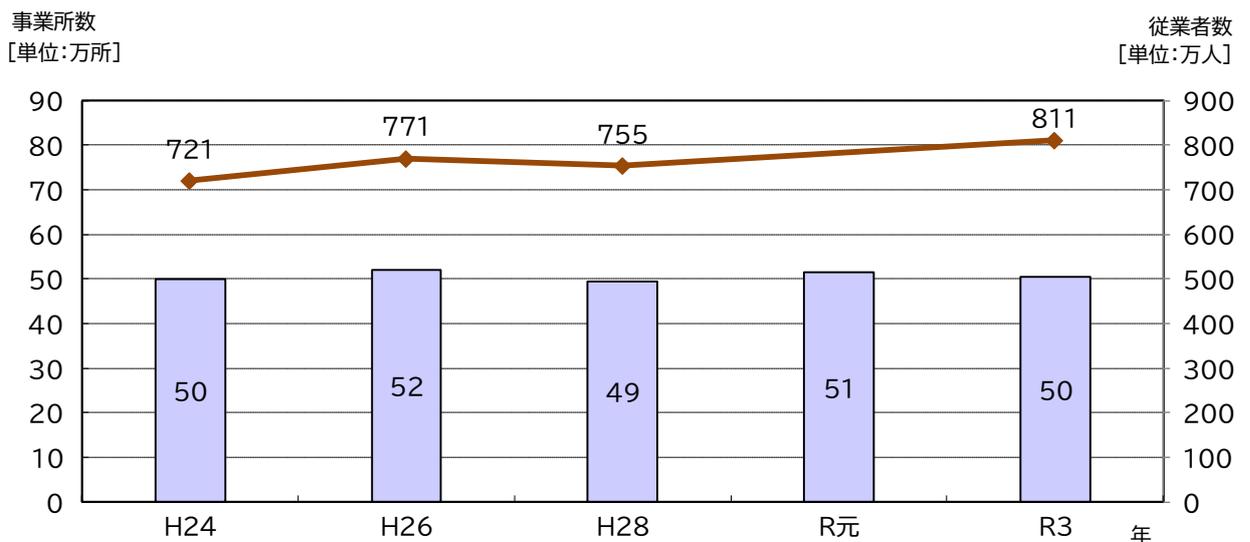


7 ※ 令和4年までの人口は、「東京都統計年鑑 人口・地域別(平成27、30年、令和4年)」による数値。
8 令和5～7年の人口は、「東京都の人口(推計)(東京都)」による各年10月1日現在の数値。

9 図-2-1 人口の推移

10 (2) 事業所数

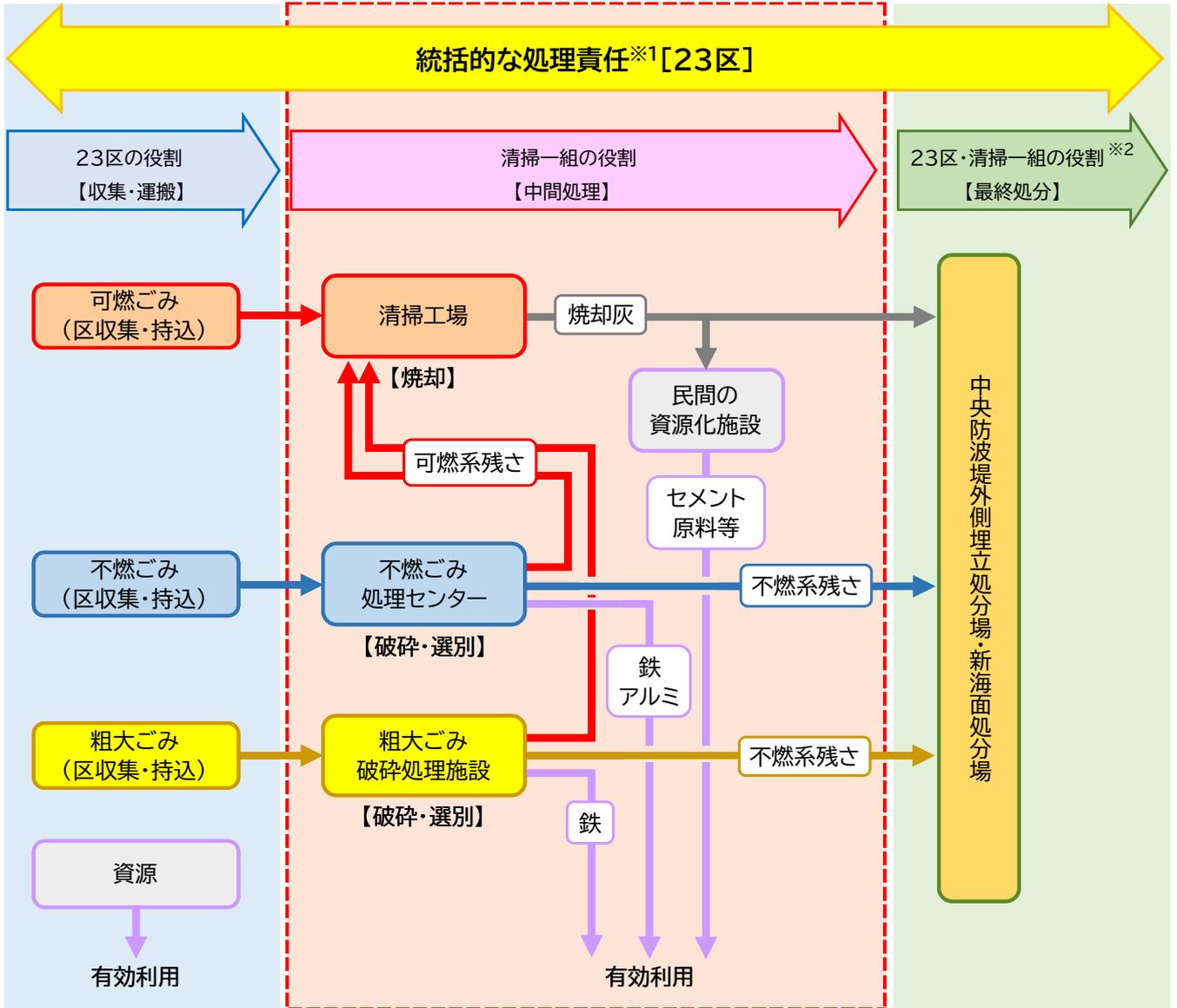
11 23区の実業所数は、令和3年は503,699事業所(従業者数8,114,913人)で東京都
12 全体の約80.1%を占めており、23区のごみ量に占める事業系ごみの比率の高さの要因に
13 なっています。図-2-2に示すとおり、平成24年以降、事業所数は横ばいですが、従業
14 員数は増加しています。



15 ※ 平成24年、28年及び令和3年は、「経済センサス-活動調査-」(総務省)による数値。
16 平成26年及び令和元年は、「経済センサス-基礎調査-」(総務省)による数値。
17 令和元年の従業者数は、「新規把握事業所」のみ調査項目となったためデータがない。

図-2-2 事業所数及び従業者数の推移

- 1 2 ごみ処理の流れ
 2 23区におけるごみ処理の流れは図-2-3に示すとおりです。



本計画の範囲

- 3
 4 ※1 廃棄物処理法第6条の2第1項では「市町村は、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上
 5 支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」と定められている。
 6 ※2 最終処分は、最終処分場を設置・管理している東京都に委託して実施している。

図-2-3 ごみ処理の流れ

3 ごみ量及び清掃工場処理量並びに最終処分量

(1) ごみ量

23区のごみ量の実績は図-2-4に示すとおりです。平成23年度以降、ほぼ横ばいとなっていました。令和2年度から新型コロナウイルス感染症に伴う社会・経済情勢の変化の影響で持込ごみ量が減少し、全体で約20万トン減少しました。しかし、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言期間等の影響も少しずつ収まり、持込ごみ量は増加傾向となっています。今後、各区で実施するごみ減量施策や社会・経済情勢の変化によりごみ量は変動するため、引き続き動向を注視していきます。

[単位:万トン]

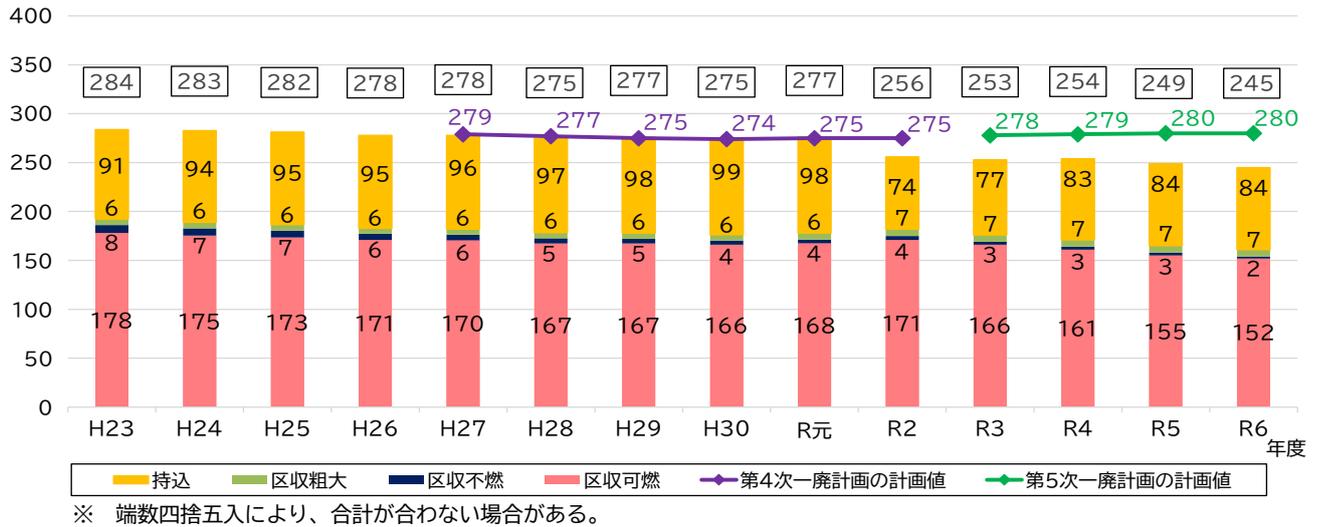
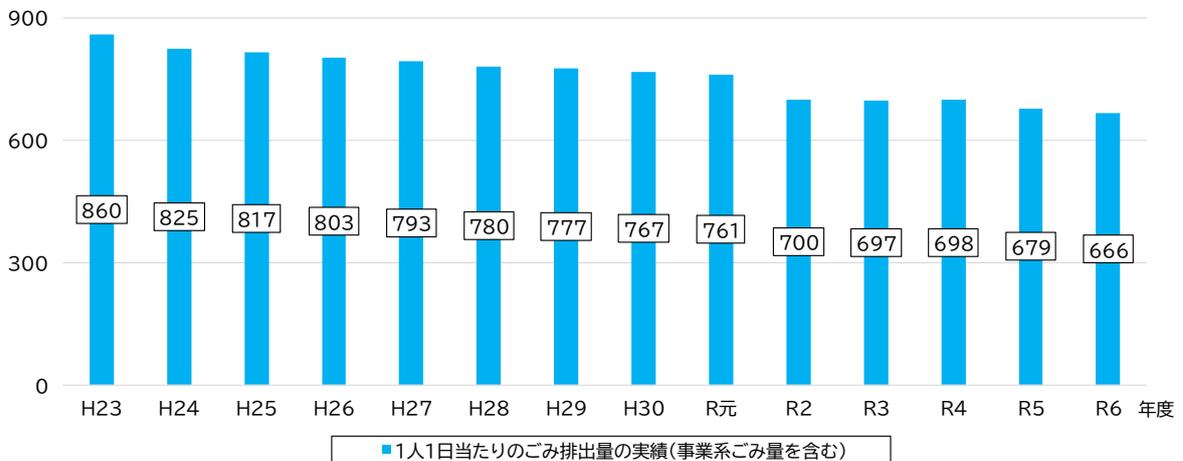


図-2-4 ごみ量の推移

(2) 区民1人1日当たりのごみ排出量

区民1人1日当たりのごみ排出量*の実績は図-2-5に示すとおりです。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により排出量が大幅に減少しました。その他の年度については微減が続いている傾向にあり、令和6年度実績では、区民1人1日当たりのごみ排出量は666グラムでした。各区におけるごみ減量施策や、事業系ごみ量の増減を受けて変動するものとなります。

[単位:グラム/人日]

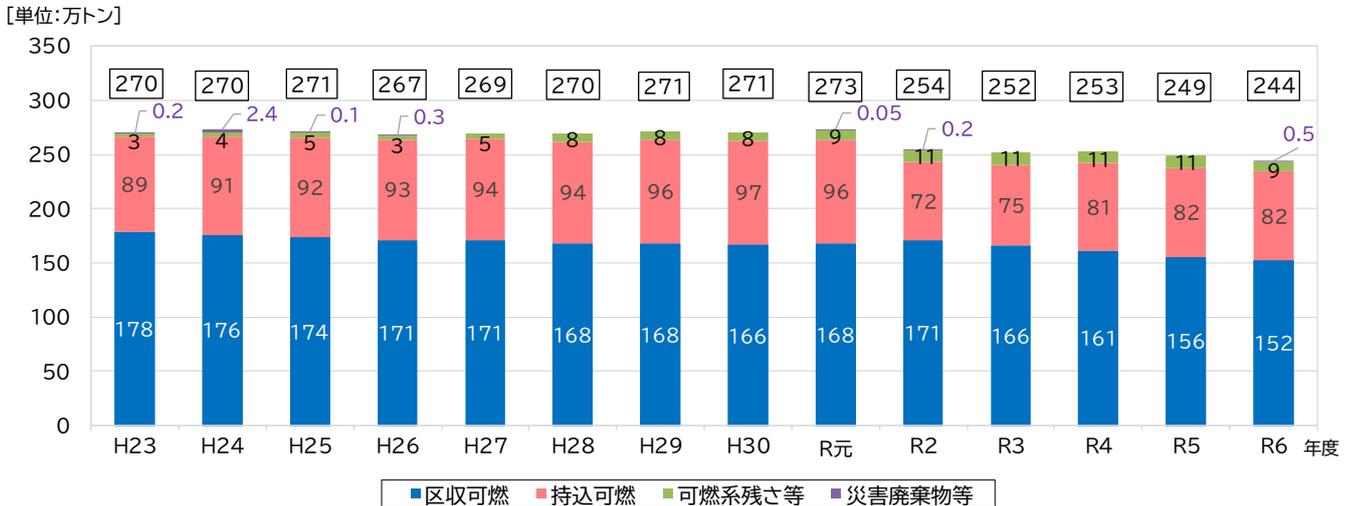


* 「焼却施設における搬入量」(環境省 一般廃棄物処理事業実態調査)を住民基本台帳人口(各年10月1日時点)で除して算出した。

図-2-5 区民1人1日当たりのごみ排出量

1 (3) 清掃工場処理量

2 清掃工場の処理量の実績は図-2-6に示すとおりです。処理量全体では、平成23
 3 年度以降270万トン程度で推移していましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス
 4 感染症の影響等によりごみ量が減少したため、処理量も減少しました。なお、中防不燃
 5 ごみ処理センター第二プラント、京浜島不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設等
 6 で処理した後の可燃系残さについては、令和2年度から最終処分量削減のため全量焼却
 7 しています。



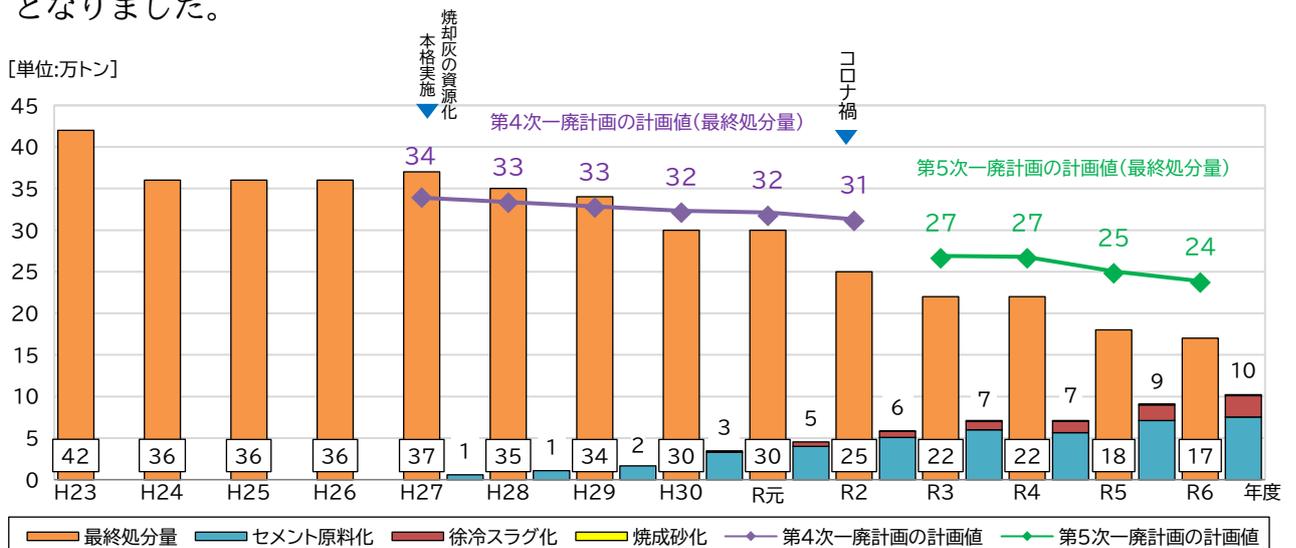
8 ※ 端数四捨五入により、合計が合わない場合がある。

9 図-2-6 清掃工場処理量の推移

10 (4) 最終処分量

11 23区最終処分量の実績は図-2-7に示すとおりです。東日本大震災の影響や、電
 12 力ひっ迫への対応などにより灰溶融処理施設の運営規模を縮小した一方、主灰のセメント
 13 原料化を進めてきた結果、最終処分量は平成30年度に一廃計画の計画値を下回りました。

14 その後、新型コロナウイルス感染症の影響等によりごみ量が減少したことや、焼却灰の
 15 資源化の取組が進んだことで、令和2年度以降大幅に減少し、令和6年度は約17万トン
 16 となりました。



17 ※ 灰の資源化量はセメント原料化、徐冷スラグ化、焼成砂化の合計量を数値で示している。
 18 ※ 焼成砂化の資源化量は少ないため、グラフに表示されない。

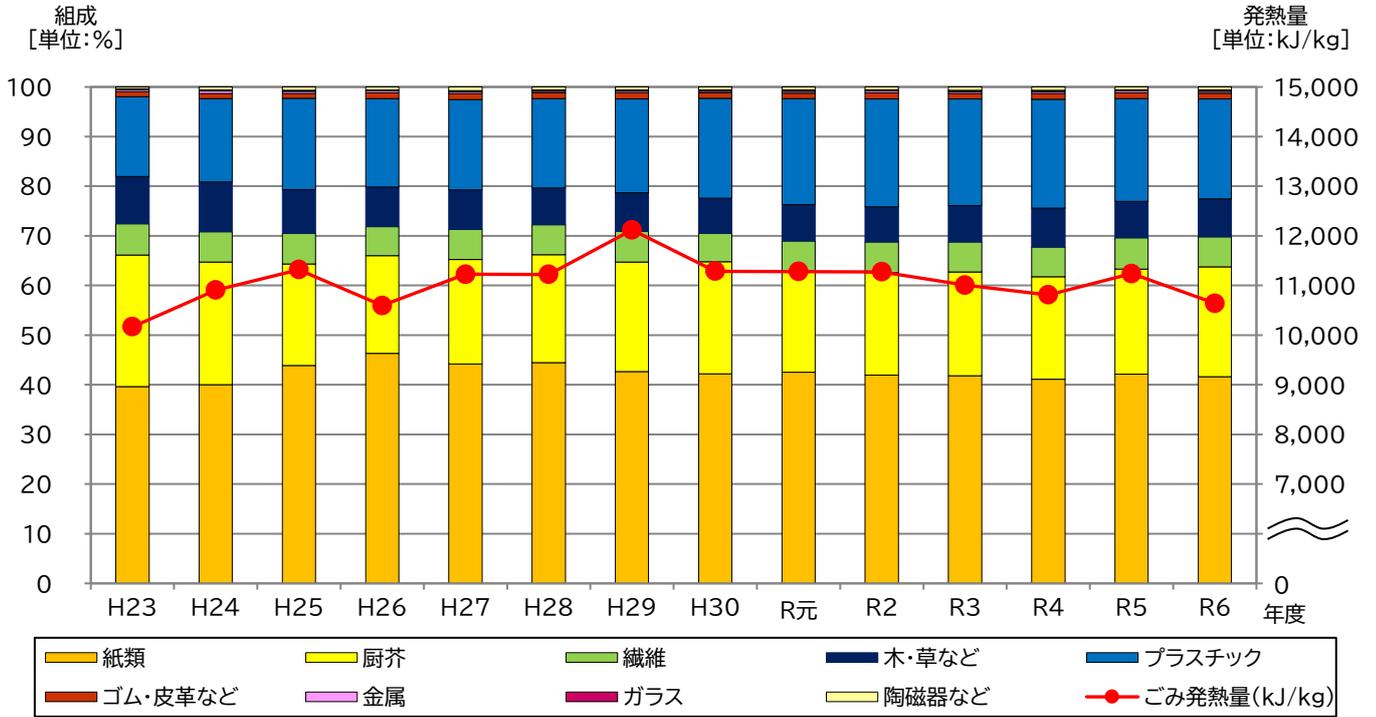
19 図-2-7 最終処分量と資源化量の推移

1 4 ごみの組成

2 (1) 可燃ごみ

3 23区の可燃ごみの組成は図-2-8に示すとおりです。紙類の割合は、平成29年度
 4 以降42%程度で推移しています。プラスチックについては、20%程度で推移しています。
 5 各区においては製品プラスチックの資源回収が順次進められているほか、ごみ減量に
 6 向けた様々な施策、啓発の取組が行われています。これらの取組によってごみの組成は
 7 変化するため、今後の動向を注視していきます。

8 なお、ごみ発熱量については11,000 kJ/kg程度で推移しています。



9 図-2-8 可燃ごみの組成の推移

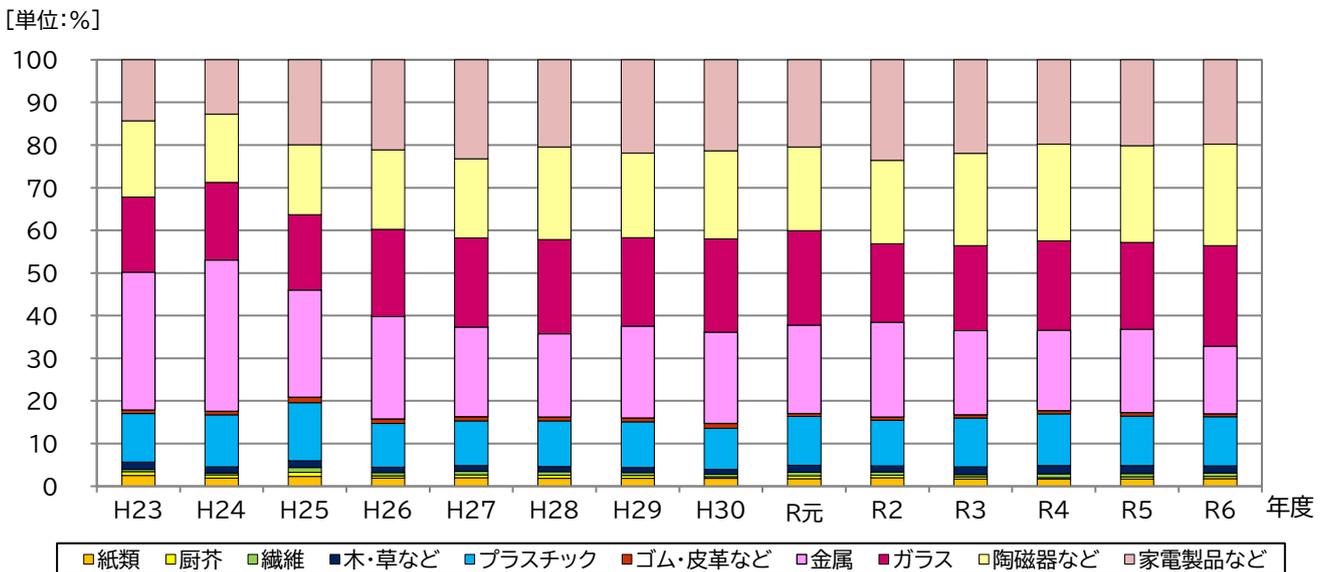
9

10

11

12 (2) 不燃ごみ

13 23区の不燃ごみの組成は図-2-9に示すとおりです。



14 図-2-9 不燃ごみの組成の推移

14

1 5 ごみの中間処理に係る経費

2 23区のごみの中間処理に係る経費は図-2-10に示すとおりです。不燃・粗大処理費や
 3 総務費・職員費等に係る経費には大きな変動はなく、清掃工場の建替えなどによる施設整備費
 4 の変動が全体経費の増減に大きく影響しています。また、ごみ焼却費については、平成29年
 5 度以降、焼却灰の資源化拡大や物価高騰及び労務単価等の上昇により、経費が増加しています。

[単位:億円]

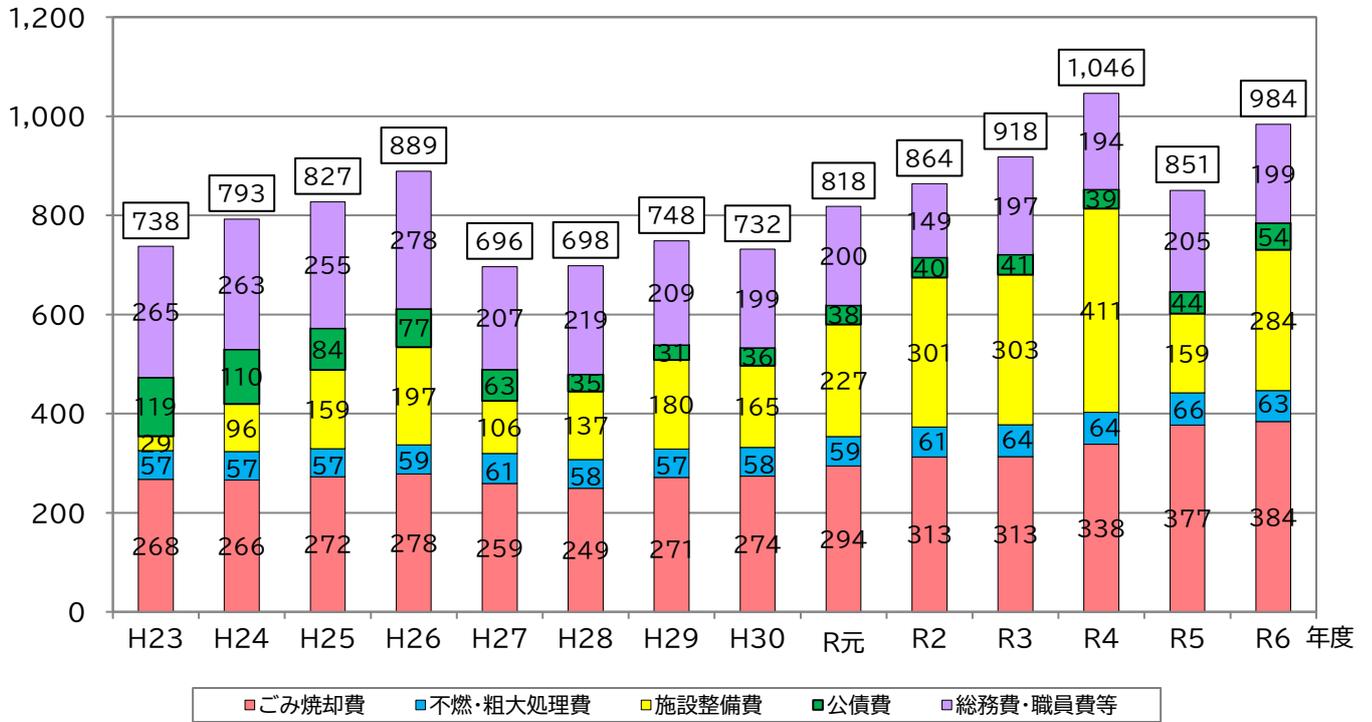
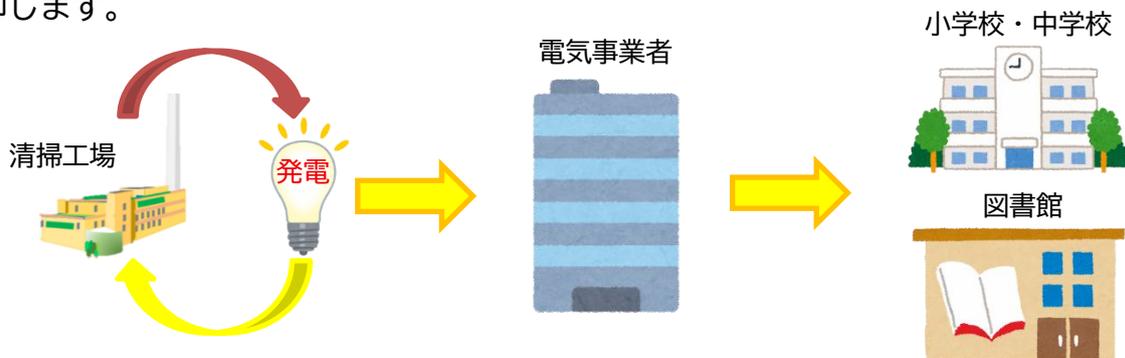


図-2-10 ごみの中間処理に係る経費の推移

コラム

ごみ焼却のエネルギーで発電

清掃工場では、ごみ焼却により発生する熱エネルギーで発電し、清掃工場を稼働するために施設内で利用することで、購入電力量を削減しています。また、余った電気は、電気事業者へ売却します。



1 第3章 前計画の取組状況と課題

2 1 前計画の取組状況（資料編Ⅰ P43 参照）

3 施策1 効率的で安定した全量処理体制の確保

4 設備の定期的な点検・検査を確実に行うとともに、故障が発生した際の原因と対策を
5 分析、事例の共有化を図ることで故障の未然防止につなげています。

6 また、搬入物検査を実施するとともに、悪質な不適正搬入者に対しては23区と連携し
7 て指導を行うことで不適正搬入の未然防止を図っています。

8

9 施策2 環境負荷の低減

10 関係法令等に基づき、排ガスや排水などの公害防止設備の適正な維持管理を行うと
11 ともに、より厳しい自己規制値を設けることで、環境保全対策を徹底しています。

12 また、各施設において導入していた ISO14001 に基づく環境マネジメントシステム
13 による知見を活かし、令和6年度から独自の「いちくみ環境マネジメントシステム
14 (いちくみEMS)」に移行することとし、事業プロセスの中で効率的に環境管理を行う
15 ことで省資源・省エネルギーを含めた環境負荷の低減に継続的に取り組んでいます。

16

17 施策3 地球温暖化対策の推進

18 清掃工場を建て替える際に熱エネルギーをより効率的に回収する高効率発電設備を
19 導入するほか、省エネ機器を導入しています。

20 また、清掃工場で発電した余剰電力を有効活用することで温室効果ガス排出量の低減
21 を図るなど地球温暖化対策に努めています。

22

23 施策4 最終処分場の延命化

24 焼却灰のセメント原料化や徐冷スラグ化を順次拡大するとともに、焼成砂化について
25 も、実証確認等を行い、安全かつ安定的に資源化を実施できることが確認できたため、
26 令和4年度から本格実施しています。

27 また、清掃工場では不燃ごみ・粗大ごみの可燃系残さを焼却処理することで最終処分量の
28 削減に取り組んでいます。

29

30 施策5 災害対策の強化

31 災害発生時の対応の実効性を図るため、「東京二十三区清掃一部事務組合震災等事業
32 継続計画」及び「東京二十三区清掃一部事務組合災害対策マニュアル」を改定し、防災
33 訓練を行うことで、職員の危機管理意識及び対応力の向上を図っています。

34 また、現在建替えを行っている清掃工場を含めた各施設において、地域防災への貢献策
35 に計画的に取り組んでいます。

36

37

38

39

40

1 2 前計画の取組における課題（資料編 I P43 参照）

2 前計画の取組における課題は以下のとおりです。本計画においても、引き続き取組を進めて
3 いきます。

4
5 (1) 不適正搬入防止対策

6 不適正搬入率は、持込ごみ、区収集ごみともに平成 27 年度以降横ばいが続いており、
7 区収集ごみでは概ね 30%台で推移しています。特に、水銀含有ごみや、近年課題となっ
8 ているリチウムイオン電池などの二次電池は、搬入物検査で見つけることが非常に難し
9 く、清掃工場での水際の対策だけでは搬入を防ぐことができません。このため、23区及
10 び東京都と連携し、排出者である区民や事業者に適正な排出を啓発していく必要があります。
11 ます。

12
13 (2) 計画的な施設整備の推進

14 平成初頭から短期間に多くの清掃工場が整備され、今後は順次建替え時期を迎えます。
15 また、清掃工場の平均稼働年数は長期化する傾向にあり、今後もこの傾向が続きます。
16 稼働年数の長期化に伴う経年劣化の進行により、故障停止日数の増加や焼却能力の低下
17 が想定されます。さらに、ボイラなどの熱回収設備の大型化等により、施設整備時に現在
18 と同じ焼却能力を維持することが難しくなることも想定されます。将来にわたって安定
19 的な全量処理体制を確保するため、計画的な施設整備を推進していく必要があります。

20 また、建設資材の高騰や労務単価等の上昇の影響により施設整備費も高騰しており、
21 社会環境の変化を踏まえた施設整備を行う必要があります。

22
23 (3) 焼却灰の資源化

24 国内のセメント需要の低下に伴い、セメント工場での焼却灰の受入量が減少傾向に
25 あります。

26 また、燃料費高騰に伴う資源化コストの上昇についても、大きな課題となっています。
27 引き続き、資源化量を確保するため、柔軟に対応していく必要があります。

1 第4章 本計画の施策及び取組

2 1 本計画の施策体系

3 本計画については、前計画の体系を基本的に維持し、「循環型ごみ処理システムの推進」を
4 目標として、5項目の施策と16の取組により、循環型社会形成に寄与していきます。

5
6
7

表-4-1 本計画の施策体系

目標	施策	取組
循環型ごみ処理システムの推進	1 効率的で安定した全量処理体制の確保	(1) 安定稼働の確保 (2) 収集に配慮した受入体制の確保 (3) 不適正搬入防止対策 (4) 計画的な施設整備の推進 (5) ごみ処理技術の動向の把握
	2 環境負荷の低減	(6) 環境保全対策 (7) いちくみ環境マネジメントシステムの活用
	3 地球温暖化対策の推進	(8) 熱エネルギーの一層の有効利用 (9) 地球温暖化対策への適切な対応 (10) その他の環境への取組（太陽光発電、雨水利用等）
	4 最終処分場の延命化	(11) 焼却灰の資源化 (12) ごみ処理過程での資源回収 (13) 破碎処理残さの最終処分量削減
	5 災害対策の強化	(14) 災害等発生時の体制確保 (15) 清掃工場の強靱化 (16) 地域防災への貢献

8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

1 2 本計画の取組

2 前計画の施策体系を基本的に継承することから、取組についても前計画等を参考としつつ、
3 国や東京都の施策及び社会環境の変化を踏まえ、表-4-2のとおりとします。

4

5

表-4-2 本計画の取組

施策	1 効率的で安定した全量処理体制の確保
取組 内容	<p>(1) 安定稼働の確保</p> <p>施設の運営に当たっては、ごみ量・ごみ質の変化に対応した運転・監視を的確に行うとともに、適切な日常及び定期の点検・検査・補修を行います。</p> <p>また、故障事例などの分析による的確な予防保全を行うなど、保全技術の維持向上に取り組み、故障及び計画外停止の低減に努めます。</p> <p>さらに、製作に時間を要し、調達が困難な部品を計画的に購入するなど、工場間を含めて在庫を適切に管理していくことで故障時の早期復旧に努めます。</p>
	<p>(2) 収集に配慮した受入体制の確保</p> <p>ごみの収集運搬の効率等に配慮した搬入先の調整に努めます。</p> <p>また、日曜搬入、早朝搬入及び夜間搬入は、継続していきます。</p>
	<p>(3) 不適正搬入防止対策</p> <p>中間処理施設へ不適物が搬入されるのを防止するため、引き続き23区と連携し、搬入者へ継続的な指導及び周知啓発を推進します。</p> <p>施設への不適正搬入を防止するため、継続して搬入物検査を実施し、悪質な不適正搬入者に対しては、23区と連携して指導を強化するとともに、著しく悪質な場合は清掃一組の規定に基づき、厳正に対応します。搬入物検査については、不適正搬入の状況や傾向を踏まえた上で、より効果的な防止策となるよう随時見直しを進めていきます。</p> <p>また、水銀含有ごみなどの不適正搬入物の搬入を防止するため、引き続き23区及び東京都と連携するとともに、広報誌や動画等による広報・啓発活動を進めていきます。さらに、近年課題となっているリチウムイオン電池などの二次電池については、今後、不適正搬入物とする方向で各区との調整を進めます。</p>
	<p>(4) 計画的な施設整備の推進</p> <p>施設整備計画に用いるごみ量は「長期的なごみ量推計の手法」に則り適時見直すとともに、ごみの効率的で安定した全量処理を前提に、過大・過小とならない焼却能力を確保した上で、清掃工場の現状を踏まえた建替え、延命化及びリニューアルを検討します。施設整備費と維持管理費を一体として最適化を検討するファシリティマネジメントの考え方を踏まえ、持続可能な工場運営、プラントや建物の耐用年数等を考慮した計画的な施設整備を確実に推進していきます。施設整備手法の検討に当たっては、DBO等のPPP/PFI手法の活用による、効率的かつ効果的な施設整備を検討します。</p> <p>また、今後の清掃工場の建設工事に当たっては、社会環境の変化に対応し、施設が周辺環境へ与える影響にも配慮するため、焼却施設としての機能を最重視し、シンプルで合理的な施設建設を目指します。</p>

施策	1 効率的で安定した全量処理体制の確保
取組内容	<p>(5) ごみ処理技術の動向の把握</p> <p>AIの活用や遠隔監視による運転支援技術、焼却処理により発生するCO₂の回収技術のほか、メタン発酵によるバイオガス化や残さ物の肥料化・飼料化など今後展開する可能性のある処理技術等について、その動向の把握に努めます。</p>

1

施策	2 環境負荷の低減
取組内容	<p>(6) 環境保全対策</p> <p>ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質については、燃焼管理により抑制するとともに、公害防止設備により削減・無害化を図り、環境負荷を低減させます。</p> <p>また、清掃工場の排ガスについては、法令による規制基準値を守るだけでなく、より厳しい自己規制値等を遵守することにより、大気汚染防止を図ります。併せて、定期的に測定データをホームページで公表します。</p>
	<p>(7) いちくみ環境マネジメントシステムの活用</p> <p>いちくみ環境マネジメントシステム（いちくみEMS）を運用することで、事業プロセスの中で効率的に環境管理を行い、省資源・省エネルギーを含めた環境負荷の低減に継続的に取り組みます。</p>

2

施策	3 地球温暖化対策の推進
取組内容	<p>(8) 熱エネルギーの一層の有効利用</p> <p>清掃工場の建替えに当たっては、熱エネルギーをより効率的に回収する高効率発電設備を導入するほか、熱供給を継続します。</p>
	<p>(9) 地球温暖化対策への適切な対応</p> <p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」など関係法令等に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の報告や規制を遵守します。</p> <p>また、使用電力量の削減及び発電した電力の有効活用を図り、温室効果ガス排出量を低減させます。</p>
	<p>(10) その他の環境への取組</p> <p>清掃工場の建替えに当たっては、高効率又は省エネルギー（トップランナー制度対象）機器類の導入や通風、採光等の自然エネルギーを活用した省エネルギー対策に取り組みます。</p> <p>また、地表部を中心とした構内緑化を充実させるとともに、地面への蓄熱の抑制及び空調負荷の低減を図ります。</p> <p>さらに、太陽光発電パネル等を設置し、再生可能エネルギーを活用した発電を進めるとともに、雨水を道路洗淨のための散水等として有効利用します。水道水の使用に関しては、生活用水使用箇所における節水器具等の導入を図ります。</p> <p>エネルギー使用の合理化に当たり、設備単位のきめ細かいエネルギー管理を図るため、計測・計量設備を導入します。</p>

施策	4 最終処分場の延命化
取組内容	<p>(11) 焼却灰の資源化 現在取り組んでいる焼却灰のセメント原料化や民間の資源化施設を活用した徐冷スラグ化及び焼成砂化では、安定した資源化実施体制を確保しつつ、資源化量の確保に努め、最終処分量を削減していきます。</p>
	<p>(12) ごみ処理過程での資源回収 不燃ごみ・粗大ごみの破碎処理過程で選別する鉄やアルミニウム等を可能な限り回収していきます。 また、現在整備中の中防不燃・粗大ごみ処理施設では、ごみ処理過程での選別精度を向上させることで最終処分量の削減に努めます。</p>
	<p>(13) 破碎処理残さの最終処分量削減 不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別後の可燃系残さについては、引き続き清掃工場での焼却処理を行い、最終処分量の削減に取り組めます。</p>

施策	5 災害対策の強化
取組内容	<p>(14) 災害等発生時の体制確保 震災発生などの有事においては、各種事業継続計画に基づき、施設の操業継続や搬入体制の確保に努めます。 また、災害廃棄物の処理体制については、国・東京都の災害廃棄物対策の検討状況や現在開催されている23区の「災害廃棄物処理対策検討会」の検討結果を踏まえ、必要な対応を図っていきます。 さらに、清掃工場は季節変動に対応できるよう余力を持った焼却能力を設定しているため、ごみ量が余力を下回る期間で、災害廃棄物の処理が可能となります。そのほか、現在稼働している粗大ごみ破碎処理施設及び中防不燃ごみ処理センター第二プラントについても、中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備工事完了後は停止し、災害発生時等に備えます。</p>
	<p>(15) 清掃工場の強靱化 清掃工場の建替えに当たっては、関係法令などに基づいた工場建物の耐震性を確保します。 また、地盤改良や浸水対策等について立地条件を踏まえた計画とするとともに、停電時でもプラントの再稼働を可能とする非常用発電装置を順次設置します。</p>
	<p>(16) 地域防災への貢献 区民の安全・安心の向上のため、大規模災害発生時における地域防災への貢献について、清掃工場所在区をはじめ、23区とともに検討を進めます。 東京都と協定を結んでいる救出救助機関及び民間ライフライン機関の活動拠点としての活用についても、必要な環境の整備を推進します。</p>

第5章 ごみ量推計

1 長期的なごみ量推計の位置付け

本計画における長期的なごみ量推計は、23区から発生するごみの全量処理を将来にわたり安定的に行っていくために策定する施設整備計画の基礎となるものです。実際に発生したごみ量がごみ量推計を超過した場合は、清掃工場の焼却能力が不足するリスクを生じることに加え、最終処分量の増加を招くこととなります。

なお、本計画のごみ量推計は、特別区長会のもと令和7年4月に設置された学識経験者等による「清掃工場整備計画に関する検証委員会」にて、ごみ量推計方法の妥当性が確認された推計になります。

2 ごみ量推計

(1) 推計の基本的な考え方

国の策定指針では、一部事務組合、広域連合を構成して広域的なごみ処理を行っている区市町村において、処理過程によって事業の実施主体が異なる場合は、各区市町村は自らの事業の範囲を超えてごみ処理基本計画を策定する必要があるとしています。

23区においては、ごみの収集・運搬を各区が行い、中間処理は清掃一組による共同処理としていることから、23区が統一的手法でごみ量を推計しています。

(2) 「ごみ量」の考え方

清掃一組で処理しなければならないごみ量は、策定指針及び平成17年に特別区長会で確認した「長期的なごみ量推計の手法」に則り、家庭ごみと事業系ごみの区分で、推計しており、図-5-1のとおり「ごみ発生量」から「排出抑制量」を差し引いた量となります。

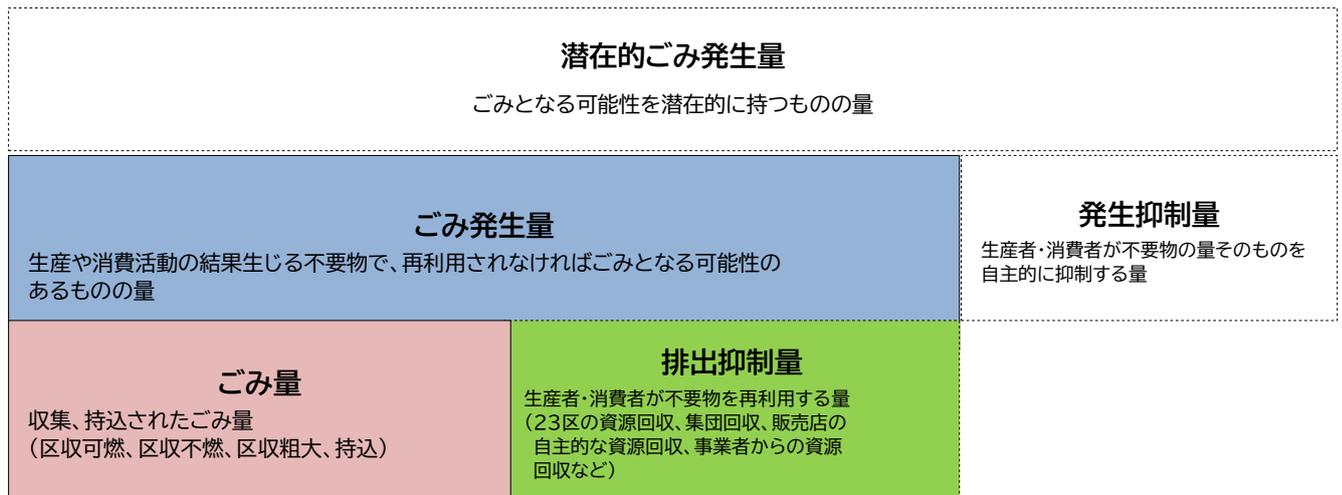


図-5-1 ごみ量の概念

(3) ごみ量の推計方法

ごみ量は、「家庭ごみ」と「事業系ごみ」に分けて算出します。各ごみ量の算出方法は次頁のとおりです。

ごみ量 = **ごみ発生量** - **排出抑制量**

【家庭ごみ】

ごみ発生量 = 複数人世帯ごみ発生原単位（グラム/人日）×複数人世帯人口×年間日数
 + 単身世帯ごみ発生原単位（グラム/人日）×単身世帯人口×年間日数
 + 粗大ごみ量

排出抑制量 = 複数人世帯資源発生原単位（グラム/人日）×複数人世帯人口×年間日数
 + 単身世帯資源発生原単位（グラム/人日）×単身世帯人口×年間日数

【事業系ごみ】

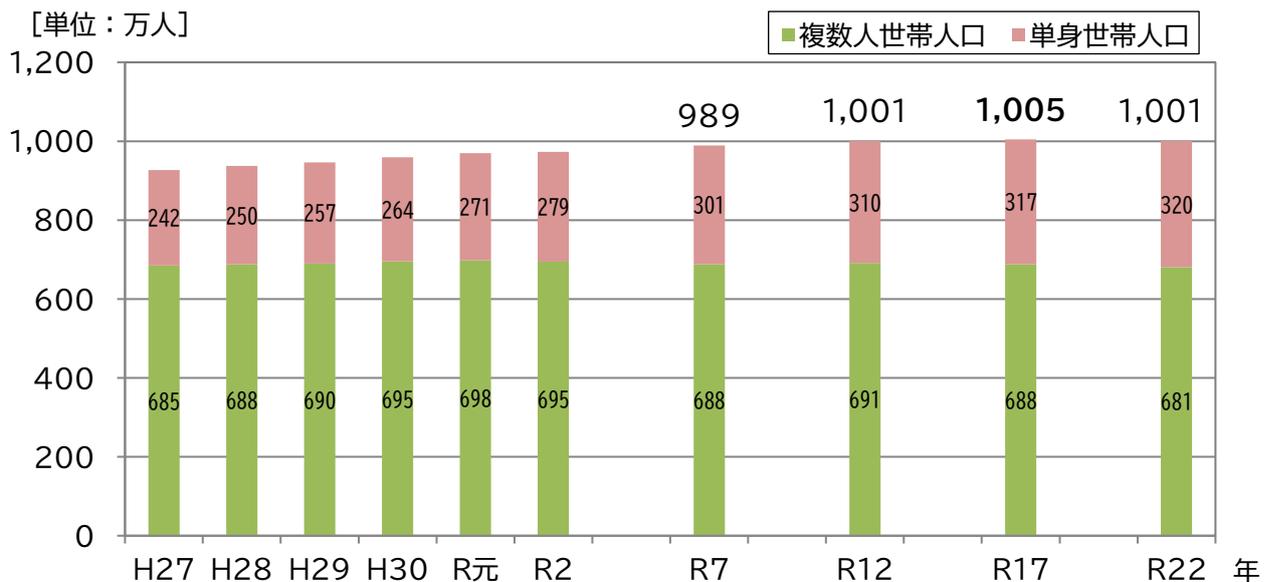
ごみ発生量 = 過去の事業系ごみ発生量と都内総生産の回帰分析

排出抑制量 = 大規模事業所の再利用率 + 中小事業所の排出抑制量

(4) 人口の推移

23区の人口は、「東京都統計年鑑 人口・世帯（平成30年、令和4年）」及び「東京都区市町村別人口の予測（令和6年3月）」を用いて算出しました。

総人口のピークは、約1,005万人（令和17年）、単身世帯人口のピークは、約320万人（令和22年）であり、複数人世帯人口のピークは約698万人（令和元年）となりました。



※ 平成27年度～令和2年度の実績は「東京都統計年鑑 人口・世帯（平成30年、令和4年）」から引用した。
 令和7年度～令和22年度の人口は東京都が推計している「将来の区市町村人口」から引用した。
 複数人世帯人口は、総人口から単身世帯人口を差し引いたものである。

図-5-2 総人口及び単身・複数人世帯人口の推移

(5) ごみ量の推計結果（資料編Ⅱ P53 参照）

家庭と事業系の合計となるごみ量は、家庭ごみ量が緩やかに減少する一方、事業系ごみ量が景気の動向を受けて緩やかに増加していくため、令和17年度以降は、255万トン前後で推移する結果となりました。

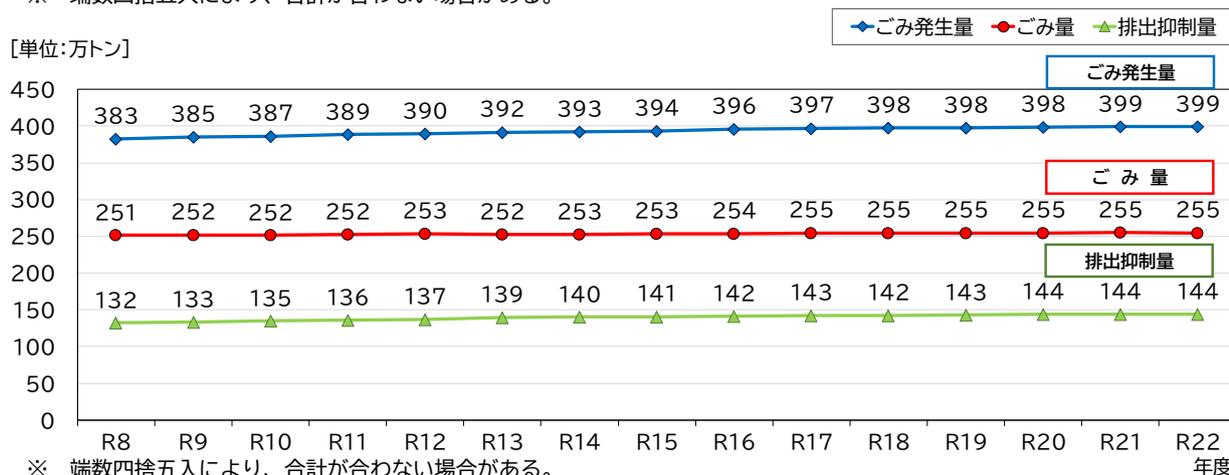
23区においてはそれぞれの区でごみ減量施策に取り組んでいますが、令和17年度まで人口が増加し続け、最大で1,005万人となる予測となっていることから、総量としてのごみ量は減少しない推計結果となっています。

表-5-1 家庭及び事業系ごみ量の推計

単位：万トン

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度
ごみ発生量(A)	383	385	387	389	390	392	393	394	396	397	398	398	398	399	399
家庭	209	209	208	208	207	207	206	205	205	205	204	203	202	202	201
事業系	174	176	179	181	183	185	187	189	191	192	194	195	196	197	198
排出抑制量(B)	132	133	135	136	137	139	140	141	142	143	142	143	144	144	144
家庭	65	65	65	65	65	66	66	65	65	65	64	64	64	63	63
事業系	67	68	70	71	72	73	74	76	77	78	78	79	80	81	81
ごみ量(A-B)	251	252	252	252	253	252	253	253	254	255	255	255	255	255	255
家庭	145	144	143	143	143	141	140	140	140	140	139	139	139	139	138
事業系	107	108	109	110	111	111	112	113	114	115	115	116	116	117	117

※ 端数四捨五入により、合計が合わない場合がある。



※ 端数四捨五入により、合計が合わない場合がある。

図-5-3 ごみ量の推計

3 清掃工場処理量の推計

「清掃工場処理量」は、清掃工場に直接搬入される可燃ごみ量と、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設で生じる可燃系残さを合わせたもので、清掃工場で焼却処理しなければならない処理量になります。推計したごみ量に基づき、過去の実績値などを用いて算出した清掃工場処理量の推計結果は、表-5-2のとおりです。

表-5-2 清掃工場処理量の推計

単位：万トン

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度
①一次処理量	251	252	252	253	254	253	253	254	254	255	255	255	255	256	255
ごみ量	251	252	252	252	253	252	253	253	254	255	255	255	255	255	255
清掃工場	240	241	240	241	242	241	241	242	243	244	244	244	244	244	244
不燃ごみ処理施設	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
粗大ごみ処理施設	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
その他(産廃等※1)	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②二次処理量※2	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
清掃工場	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
処理総量(①+②)	260	261	262	263	264	263	263	264	264	265	265	265	265	266	265
清掃工場処理量	249	250	250	251	252	251	251	252	253	254	254	254	254	254	254
不燃ごみ処理施設処理量	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
粗大ごみ処理施設処理量	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

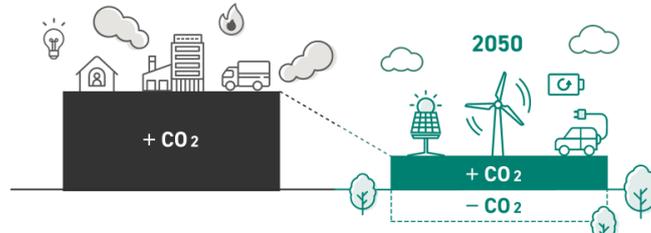
※ 端数四捨五入により、合計が合わない場合がある。

※1 中小事業者の産業廃棄物受入れは中防不燃・粗大ごみ処理施設整備に伴い令和5年12月から令和9年度末まで停止予定である。

※2 二次処理量とは、不燃ごみ・粗大ごみを破碎・選別処理した後に清掃工場へ運搬し、焼却処理する可燃系残さのことである。

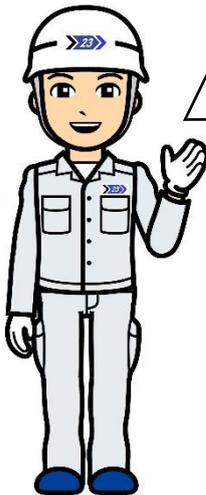
コラム カーボンニュートラルを目指して ①

カーボンニュートラル：CO₂などの温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的な排出量ゼロを実現すること。



出典：環境省ホームページ「脱炭素ポータル」

カーボンニュートラルに向けて清掃工場では
どんなことができるの？



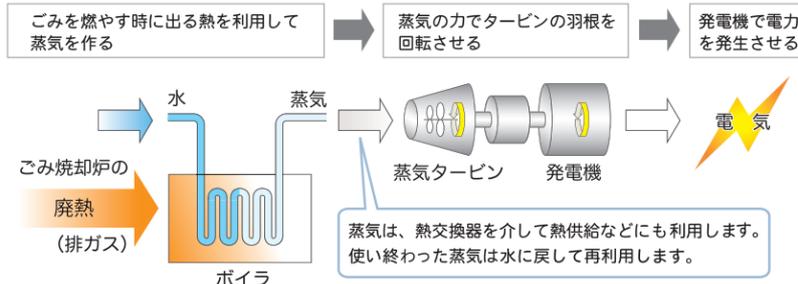
ごみを焼却するとCO₂が発生するけど、
清掃工場ではごみ焼却の熱エネルギーを
利用して発電し、社会全体のCO₂の削減
に努めているんだ。
清掃工場から発生するCO₂を削減する
には、CO₂の元となるごみ、特にプラス
チックごみの減量がとても重要だよ。

可燃ごみが1トン減るとCO₂が約520 kg※
減るのだガオー！
これは、スギ約60本が1年間で吸収する量
に相当するのだガオー！！（参考 林野庁）

※清掃一組の可燃ごみ1トン当たりの
非エネルギー起源CO₂排出量



【豆知識】清掃工場での発電の仕組み



第6章 施設整備計画

1 これまでの清掃工場の施設整備計画の経緯（資料編Ⅲ・7 P68 参照）

これまでの清掃工場は、以下の経緯で整備が進められてきました。（図－6－1）

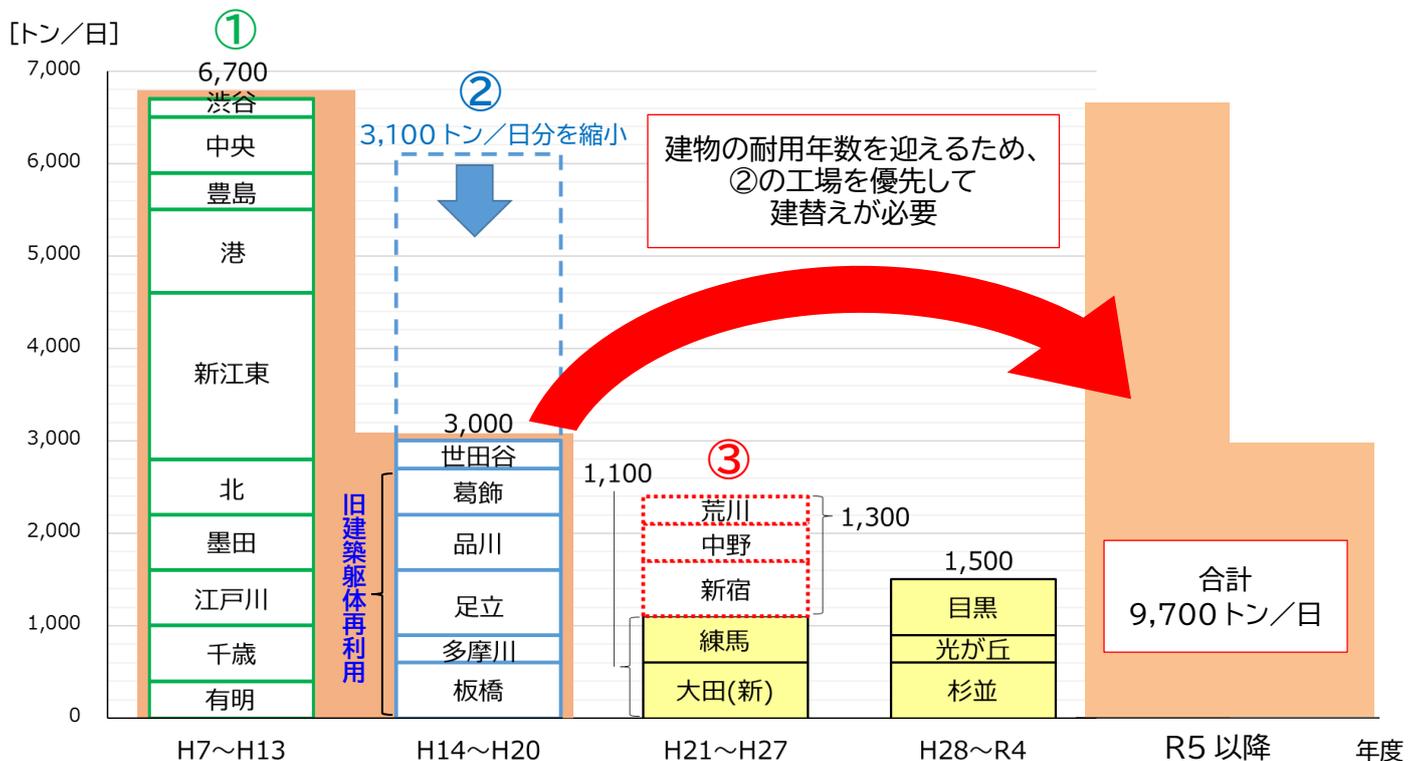
まず、①の時期（平成7年度から平成13年度）には、可燃ごみの全量処理達成のため、集中的に10工場が整備されました。その後、②の時期（平成14年度から平成20年度）には、灰の溶融固化施設を設置することが国庫補助の要件となったことから、6工場の焼却炉の一部を灰溶融炉に置き換えました。そのため、焼却能力（合計3,100トン／日）を縮小せざるを得ませんでした。

また、平成15年7月の特別区長会において、ごみ量減少や危機的な財政状況等を踏まえ、③の時期（平成21年度から平成27年度）に建設を予定していた新宿、中野、荒川の3工場の新設計画が撤回されたことから、建替え時に必要な余力（合計1,300トン／日）を失いました。

その後、平成15年11月の特別区長会により、効率的・効果的な中間処理を行うため、当分の間、清掃一組による共同処理を継続することとなり、23区地域全体を俯瞰した将来の施設整備を考える必要性が生じました。併せて地域アンバランスの是正について検討する必要があることも確認されました。

以上の経緯から①、②の時期に集中的に整備された合計9,700トン／日の工場が、今後同じサイクルで整備時期を迎えるため、整備に伴う23区全体としての焼却能力の低下が課題となっています。また、②の工場のうち5工場は旧工場の建築躯体を再利用する「プラント更新工事」を行っており、①の時期に整備された工場よりも先に建物の耐用年数を迎えるため、優先して建て替える必要があります。

本計画では、これらの経緯や課題を踏まえ、②の工場を優先して建て替えつつ、①の工場の施設整備時期や各工場の焼却能力について平準化を図る施設整備計画を策定しました。



図－6－1 清掃工場の施設整備の経緯

2 清掃工場の施設整備計画

本計画における清掃工場の施設整備計画は、ごみ量推計から算出した清掃工場処理量に基づき計画します。施設整備計画に用いるごみ量は「長期的なごみ量推計の手法」に則り適時見直すとともに、過大・過小とされない焼却能力の確保を図ります。

(1) 基本事項の設定

ア 整備検討対象工場

本計画において、整備の検討対象になる清掃工場は、計画期間内に稼働年数が25年を超えるものとします。具体的な整備検討対象工場は、表-6-1に示す14工場(15施設)となります。

また、その整備手法は建替工事、リニューアル工事又は延命化工事(表-6-2参照)とします。なお、前計画に基づき既に建替工事、リニューアル工事又は延命化工事に着手している清掃工場は、計画どおりに整備します。

表-6-1 整備検討対象工場と稼働年数

工場名	しゅん工年月	施設規模	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	
有明	H7.12	200トン×2炉	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
千歳	H8.3	600トン×1炉	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
新江東	H10.9	600トン×3炉	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	
港	H11.1	300トン×3炉	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	
豊島	H11.6	200トン×2炉	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	
渋谷	H13.7	200トン×1炉	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
中央	H13.7	300トン×2炉	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
板橋	H14.11	300トン×2炉	24 (52)	25 (53)	26 (54)	27 (55)	28 (56)	29 (57)	30 (58)	31 (59)	32 (60)	33 (61)	34 (62)	35 (63)	36 (64)	37 (65)	38 (66)	
多摩川	H15.6	150トン×2炉	23 (52)	24 (53)	25 (54)	26 (55)	27 (56)	28 (57)	29 (58)	30 (59)	31 (60)	32 (61)	33 (62)	34 (63)	35 (64)	36 (65)	37 (66)	
足立	H17.3	350トン×2炉	22 (49)	23 (50)	24 (51)	25 (52)	26 (53)	27 (54)	28 (55)	29 (56)	30 (57)	31 (58)	32 (59)	33 (60)	34 (61)	35 (62)	36 (63)	
品川	H18.3	300トン×2炉	21 (53)	22 (54)	23 (55)	24 (56)	25 (57)	26 (58)	27 (59)	28 (60)	29 (61)	30 (62)	31 (63)	32 (64)	33 (65)	34 (66)	35 (67)	
葛飾	H18.12	250トン×2炉	20 (50)	21 (51)	22 (52)	23 (53)	24 (54)	25 (55)	26 (56)	27 (57)	28 (58)	29 (59)	30 (60)	31 (61)	32 (62)	33 (63)	34 (64)	
大田	(新)	H26.9	300トン×2炉	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	第一	H2.3 (R4再稼働)	200トン×3炉	30 (37)	31 (38)	32 (39)	33 (40)	34 (41)	35 (42)	36 (43)	37 (44)	38 (45)	39 (46)	40 (47)	41 (48)	42 (49)	43 (50)	44 (51)
練馬	H27.11	250トン×2炉	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	

※ 上表の枠内の数字はプラントの稼働年数、()内の数字は建物の建築年数を示す。

※ 大田清掃工場は敷地内に大田清掃工場(新工場)、大田清掃工場第一工場の2施設を有している。

表-6-2 清掃工場の整備手法の定義

名称	定義	工事後の耐用年数
建替工事	既存工場を解体し、新たな清掃工場を建設する工事(※1)	建物：50年～60年程度 プラント：25年～30年程度
リニューアル工事	既存工場の建築躯体を除く施設の設備・機器を全て更新する工事(※1、2、3)	建物：※4 プラント：25年～30年程度
延命化工事	既存工場のプラントの耐用年数を10年～15年程度延伸するために必要な設備・機器を修繕する工事	建物：※4 プラント：10年～15年程度延伸

※1 ボイラなどの熱回収設備の大型化等により、工事前と同じ焼却能力を維持することが難しくなる可能性があります。

※2 既存工場の建築躯体を利用するため、建替工事と比べ、工期短縮と工事費用縮減ができます。

※3 建物の劣化診断等が必要となります。

※4 しゅん工時から累計して50年～60年程度

イ 必要となる焼却余力（資料編Ⅲ・2 P60 参照）

ごみ量は年間を通じて一定ではなく、季節による変動等があります。安定的にごみを処理するためには、ごみ量の季節変動に対応できるよう、焼却能力に余力を見込んでおく必要があります。

ごみ量の季節における変動を月単位で算出したものを月変動係数※といい、その最大のもを最大月変動係数といいます。必要となる焼却余力はこの最大月変動係数から設定し、本計画では、過去5年間の実績を基に、最大値である9%（1.09）と設定します。図-6-2に過去5年間の最大月変動係数の推移を示します。

※ 月変動係数 = (月間清掃工場処理量) ÷ (その年の年間月平均清掃工場処理量)

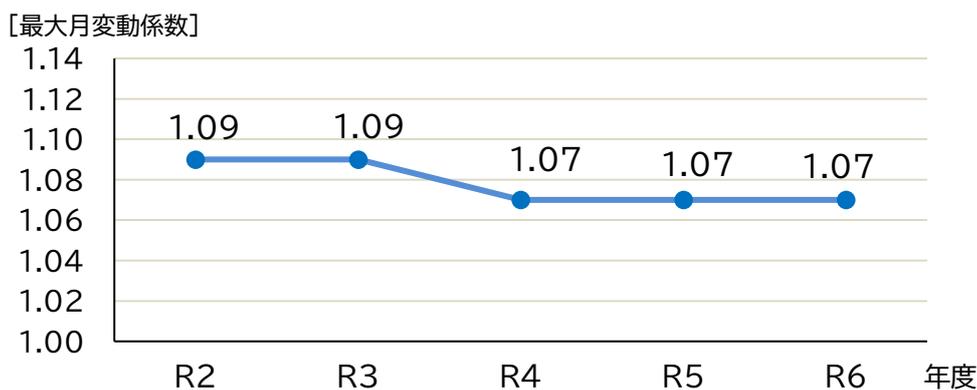


図-6-2 最大月変動係数の推移

必要となる焼却余力 (%)
= 過去5年間の最大月変動係数の最大値 = 9%

ウ 計画年間焼却能力（資料編Ⅲ・3 P61 参照）

計画年間焼却能力は、清掃工場の1日当たりの焼却能力と計画年間稼働日数により算出されます。

一部の清掃工場では、ごみの発熱量上昇に伴う焼却量調整や設備の経年劣化の影響による焼却能力の低下が実績として見受けられるようになってきたことから、本計画では、実績値による稼働年数に応じた焼却能力の低下を考慮します。

また、計画年間稼働日数は、計画停止日数と故障停止日数を踏まえて以下のとおり281日とします。計画停止日数と故障停止日数は、過去5年間の実績を基に、その平均値から設定しています。

計画年間稼働日数
= 暦日数 - 計画停止日数 - 故障停止日数
= 365日 - 73日 - 11日 = 281日

エ 計画耐用年数

施設全体の耐用年数に大きな影響を与える設備には、燃焼装置や焼却炉本体、ボイラ、電子計算機システムなどがあります。これらのプラント設備の耐用年数は一般的に10年から20年※程度とされていますが、定期点検補修期間中に更新や整備できるものについては、一定程度機能が回復できることから、本計画では、プラントの計画耐用年数は25年から30年程度とします。さらに、延命化工事を実施することにより、10年から

1 15年程度の延伸を図ります。

2 また、延命化やリニューアル工事の導入に当たっては、建物の耐用年数も考慮する
3 必要があります。コンクリート系の建物の耐用年数は一般的に 50 年*程度とされて
4 いますが、適宜補修等による対応を行っていくことを考慮し、本計画では、建物の計画
5 耐用年数は 50 年から 60 年程度とします。

6 ※ 「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（環境省 令和 3 年 3 月改訂）」より
7

8 オ 整備に伴う準備期間と標準的な整備期間（資料編Ⅲ・4 P64 参照）

9 標準的な清掃工場（600 トン／日）の建替工事に要する標準的な期間は、建替計画
10 策定や環境影響評価手続などの準備期間（約 5 年）と、解体前清掃を含めた既存施設の
11 解体・建設などの標準的な整備期間（約 9 年）を合わせて、約 14 年とします。

12 本計画では、建設業における「改正労働基準法」の適用や、「建設業法」、「公共工事の
13 入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正等を踏まえた、工事における 4 週
14 8 休の確保、猛暑による作業不能日の考慮を含めます。

15 表-6-3 建替工事の標準工期
16

施設規模	標準工期
600 トン／日	96 か月
900 トン／日	103 か月

17
18 なお、延命化工事の標準的な焼却炉停止期間は、1 炉当たり 6 か月程度とします。

19 (2) 施設整備計画策定において考慮した事項

20 ア 安定的な焼却能力の確保（資料編Ⅲ・7 P68 参照）

21 本施設整備計画の策定においては、必要な焼却能力を確保しながら施設整備を行い
22 ます。このため、リニューアル工事の導入や引き続き延命化工事の手法を取り入れると
23 ともに、今後の建替工事については、建替時期の重複や敷地条件などを踏まえ、焼却
24 能力が過大・過小とならないように施設規模の見直しを行いました。

25 イ 収集・運搬の効率性への配慮

26 整備時期の設定に当たっては、収集・運搬の効率性に配慮し、隣接する清掃工場の
27 整備時期が可能な限り重ならないように計画しました。
28

29 ウ リスク分散

30 2 3 区内の清掃工場は、焼却能力や焼却炉数、立地地域に偏りがあるため、自然災害
31 などによる被災や機器故障など、長期に清掃工場が停止した場合に安定的な全量処理
32 体制の確保に対するリスクを抱えています。
33

34 このため、次のような対応を図るように計画しました。

35 (ア) 複数炉化

36 焼却炉が 1 炉の清掃工場では、炉停止を伴う故障が発生した場合、全焼却能力を
37

失うことになり、ごみの受入れができず、各区の収集・運搬計画に影響を与えて
しまいます。このため、焼却炉数は原則として複数炉で計画し、故障時に大きく焼却
能力を損なうことを回避するように計画しました。

(イ) アンバランスの是正 (資料編Ⅲ・7 P68 参照)

23区内の清掃工場には配置の偏在や施設ごとの焼却能力にアンバランスが存在
します。これらのアンバランス是正に向け、可能な範囲で焼却能力の見直しを検討
していきます。

エ コストの縮減 (資料編Ⅲ・8 P72 参照)

建設資材の高騰や労務単価の上昇等の影響により、施設整備費が高騰しています。
建設時のインシヤルコストや稼働後のランニングコストなど、ライフサイクルコスト
の縮減に努め、社会環境の変化を踏まえた施設整備を検討します。

なお、工場建設に当たっては、焼却施設としての機能を最重視し、シンプルで合理的
な施設建設を目指します。

オ 整備検討対象工場の現況 (資料編Ⅲ・5、6 P65 参照)

整備検討対象工場に対する整備手法や整備開始年度の検討に当たっては、プラント
及び建物の現況調査を行い、調査結果を基に決定します。

一部の清掃工場では、ごみの発熱量上昇に伴い、燃焼室やボイラの温度管理上、焼却
量を調整して操業しています。

また、図-6-3のとおり、清掃工場の平均稼働年数は長期化する傾向にあり、令和
9年度以降、稼働年数25年以上の工場が半数を占める状況が続きます。今後もこの
傾向が続くことから、焼却能力の低下などの経年劣化による影響は無視できない状況と
なっています。

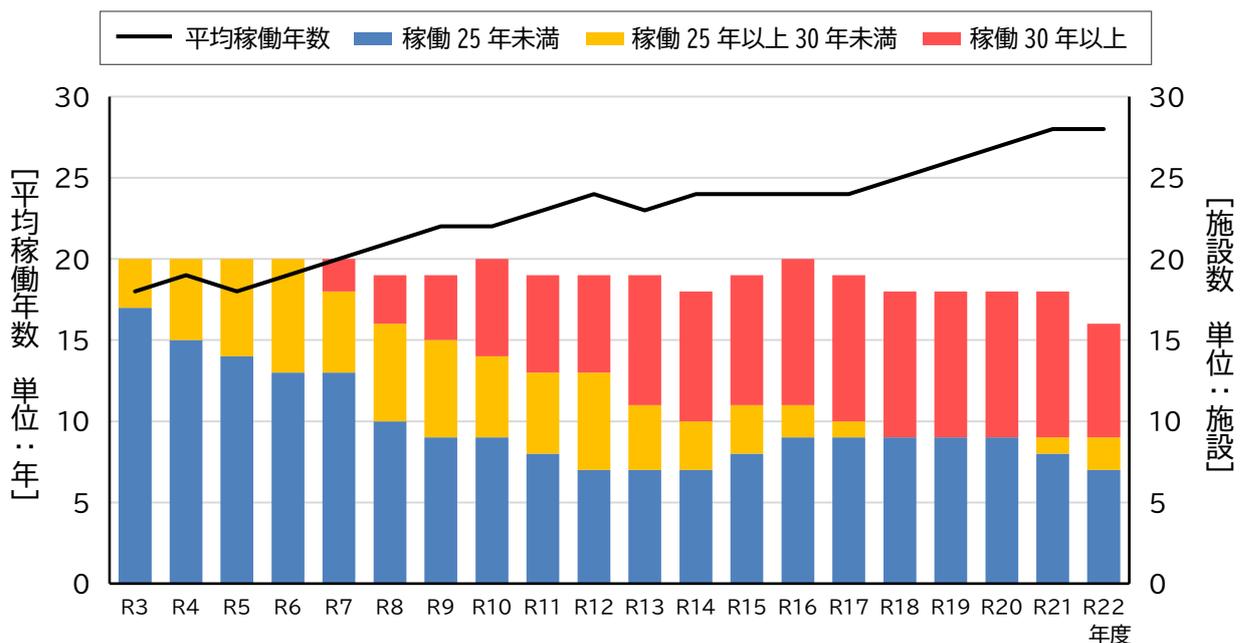


図-6-3 清掃工場の稼働年数の推移

1 (3) 施設整備の課題（資料編Ⅲ・7 P68 参照）

2 平成初頭における全量処理体制の確保やダイオキシン類対策特別措置法への対応等に
3 より、同時期に集中的に整備されてきた清掃工場が同じサイクルで耐用年数を迎え、令和
4 9年度以降には半数以上の施設の稼働年数が25年を超過することとなります。

5 今後も安定的な処理体制を確保するため、稼働年数の長期化に伴う経年劣化に対応し
6 ながら、施設整備期間中の焼却能力の不足に備える必要があります。これらの課題に対応
7 した施設整備スケジュールが必要であることから、以下の対応を図るように計画しました。

8 ア 灰溶融設備併設工場における灰溶融炉から焼却炉への再度の置き換え

9 前回の整備時に灰溶融設備を併設した板橋、多摩川、足立、品川、葛飾、世田谷清掃
10 工場については、今後の整備において灰溶融炉から焼却炉へ再び置き換えることで焼却
11 能力を見直し、23区全体で焼却能力の平準化を図ります。このうち、世田谷清掃工場
12 については前計画にて焼却能力の見直しを決めており、本計画では、板橋、多摩川、
13 足立、品川、葛飾清掃工場を見直しの対象とします。

14 イ 大規模清掃工場の建替えに備えた整備

15 新江東清掃工場は、日本最大級の1,800トン/日の施設規模ですが、今後、延命化
16 工事後のプラントの耐用年数を迎えます。しかしながら、同等の焼却能力を既存の清掃
17 工場で補うことは困難です。そのため、新江東清掃工場の整備については、プラントの
18 耐用年数を迎える前に、用地を確保した上で新たな清掃工場を建設して23区全体の
19 焼却能力を確保します。

20
21 (4) 整備対象工場

22 (1)～(3)の事項を考慮して検討した結果、有明、千歳、新江東、豊島、渋谷、
23 中央、板橋、多摩川、足立、品川、葛飾、大田清掃工場（新工場）を、計画期間中の整備
24 検討対象工場における整備対象工場としました。

25 なお、港、練馬清掃工場については、今後の一廃計画改定時に改めて施設整備を検討
26 します。

27
28 (5) 施設整備スケジュール

29 施設整備スケジュールを図-6-4に示します。前計画から計画の見直しを行った工場
30 は以下のとおりです。

31 板橋、多摩川、足立、品川、葛飾清掃工場は今後、清掃工場の建替工事が重なること等
32 による焼却能力の低下に備え、安定的な全量処理体制を確保するため、施設規模の見直し
33 を行います。

34 なお、これらの工場は建物の耐用年数を迎えるため、整備手法はすべて建替工事と
35 します。

36 板橋清掃工場は令和13年度着手で、施設規模は900トン/日、多摩川清掃工場は令和
37 14年度着手で、施設規模は600トン/日とします。さらに、ごみ量が推計どおり推移し
38 た場合は、足立清掃工場は令和17年度着手で、施設規模は900トン/日、品川清掃工場
39 は令和18年度着手で、施設規模は900トン/日、葛飾清掃工場は令和22年度着手で、施
40 設規模は900トン/日が必要となります。

1 有明清掃工場は、管路収集への影響や複数工場の建替工事が重複していることを考慮し、
2 焼却余力を確保するため2回目の延命化工事を実施し、プラント耐用年数の更なる延伸を
3 図ります。同様に、焼却余力を確保するため、千歳清掃工場も2回目の延命化工事を実施
4 します。

5 大田（新）、杉並清掃工場は、プラント耐用年数の延伸を図り、建替え工事の分散化を
6 促進するため、延命化工事を実施します。

7 大田清掃工場第一工場は、平成25年度末に一度休止し、令和4年度から再稼働して
8 いましたが、耐用年数を迎えることから、令和21年度末をもって廃止とします。

9 新江東清掃工場は、新たな清掃工場（工場名未定）を先に建設し、しゅん工後に現工場
10 を廃止します。なお、23区内における焼却能力のアンバランスの是正を図るため、
11 新たな清掃工場の施設規模は1,200トン/日とします。

12 今後の一廃計画の改定において、各区のごみ減量がより一層進んだ場合には、施設整備
13 時期や施設規模は変更となる可能性があります。次期計画（第7次一廃計画）の計画期間
14 は令和12年度からを予定しています。
15

工場名	しゅん工 年月	施設規模	計 画 期 間															参考期間 R23年度～ R30年度 (2041～ 2048)			
			R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)	R12 年度 (2030)	R13 年度 (2031)	R14 年度 (2032)	R15 年度 (2033)	R16 年度 (2034)	R17 年度 (2035)	R18 年度 (2036)	R19 年度 (2037)	R20 年度 (2038)	R21 年度 (2039)	R22 年度 (2040)				
有 明	H7.12	200トン ×2炉	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	整備予定			
千 歳	H8.3	600トン ×1炉	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45				
墨 田	H10.1	600トン ×1炉	29	30	31	リニューアル:500ト					1 (36)	2 (37)	3 (38)	4 (39)	5 (40)	6 (41)	7 (42)	8 (43)			
新江東	H10.9	600トン ×3炉	28	29	30	延命化			31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	廃止予定
(未定)	(未定)	(未定)							*						建設:1,200ト						
港	H11.1	300トン ×3炉	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	整備予定			
豊 島	H11.6	200トン ×2炉	27	28	延命化			32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	整備予定			
渋 谷	H13.7	200トン ×1炉	25	26	27	延命化		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39		
中 央	H13.7	300トン ×2炉	25	26	27	延命化			31	32	33	34	35	36	37	38	39	整備予定			
板 橋	H14.11	300トン ×2炉	24	25	26	27	28	建替(解体/建設):900ト													
多摩川	H15.6	150トン ×2炉	23	*24	25	26	27	28	建替(解体/建設):600ト												
足 立	H17.3	350トン ×2炉	22	23	24	25	*26	27	28	29	30	建替(解体/建設):900ト									
品 川	H18.3	300トン ×2炉	21	22	23	24	25	*26	27	28	29	30	建替(解体/建設):900ト								
葛 飾	H18.12	250トン ×2炉	20	21	22	23	24	25	26	27	28	*29	30	31	32	33	建替(解体/建設):900ト				
大 田	(新) H26.9	300トン ×2炉	12	13	14	15	16	17	18	延命化			22	23	24	25	26				
	第一 H2.3 (R4再稼働)	200トン ×3炉	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	廃止予定		
練 馬	H27.11	250トン ×2炉	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25				
杉 並	H29.9	300トン ×2炉	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	延命化			
光が丘	R3.3	150トン ×2炉	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	整備予定			
目 黒	R5.3	300トン ×2炉	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	整備予定			
江戸川	R9.5 (予定)	300トン ×2炉	建替(解体/建設):600ト		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13				
北	R12.11 (予定)	300トン ×2炉	建替(解体/建設):600ト					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
世田谷	R15.12 (予定)	300トン ×2炉	建替(解体/建設):600ト								1	2	3	4	5	6	7				

・上記表の枠内の数字は稼働年数を示す。()内の数字は建物の建築年数を示す。

・ は建替計画及び環境影響評価等の手続期間を示す。★は建替事業開始年度を示す。

・建替工事等の着工及びしゅん工時期は表記の年度内で別途計画する。

※ 今後の一廃計画の改定において、各区のごみ減量がより一層進んだ場合には、施設整備時期や施設規模は変更となる可能性がある。次期計画（第7次一廃計画）の計画期間は令和12年度からを予定している。

	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)	R12 年度 (2030)	R13 年度 (2031)	R14 年度 (2032)	R15 年度 (2033)	R16 年度 (2034)	R17 年度 (2035)	R18 年度 (2036)	R19 年度 (2037)	R20 年度 (2038)	R21 年度 (2039)	R22 年度 (2040)
計画年間焼却能力 (万トン)	274	281	282	277	285	280	275	282	281	283	271	268	267	267	271
清掃工場処理量 (万トン)	249	250	250	251	252	251	251	252	253	254	254	254	254	254	254
焼却余力 ^{※1} (%)	10	13	13	10	13	12	9	12	11	11	7	6	5	5	7

清掃工場平均稼働年数	21	22	22	23	24	23	24	24	24	24	25	26	27	28	28
------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

※1 焼却余力の算出方法については、資料編Ⅲ P60を参照。

図-6-4 清掃工場の整備スケジュール

3 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の施設整備計画

(1) 施設整備計画

周辺地域の環境対策や選別精度の向上による最終処分量の削減を図るため、前計画を引き継ぎ、「中防不燃・粗大ごみ処理施設」を中防不燃ごみ処理センター第一プラントの跡地に整備しています。

中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備後は、現在稼働している粗大ごみ破碎処理施設及び中防不燃ごみ処理センター第二プラントを停止し、各施設のヤードを含めた施設の一部は継続的に使用することで、中防不燃・粗大ごみ処理施設と併せた安定処理に資する運用を図ります。また、東京都[※]では、発生リスクの高まっている首都直下地震等によって、多量の災害廃棄物が発生すると予測しており、そのうち、木くず、その他可燃物が合計 255 万トン発生すると推計しています。それに対し、災害発生時には粗大ごみ破碎処理施設及び中防不燃ごみ処理センター第二プラントを活用するなど、処理量の増加に備えます。

なお、現在稼働しているこれらの施設の取扱いを含め、中防処理施設における施設整備については、今後のごみ量や国の動向を把握するとともに、東京都が管理する最終処分場の排水処理場整備計画との調整を図るため、東京都と協議・検討を行います。

また、京浜島不燃ごみ処理センターについては、継続して稼働させつつ、今後のごみ量や不燃ごみ処理施設の整備計画に応じて、取扱いの検討を行います。

※ 東京都災害廃棄物処理計画（令和 5 年 9 月）

(2) 整備スケジュール

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備スケジュールを図-6-5に示します。

施設名	しゅん工 年月	規模	計 画 期 間														
			R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度	R18 年度	R19 年度	R20 年度	R21 年度	R22 年度
中防不燃・粗大ごみ処理施設	R10. 5 (予定)	35トン/時×2系列	整備工事			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
中防不燃ごみ処理センター第二プラント	H8. 10	48トン/時×2系列	30	31	※1												
京浜島不燃ごみ処理センター	H8. 11	8トン/時×4系列	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
粗大ごみ破碎処理施設	S54. 6	32.1トン/時×2系列	47	48	※1												

※ 上記の枠内の数字は稼働年数を示す。

※1 施設の一部は、必要な工事を実施し継続的に使用する。また、災害発生時の災害廃棄物処理に活用するなど、処理量の増加に備える。

図-6-5 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の整備スケジュール

4 休止した中防灰溶融処理施設に関する今後の計画

清掃工場では、焼却時に発生した飛灰（ばいじん）を薬剤処理し、埋立処分しています。現在、多くの清掃工場では飛灰を自工場で処理していますが、墨田、渋谷、千歳の3工場は自工場での処理が困難なため、飛灰を中防灰溶融処理施設に運搬し、薬剤処理を行っています。

中防灰溶融処理施設は、平成 25 年度に灰溶融処理を休止しましたが、その後も上記 3 工場の飛灰の受入れ・薬剤処理、焼却灰資源化用の船舶コンテナへの灰の積替えの 2 つの機能を担っています。しかし、施設のしゅん工から 20 年程度が経過しており、関連設備の恒常的な維持管理経費に加え、老朽化の進行により、今後大規模な補修が必要な時期を迎えています。

1 今後の飛灰処理に係る経費を縮減するため、墨田清掃工場のリニューアル工事に合わせて
2 関連設備を設置し、中防灰溶融施設の現行機能のうち、他工場の飛灰を受入れ・処理する機能
3 を墨田清掃工場に移転します。また、船舶コンテナへの主灰の積替機能は、今後建設する一部
4 の清掃工場に移転を進めていきます。

コラム 清掃工場が止まるとどうなる？

15 清掃一組では、定期補修工事や建替工事等の時期を調整し、ごみ処理に影響が出ないように
努めています。しかし、経年劣化や搬入不適物を原因とした故障等によって、多くの清掃工場が
停止した場合、ごみバンクが一杯になり、ごみの収集運搬にも大きな影響が想定されます。区民
の皆様の快適な暮らしを守るため、将来を見据えた計画的な施設整備が課題となります。

(参考) 平成 29 年度に最大規模の新江東清掃工場 (1,800 トン/日) が全炉停止した時の状況



新江東清掃工場
(プラットフォームから見たごみバンク)

車両より高くごみが
積み上がっている様子



敷地外まで渋滞した様子

新江東清掃工場 (敷地外)



他工場でも渋滞が発生し、
収集運搬作業に影響

大田清掃工場
入口

大田清掃工場 (敷地外まで渋滞が続く様子)

1 第7章 最終処分場の延命化

1 最終処分場の延命化に当たって

2 3区から発生したごみの最終処分は、東京都が設置、管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を使用していますが、これらの最終処分場が一杯になった場合に、次の処分場については2 3区で確保しなければなりません。

しかし、2 3区内及び東京港内に新たな処分場を確保することは極めて困難であることから、2 3区、清掃一組は共同処理責任のもと、東京都と連携して最終処分場をできる限り長期に利用する必要があります。

最終処分場の延命化のためには、2 3区におけるごみ減量、資源化を進めることが最も効果的です。一方、資源化できないごみは中間処理を経て埋立処分しており、最終処分場の延命化を一層進めるためには、更なる資源化の取組が重要となります。

このようなことから、本計画では最終処分量の削減に向けた取組を継続しつつ、焼却灰に含まれる金属除去など新たな取組についても検討を重ね、処分場の延命化に努めていきます。

(資料編V P76 参照)

2 最終処分量削減に向けた取組

(1) 焼却灰の資源化

これまで最終処分量削減の取組として焼却灰を溶融処理してきましたが、エネルギー使用等の多額の維持管理コストやCO₂の排出などの課題を抱えていました。それに加えて、スラグの利用量が想定より伸びていないことから令和元年度に溶融処理は停止しました。

現在は、焼却灰を民間の資源化施設にてセメント原料化や徐冷スラグ化等の資源化を行い、焼却灰の有効利用に努めています。

ア セメント原料化

平成 25 年度から、民間の資源化施設において主灰をセメントの原料として有効利用する実証確認を行い、平成 27 年度から本格実施しています。令和 6 年度は約 7 万 5 千トンの主灰を資源化しています。

イ 徐冷スラグ化

令和元年度に、民間の資源化施設において焼却灰を原料とした徐冷スラグを製造する実証確認を実施しました。令和 2 年度から本格実施し、令和 6 年度は、約 2 万 6 千トンの資源化をしています。

ウ 焼成砂化

令和元年度に、民間の資源化施設において焼却灰を焼成・造粒することにより人工砂を製造する予備調査を実施し、令和 2 年度から実証確認しました。令和 4 年度から本格実施し、令和 6 年度は、約 1 千トンの資源化をしています。

焼却灰の資源化は、最終処分量の削減に大きな役割を担っています。しかし、国内のセメント需要の低下、燃料費高騰に伴う資源化コスト上昇等について課題があります。さらに、

1 焼却灰の資源化量は、民間の資源化施設の受入状況や鉄道及び船舶による運搬の状況により
2 大きく左右され、特に民間の資源化施設の受入状況については、地元を含めた全国の自治体
3 から受入要請があることから、受入枠（量）の確保が課題となっており、更なる拡大は厳しい
4 状況となっています。

5 そのため、本計画においては、令和8年度以降の焼却灰の資源化量は、令和7年度の計画値
6 である11万2千トンを目途として計画しますが、今後も焼却灰の有効利用に努めつつ、ごみ
7 量の削減状況や焼却灰の資源化を取り巻く環境の変化に応じて、新たな資源化技術を調査、
8 研究していきます。

10 (2) 不燃ごみ・粗大ごみの処理

11 ア 不燃ごみ・粗大ごみ処理残さの焼却

12 不燃ごみ及び粗大ごみを破砕した処理残さのうち、可燃系残さについては清掃工場で
13 焼却処理することで減容化し、最終処分量の削減に努めています。

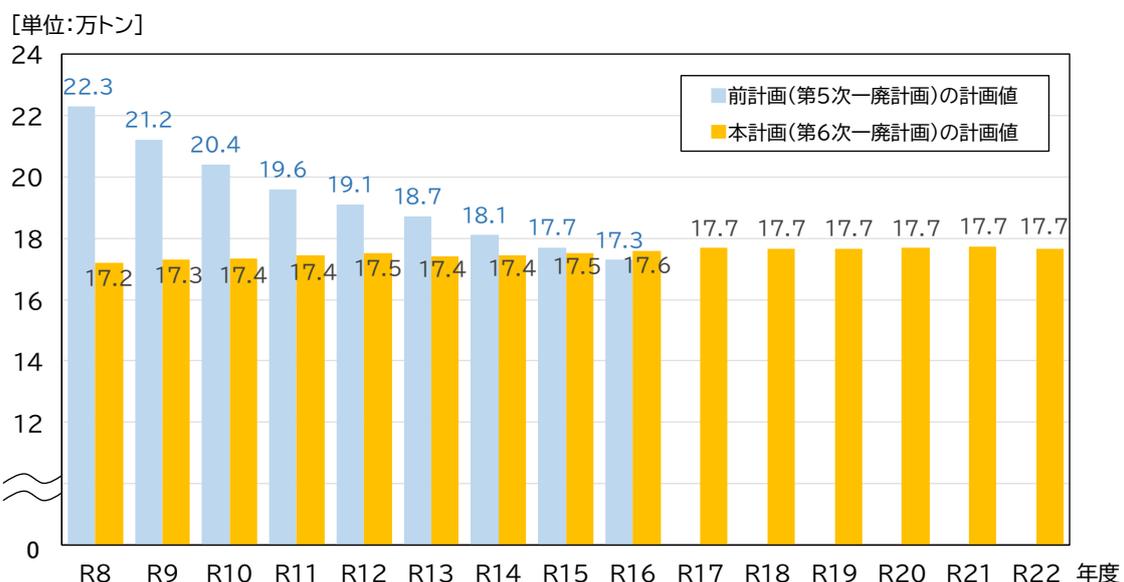
15 イ 中防不燃・粗大ごみ処理施設における資源等の選別の徹底

16 粗大ごみに含まれる資源化可能なものは、各区においてピックアップ回収を行って
17 いますが、施設内でも受入段階で可能な限り回収する取組を継続し、最終処分量を削減
18 します。また、令和9年度に稼働予定の中防不燃・粗大ごみ処理施設では、ごみ処理過程
19 での選別精度を向上させ、資源の更なる回収を行うことで、最終処分量の削減を行います。

21 3 最終処分量の計画

22 令和8年度から15年度までの最終処分量は、これまで実施してきた資源化量の順次拡大や
23 粗大ごみ・不燃ごみの減容化に伴い大きく減少し、前計画（第5次一廃計画）の計画値を最大
24 で約5万トン下回る見込みとなっています。

25 令和16年度以降は、前述の課題により資源化量の拡大は困難な状況であり、最終処分量は
26 ごみ量の変化に応じて推移する見込みです。今後は、プラスチック再資源化等のごみ減量施策
27 による最終処分量削減への効果を注視しつつ、最終処分場をできる限り長期に利用していく
28 ために、引き続き焼却灰の資源化を実施していきます。



29 図-7-1 最終処分量の計画

第8章 生活排水処理基本計画

1 現状

2 3区における下水道普及率は、概成100%となっています。下水道の普及地域では、し尿を含む生活排水は、原則として公共下水道によって処理されています。

残存する家庭のくみ取りし尿は、2 3区が収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所（下水道投入施設）において受け入れます。品川清掃作業所では下水道投入までの処理をしています。

くみ取り戸数は、公共下水道の普及により、減少傾向にあります。

また、浄化槽汚でいについても、品川清掃作業所で受け入れています。

表-8-1 生活排水の排出状況

[単位:千人]

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	計画区域内人口	9,562	9,585	9,543	9,572	9,633
2	水洗化・生活雑排水処理人口	9,559	9,582	9,541	9,570	9,631
	(1)公共下水道使用人口	9,559	9,582	9,541	9,570	9,631
	(2)合併処理浄化槽使用人口	0	0	0	0	0
3	水洗化・生活雑排水未処理人口	1	1	1	1	1
4	非水洗化人口	1	1	1	1	1
くみ取り便所戸数		752戸	712戸	639戸	600戸	554戸

※ 端数四捨五入により、合計が合わない場合がある。

※ 人口は各年度10月1日時点の数値。

くみ取り便所戸数は各年度3月末時点の数値。

2 基本方針

(1) 家庭のくみ取りし尿は、全量が公共下水道で処理されるまでの間、2 3区が収集・運搬し、清掃一組が下水道投入までの処理をします。

(2) 浄化槽汚でい（「ディスプレイ汚でい」もこれに準じる。）は、一般廃棄物処理業者が収集・運搬し、清掃一組が下水道投入までの処理をします。

(3) 事業系し尿及びし尿混じりのビルピット汚でいは、原則として一般廃棄物処理業者が収集・運搬及び処理します。

3 処理計画

品川清掃作業所（下水道投入施設）において、持ち込まれた家庭のくみ取りし尿、浄化槽汚でい、ディスプレイ汚でい等からごみを取り除き、脱水機で固形分と液体に分離し、液体は東京都の下水排除基準を満たすよう希釈を行い、下水道に投入します。また、取り除いた固形分は清掃工場で焼却処分します。

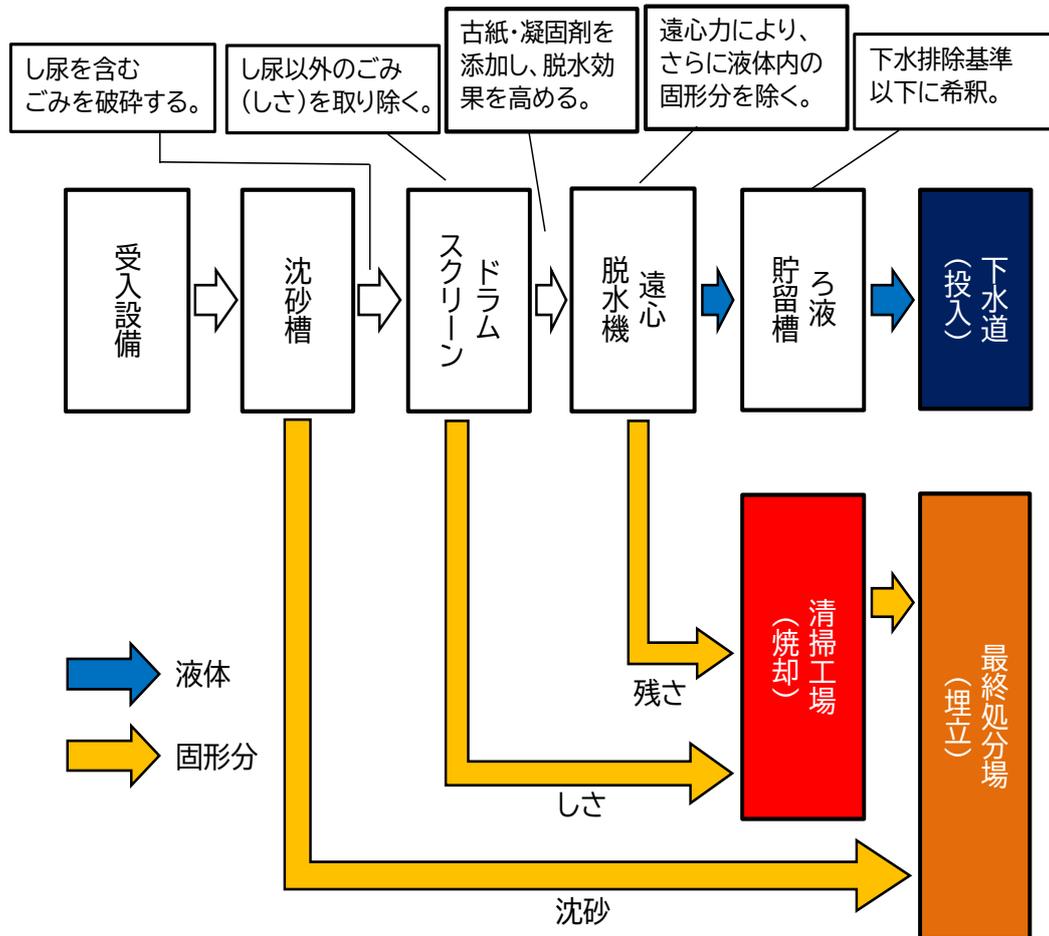
今後も施設の適正な維持管理を行い、東京都の下水排除基準を遵守します。



品川清掃作業所（品川区八潮 1-4-11）

表－8－2 品川清掃作業所の施設の概要

施設名	しゅん工	形式	規模
品川清掃作業所	平成 11 年 1 月	希釈処理（再生水及び清掃工場処理水）	100 トン/日



図－8－1 品川清掃作業所におけるし尿の下水道投入までの流れ

表－８－３ 下水道投入までのし尿等の処理実績

単位:百トン

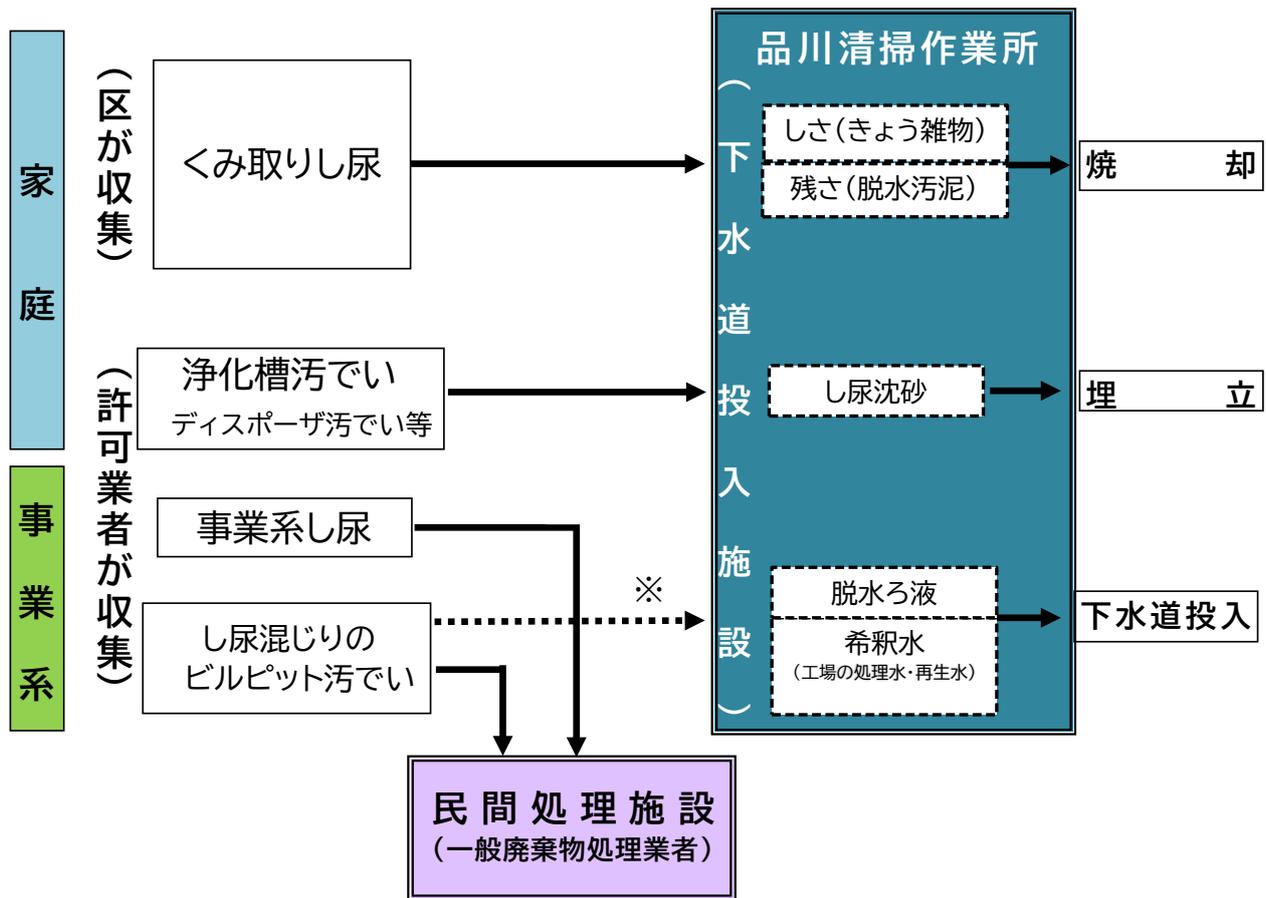
年度	収集 持込量	内 訳				処理量 ^{※1}	処理処分内訳	
		区収集	持込		その他 ^{※3}		下水道 投入	焼却 埋立
			し尿	浄化槽 ^{※2} 汚でい				
令和2	152	11	28	63	50	150	147	4
令和3	148	10	28	64	47	144	141	4
令和4	141	9	26	62	44	143	140	4
令和5	138	8	26	63	42	143	140	3
令和6	142	7	25	66	44	141	138	3

※ 端数四捨五入により、合計が合わない場合がある。

※1 処理量には、前年度末の未処理量から当該年度末の未処理量を差し引いた量を加えているため、収集・持込量とは一致しない場合がある。

※2 ビルピット汚でいの持ち込み量は浄化槽汚でいの持込量に含まれる。

※3 その他は、場内洗浄汚水等のことである。



※ し尿混じりのビルピット汚でいについては、もっぱら居住用の建築物から排出されるもので、各区が承認したものに限り、無料で受け入れている。

図－８－２ 下水道投入までのし尿等の処理フロー

コラム

資材も人件費も…施設整備費高騰の波

わたしたちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。特にここ数年は、食品や住宅、不動産などの価格上昇を実感している方も多いのではないのでしょうか。清掃工場の整備にかかる費用も同様に、建設資材の高騰や労務単価の上昇等を受け、これまでと比べて大幅に増加しています。今後予定している施設整備についても、費用はさらに増加する見通しです。

[平成 22 年以降の清掃工場建設費の状況] 令和 7 年 10 月時点

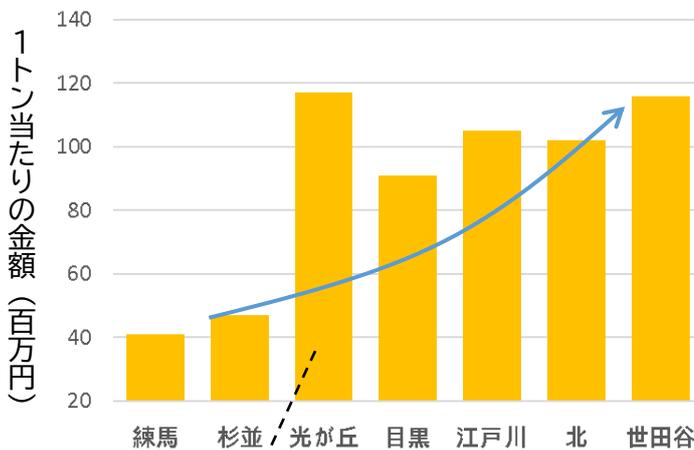
工場名 [処理能力(トン/日)]	工期 着工～しゅん工	建設費 (百万円)	1トン当たりの 金額(百万円)
練馬 [500]	H22.12～H27.11	19,917	40
杉並 [600]	H24.9～H29.9	28,355	47
光が丘 [300]	H28.6～R3.3	34,977	117
目黒 [600]	H29.6～R5.3	54,554	91
江戸川 [600]	R2.9～R9.5	62,848 (工事中)	105
北 [600]	R5.2～R12.11	61,228 (工事中)	102
世田谷 [600]	R8.6～R15.12	69,889 (予算額)	116

【建設費上昇の要因】

- ✓ 資材価格の上昇
 - …鉄骨やセメントなど
 - ✓ 建設人件費の上昇
 - …人手不足、働き方改革など
 - ✓ 燃料、輸送コスト増
 - …ガソリン代、電気代など
- etc.



焼却能力1トン当たりの工事費にすると、2.5倍以上！！



H22 着工：練馬清掃工場

約4千万円/トン



R5 着工：北清掃工場

約1億2百万円/トン

2.5倍

R8 着工：世田谷清掃工場

約1億1千6百万円/トン

2.9倍

世田谷清掃工場建設工事では床面積の削減、地下掘削量の抑制、煙突外筒の再使用などコスト縮減に取り組んでいます。

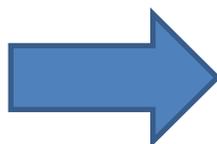
この頃、東京 2020 オリンピック関連で建設需要が急増したため、全国的に工事費が割高になりました。

清掃工場に運ばれるごみを減らせば、工場の負担や規模を小さくできるため、将来的には整備費の大幅縮減につながります。23区で取り組んでいるリサイクル事業への参加など、ごみの減量にご協力ください。

1
2
3
4
5 **コラム** 最終処分場を1日でも長く使うために ①
6 ~最終処分量削減に向けた新たな取組の検討~
7
8

9 清掃工場で焼却処理されたごみは、焼却灰やばいじんとなることで、容積が約20分の1
10 となります。清掃一組では、この焼却灰を資源化し、最終処分量の削減を図っています。
11 現在は、「セメント原料化」「徐冷スラグ化」「焼成砂化」の方法（資料編Ⅴ 最終処分量
12 削減の取組 P76~）により資源化しています。更なる最終処分量の削減に向けて、焼却灰
13 中の金属を除去するといった取組を検討しています。

14
15 金属除去前の焼却灰



16
17 除去された金属



資料編

1 I 前計画の取組状況

2 前計画では、5項目の施策と16の取組を定めています。各施策の取組に関する進捗状況と
 3 課題は表-I-1のとおりです。なお、取組内容は前計画(令和3年2月)に策定した内容です。
 4 また、進捗状況は、令和7年10月現在の状況です。

5
6

表-I-1 前計画の取組状況

施策	1 効率的で安定した全量処理体制の確保
取組内容	<p>(1) 安定稼働の確保</p> <p>施設の運営に当たっては、ごみ量・ごみ質の変化に対応した運転・監視を的確に行うとともに、適切な日常及び定期の点検・検査・補修を行います。</p> <p>また、故障事例などの分析による的確な予防保全を行うなど、保全技術の維持向上に取り組み、故障の少ない安定した施設の稼働に努めます。</p> <p>さらに、製作に時間を要し、調達が困難な部品を計画的に一括購入し、適切に管理していくことで故障時の早期復旧に努めます。</p>
進捗状況	<p>適切なバンカ管理によるごみの安定した受入れや、ごみ質の均一化とごみ量・ごみ質の変化に対応した運転監視の徹底により、安定燃焼に努めています。</p> <p>また、設備の定期的な点検・検査を確実にを行うとともに、故障が発生した際に、原因と対策を分析、共有化することで故障の未然防止につなげています。</p> <p>今後、清掃工場の平均稼働年数の増加・設備の老朽化に伴い、故障に伴う稼働日数や焼却能力の低下が想定されるため、点検・検査の結果に基づく補修と計画的な整備を行い、引き続き故障の未然防止に努める必要があります。</p> <p>なお、社会情勢の変化から製品等の生産量が減少する傾向にあるため、より一層調達部品の納期の動向を把握するとともに、調達部品の計画的な確保に努め、故障時の早期復旧につなげています。</p> <p>また、プラスチック資源循環推進法の施行に伴い、プラスチックごみの削減及び有効利用をはじめとした23区が取り組むごみ減量の施策を引き続き注視していきます。</p>
取組内容	<p>(2) 収集に配慮した受入体制の確保</p> <p>ごみの収集運搬の効率等に配慮した搬入先の調整に努めます。</p> <p>また、日曜搬入や早朝搬入は、引き続き継続していきます。</p>
進捗状況	<p>持込ごみや可燃系残さの搬入が特定の清掃工場に偏らないように調整することで各区の収集運搬の効率に配慮しています。持込業者に対しては、一部の清掃工場において、引き続き早朝時間帯の搬入を受け入れるとともに、年始の受入れや日曜搬入、夜間時間帯の受入れなど、持込事業者の利便性にも配慮しています。</p> <p>また、震災発生などの有事の対応として、各施設では事業継続計画に沿った「行動マニュアル」を策定し、これに基づき、災害時を想定した各種訓練を実施するなど、受入体制の確保に努めています。</p>

施策	1 効率的で安定した全量処理体制の確保
取組内容	<p>(3) 不適正搬入防止対策</p> <p>施設への不適正搬入を防止するため、継続して搬入物検査を実施します。悪質な不適正搬入者に対しては、23区及び東京都と連携して搬入指導を強化し、著しく悪質な場合は、清掃一組の規定に基づき、厳正に対応します。</p> <p>また、水銀含有ごみの不適正搬入を防止するため、引き続き23区及び東京都と連携するとともに、不適正搬入防止啓発用DVDを幅広く活用するなど、啓発活動を進めていきます。</p>
進捗状況	<p>搬入物検査を恒常的に実施することで、不適正搬入の防止・抑制に取り組んでいます。不適物の搬入があった場合、区収集ごみについては、その情報を当該区に共有し、適正な収集運搬の周知徹底を依頼しています。許可業者持込ごみについては、適宜面談を行って改善計画を徴し、その改善計画の履行を確保するため23区と連携して監視を強化するなど、指導し、再発防止を図っています。</p> <p>令和5年度には、清掃工場に繰り返し搬入不適物を持ち込む等、特に悪質な搬入業者に対し、23区が事業の全部停止命令を出したのに合わせ、清掃一組は持込み停止措置を講じることで、連携して対応しました。</p> <p>また、令和4年度に発生した水銀含有ごみの不適正搬入による焼却炉停止事故を受け、23区と連携して当該地域の排出事業者を訪問し、注意を促すなど、機会をとらえて啓発を強化しています。</p> <p>【課題】</p> <p>水銀含有ごみの搬入による炉停止は、令和3年度から令和7年10月までの間に4件発生しています。さらに、令和5年11月には粗大ごみ破碎処理施設がリチウムイオン電池などの二次電池による火災により停止するなど、新たな危険ごみへの対応も課題となっています。</p> <p>こうしたごみの混入は、搬入物検査で見つけることが非常に難しく、清掃工場での水際の対策だけでは搬入を防ぐことができません。このため、23区及び東京都と連携し、排出者である区民や事業者に適正な排出を啓発していく必要があります。</p>

施策	1 効率的で安定した全量処理体制の確保
取組内容	<p>(4) 計画的な施設整備の推進</p> <p>ごみの効率的で安定した全量処理のために必要な焼却余力を確保した上で、清掃工場の現状を踏まえた延命化の検討及び検証、焼却能力のアンバランスの是正、耐用年数等を考慮した計画的な施設整備を確実に推進していきます。</p>
進捗状況	<p>施設整備は、計画どおり令和2年度に江戸川清掃工場、令和4年度に北清掃工場の建替え、令和5年度に中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備工事に着手しています。</p> <p>また、長寿命化の取組については、令和2年度に港清掃工場の延命化工事に着手し、令和5年3月に完了しました。令和5年度から着手した千歳清掃工場の延命化工事は、令和7年3月に完了しました。</p> <p>なお、今般のエネルギー価格や建設資材価格の高騰による清掃工場整備事業への影響に対応するため、清掃工場の整備手法に新たにリニューアル工事を導入したこと等に伴い、令和5年3月に施設整備計画を一部見直しています。</p> <p>【課題】</p> <p>清掃事業の区移管前に、平成初頭から短期間で多くの清掃工場が整備され、今後は順次建替え時期を迎えます。また、清掃工場の平均稼働年数は増加傾向にあり、今後もこの傾向が続きます。平均稼働年数の増加に伴う経年劣化の進行により、故障停止日数の増加や焼却能力の低下が想定されます。さらに、ボイラなどの熱回収設備の大型化等により、施設整備時に現在と同じ焼却能力を維持することが難しくなることも想定されます。</p> <p>将来にわたって安定的な全量処理体制を確保するため、計画的な施設整備を推進していく必要があります。</p> <p>また、建設資材の高騰や労務単価の上昇の影響により施設整備費も高騰しており、社会環境の変化を踏まえた施設整備を行う必要があります。</p>

施策	1 効率的で安定した全量処理体制の確保
取組内容	<p>(5) ごみ処理技術の動向の把握</p> <p>AI やビッグデータ解析の ICT 技術を活用した故障の前兆検知技術や焼却の最適化等の焼却技術、焼却処理により発生する二酸化炭素の回収技術のほか、メタン発酵によるバイオガス化など今後展開する可能性のある処理技術等について幅広く調査し、その動向の把握に努めます。</p>
進捗状況	<p>メタンガス化施設は、国も導入を推進しており、令和3年度に佐賀市（佐賀県）、令和4年度に京都市（京都府）、令和5年度に町田市（東京都）、令和6年度に鹿児島市（鹿児島県）の施設調査を実施しています。</p> <p>また、焼却後の処理残さの資源化技術は、民間事業者から情報収集に努めています。エネルギーの総合的な利用効率向上に向けた調査・検討では、シンポジウムに参加するなど、情報収集に努めるほか、東京ガス株式会社及び東京エコサービス株式会社との「強靱化に資するエネルギーシステム等の共同研究会」にて、エネルギーの利用に関する研究を行いました。</p> <p>さらに、プラントメーカーとの官民連携によるCO₂回収の技術開発協力として、板橋清掃工場で令和7年3月まで実証確認を行い、現在は、品川清掃工場で実証確認を行っています（令和13年3月までを予定）。</p> <p>また、東京都が実施する、一般廃棄物等を原料としたSAF事業化の実現可能性調査にも協力しています。</p>

1

施策	2 環境負荷の低減
取組内容	<p>(6) 環境保全対策</p> <p>ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質については、燃焼管理により抑制するとともに、公害防止設備により削減・無害化を図り、環境負荷を可能な限り低減させます。</p> <p>また、清掃工場から排出される排ガスについては、法令による規制基準値を守るだけでなく、より厳しい自己規制値等を設定して遵守することで、大気汚染防止対策を徹底します。併せて、定期的に測定データをホームページに公表します。</p>
進捗状況	<p>可燃ごみの全量焼却によって、公衆衛生の確保を図るとともに、法令等に基づき、排ガスや排水などの公害防止設備の適正な維持管理を行うことで、環境保全対策を推進しています。</p> <p>また、清掃工場の排ガスについては、大気汚染防止法などの関係法令を遵守することに加え、より厳しい自己規制値を設けることで、環境保全対策を徹底しています。測定データは、維持管理記録として各施設で公開するほか、定期的にホームページで公表しています。</p>

施策	2 環境負荷の低減
取組内容	<p>(7) 環境マネジメントシステムの活用</p> <p>環境マネジメントシステム ISO14001 の確立・維持を図ることで、ごみ処理による環境への影響を自主的に管理し、省資源・省エネルギーを含めた環境負荷の低減に継続的に取り組みます。</p>
進捗状況	<p>清掃一組が所管する中間処理施設では、省資源・省エネルギーを含めた環境負荷の低減に取り組むため、平成 11 年度から ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを導入し、各施設で認証を確立・維持してきました。</p> <p>その後、システムの導入から 20 年以上経過し、組織に環境管理のノウハウが十分蓄積したことから、令和 6 年度から独自の「いちくみ環境マネジメントシステム（いちくみ EMS）」に移行することとし、令和 5 年度に全施設の認証を取り下げました。</p> <p>いちくみ環境マネジメントシステムでは、環境管理の効率化及び業務との連携強化を推進します。また、「ごみ処理施設の操業に関する自己検査」の中で、安全管理、人材育成及び施設の課題と併せて環境管理が適切に行われていることを確認します。</p>

施策	3 地球温暖化対策の推進																				
取組内容	<p>(8) 熱エネルギーの一層の有効活用</p> <p>清掃工場の建替えに当たっては、熱エネルギーをより効率的に回収する高効率発電設備を導入するほか、熱供給を継続します。</p>																				
進捗状況	<p>光が丘清掃工場・目黒清掃工場では、高効率発電設備を導入しています。また、現在建替工事中の江戸川清掃工場・北清掃工場においても同様に高効率発電設備を導入するとともに、区施設への熱供給を継続する予定です。</p> <p style="text-align: center;">高効率発電設備導入実績</p> <table border="1" data-bbox="277 1688 1350 1939"> <thead> <tr> <th>工場名</th> <th>しゅん工時期</th> <th>発電出力</th> <th>旧工場発電出力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光が丘</td> <td>令和 3 年 3 月</td> <td>9,150kW</td> <td>4,000kW</td> </tr> <tr> <td>目黒</td> <td>令和 5 年 3 月</td> <td>21,500kW</td> <td>11,000kW</td> </tr> <tr> <td>江戸川</td> <td>令和 9 年 5 月（予定）</td> <td>21,030kW</td> <td>12,300kW</td> </tr> <tr> <td>北</td> <td>令和 12 年 11 月（予定）</td> <td>20,000kW</td> <td>11,500kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 江戸川清掃工場・北清掃工場の発電出力は、実施設計値です。</p>	工場名	しゅん工時期	発電出力	旧工場発電出力	光が丘	令和 3 年 3 月	9,150kW	4,000kW	目黒	令和 5 年 3 月	21,500kW	11,000kW	江戸川	令和 9 年 5 月（予定）	21,030kW	12,300kW	北	令和 12 年 11 月（予定）	20,000kW	11,500kW
工場名	しゅん工時期	発電出力	旧工場発電出力																		
光が丘	令和 3 年 3 月	9,150kW	4,000kW																		
目黒	令和 5 年 3 月	21,500kW	11,000kW																		
江戸川	令和 9 年 5 月（予定）	21,030kW	12,300kW																		
北	令和 12 年 11 月（予定）	20,000kW	11,500kW																		

施策	3 地球温暖化対策の推進
取組内容	<p>(9) 地球温暖化対策への適切な対応</p> <p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」など関係法令等に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の報告や規制を遵守します。</p> <p>また、余剰電力の有効活用を図り、温室効果ガス排出量を低減させます。</p>
進捗状況	<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）の趣旨に基づき高効率発電設備や省エネ機器を導入し、温室効果ガスの排出量の削減に努めた結果、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）が要求する削減目標を達成しました。</p> <p>また、清掃工場で発電した電力を清掃一組の施設で使用する自己託送制度を導入し、余剰電力を有効活用することで、買電抑制及び温室効果ガス排出量の低減を図っています。</p>
取組内容	<p>(10) その他の環境への取組</p> <p>清掃工場の建替えに当たっては、省エネルギー対策や構内緑化のほか、建物緑化を進めます。</p> <p>また、太陽光発電パネル等を設置し、積極的に再生可能エネルギーを活用した発電を進めるとともに、雨水を道路洗浄のための散水等として有効利用します。</p>
進捗状況	<p>現在、建替工事を行っている江戸川清掃工場・北清掃工場では、LED照明などの省エネルギー機器を取り入れているほか、太陽光発電や雨水貯留槽による雨水の有効利用についても計画しています。</p>

施策	4 最終処分場の延命化
取組内容	<p>(11) 焼却灰の資源化</p> <p>最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の資源化をさらに進め、最終処分量を計画的に削減していきます。そのため、安定した資源化実施体制を確保しつつ、現在取り組んでいる焼却灰のセメント原料化や民間の資源化施設を活用した徐冷スラグ化を進めていきます。</p> <p>また、新たな焼却灰の資源化技術として、民間施設での焼成砂化の実証確認に取り組み、更なる資源化を進めていきます。</p>
進捗状況	<p>焼却灰のセメント原料化、焼却灰及び飛灰の徐冷スラグ化については、継続実施しています。</p> <p>また、焼却灰及び飛灰を用いた焼成砂化について、予備調査・実証確認を行い、安全かつ安定的に資源化を実施できることが確認できたことから、令和4年度から本格実施に移行しました。引き続き、焼却灰の資源化を実施し、最終処分量の削減に取り組んでいきます。</p> <p>【課題】</p> <p>灰に含まれる水分量が多い搬出元清掃工場の改善や金属等異物の混入対策、荷下ろし時に輸送容器内部に焼却灰が残ってしまう灰の居つきへの対策を進めていきます。</p> <p>国内外の急激なセメント需要の低下に伴いセメント工場での焼却灰の受入量が減少傾向にあります。</p> <p>また、燃料費高騰に伴う資源化コスト上昇についても、大きな課題となっています。引き続き、資源化量を確保するため、柔軟に対応していく必要があります。</p>
取組内容	<p>(12) ごみ処理過程での資源回収</p> <p>不燃ごみの処理過程で発生する鉄・アルミニウムをできる限り回収していきます。</p> <p>また、今後、新たに整備する中防不燃・粗大ごみ処理施設では、ごみ処理過程での選別精度を向上させ、可能な限り最終処分量の削減に努めます。</p>
進捗状況	<p>中防不燃ごみ処理センターのアルミニウム回収率については、1.7%（令和3年度実績）、1.1%（令和4年度実績）、1.0%（令和5年度実績）で推移しています。</p> <p>また、京浜島不燃ごみ処理センターの鉄分回収率については、20.7%（令和3年度実績）、21.0%（令和4年度実績）、19.0%（令和5年度実績）で推移しています。</p> <p>現在整備している中防不燃・粗大ごみ処理施設では、ごみ処理過程での選別精度を向上させ、可能な限り最終処分量の削減に努めます。</p> <p>鉄・アルミニウム以外の金属については、資源市場の動向を注視するとともに、他自治体・民間施設の調査を進めています。</p>

施策	4 最終処分場の延命化
取組内容	(13) 破砕処理残さの最終処分量削減 不燃ごみ・粗大ごみの破砕・選別後の可燃系残さについては、引き続き清掃工場での焼却処理を行い、最終処分量の削減に取り組みます。
進捗状況	不燃ごみ・粗大ごみの破砕・選別後の可燃系残さについては、令和6年度実績では約9万トン焼却処理しています。

1

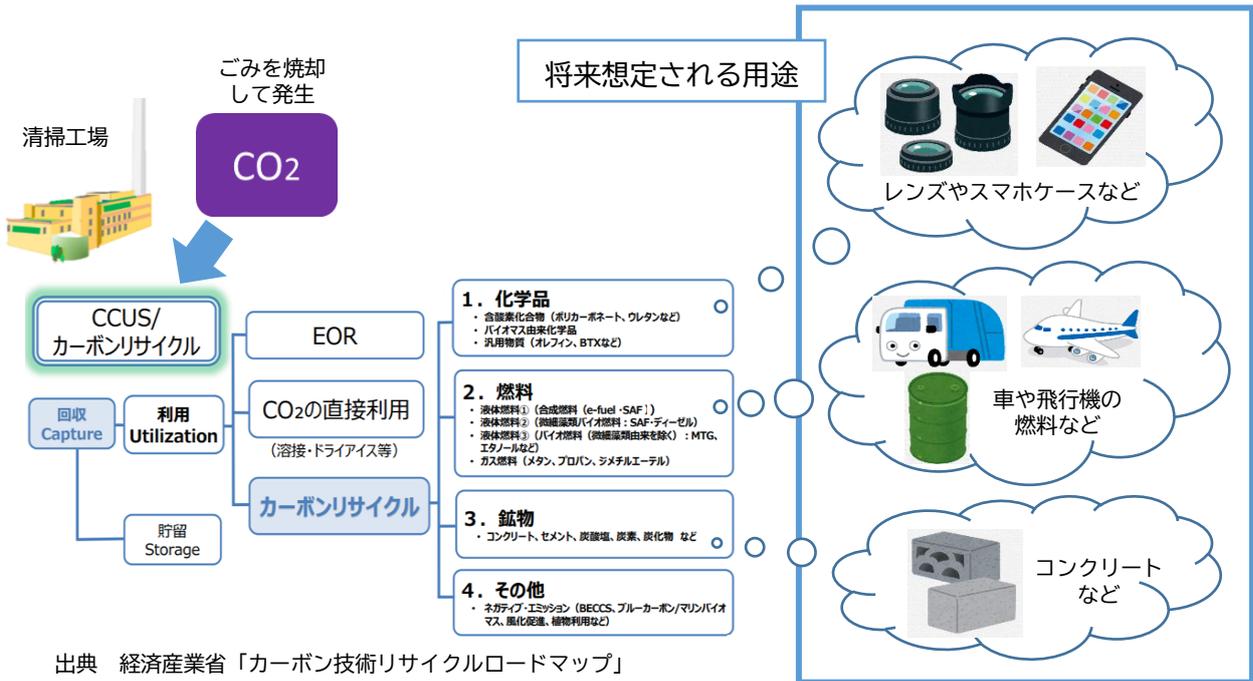
施策	5 災害対策の強化
取組内容	(14) 災害等発生時の体制確保 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や震災発生などの有事においては、各種事業継続計画に基づき施設の操業継続や搬入体制の確保に努めます。 また、現在稼働している粗大ごみ破砕処理施設及び中防不燃ごみ処理センター第二プラントは、中防不燃・粗大ごみ処理施設整備後に休止とし、災害発生時の処理に備えます。 なお、災害廃棄物の処理体制については、国・東京都の災害廃棄物対策の検討状況や現在開催されている23区の「災害廃棄物処理対策検討会」の検討結果を踏まえ、必要な対応を図っていきます。
進捗状況	災害発生時の対応の実効性を図るため、「東京二十三区清掃一部事務組合震災等事業継続計画」及び「東京二十三区清掃一部事務組合災害対策マニュアル」を改定しました。 また、本庁及び全施設を対象に防災訓練を行い、職員の危機管理意識及び対応力の向上を図っています。 危機発生時に含まれる感染症等の対策として、運転管理を直営で行っている各工場を対象とした応援者リストを作成しており、当該工場の経験者へ迅速に連絡できるよう備えています。 また、区のハザードマップで台風や豪雨により大規模水害が予想される地域に位置している清掃工場については、個別に行動計画を作成しています。 なお、国の首都直下地震WG、東京都の資源循環施策に関する検討会及び23区の「災害廃棄物処理対策検討会」に参加するなど、情報の把握にも努めています。

2

施策	5 災害対策の強化
取組内容	<p>(15) 清掃工場の強靱化</p> <p>清掃工場の建替えに当たっては、関係法令などに基づいた工場建物の耐震性を確保します。</p> <p>また、地盤改良や浸水対策等について立地条件を踏まえた計画とするとともに、大地震発生後の迅速な再稼働を可能とする非常用発電装置を設置します。</p>
進捗状況	<p>令和2年度にしゅん工した光が丘清掃工場と令和4年度にしゅん工した目黒清掃工場では、耐震性を確保しています。</p> <p>また、現在建替工事を行っている江戸川清掃工場・北清掃工場では、耐震性の確保及び浸水防止設備の設置や盛土による浸水対策等を計画しています。</p> <p>なお、全停電時に焼却炉の再稼働が可能な非常用発電機を設置する計画です。</p> <p>災害廃棄物対策では、現在開催されている23区の「災害廃棄物処理対策検討会」の検討結果を踏まえ、必要な対応を図っていきます。</p>
取組内容	<p>(16) 地域防災への貢献</p> <p>区民の安全・安心の向上のため、大規模災害発生時における地域防災への貢献について、清掃工場所在区をはじめ、23区とともに検討を進めます。</p> <p>東京都と協定を結んでいる救出救助機関及び民間ライフライン機関の活動拠点としての活用についても、必要な環境の整備を推進します。</p> <p>また、災害時の区等が所有する電気自動車（EV）への電力供給についても、区等と調整を図りながら検討していきます。</p>
進捗状況	<p>現在、建替工事を行っている江戸川清掃工場・北清掃工場において、防災用街路灯や区等が所有する電気自動車（EV）に向けた急速充電器の設置など、大規模災害発生時における地域防災への貢献策を計画しています。</p> <p>また、東京都と協定を締結し、東京都及び救出救助機関等の関係機関の活動拠点となるよう必要な環境整備を図っています。</p> <p>今後も地域防災への貢献のため、各区の地域防災計画との整合を図りながら、貢献策の検討を進めていきます。</p>

コラム 脱炭素に向けた取組（CCUSについて）

CCUSとは、「Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage」の略で、工場などから出るCO₂を資源としても捉え、従来の回収・貯留技術に利用技術を合わせた概念の事です。



出典 経済産業省「カーボン技術リサイクルロードマップ」

メーカーによる実証確認への協力(CO₂回収技術の実証確認)

 <p>板橋</p>	<p>板橋清掃工場の煙突付近にCO₂回収装置を設置し、排ガスの一部を引き抜いてCO₂を回収する技術を実証確認しました。 (実証確認期間：令和6年度の1年間)</p>
 <p>品川</p>	<p>品川清掃工場の敷地内にプラント設備を仮設し、排ガス中のCO₂を高濃度化して効率よく回収する技術を実証確認しています。(実証確認期間：令和6年度から令和12年度までの7年間で予定)</p>

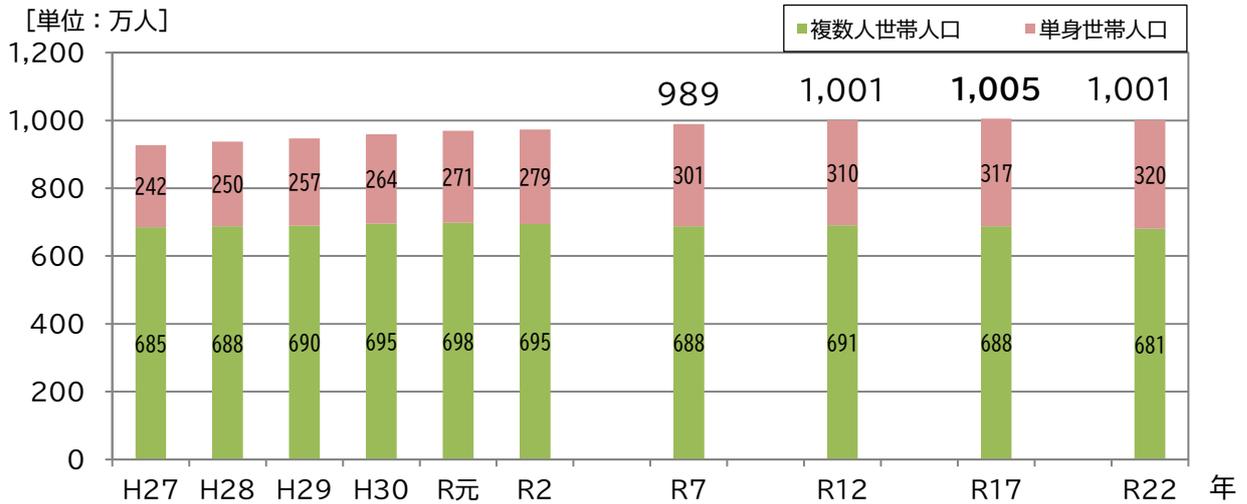
II ごみ量推計

1 家庭ごみ量の推計

(1) 人口の推移

23区の人口は、「東京都統計年鑑 人口・世帯（平成30年、令和4年）」及び「東京都区市町村別人口の予測（令和6年3月）」を用いて算出しました。

総人口のピークは、約1,005万人（令和17年）、単身世帯人口のピークは、約320万人（令和22年）であり、複数人世帯人口のピークは約698万人（令和元年）となりました。



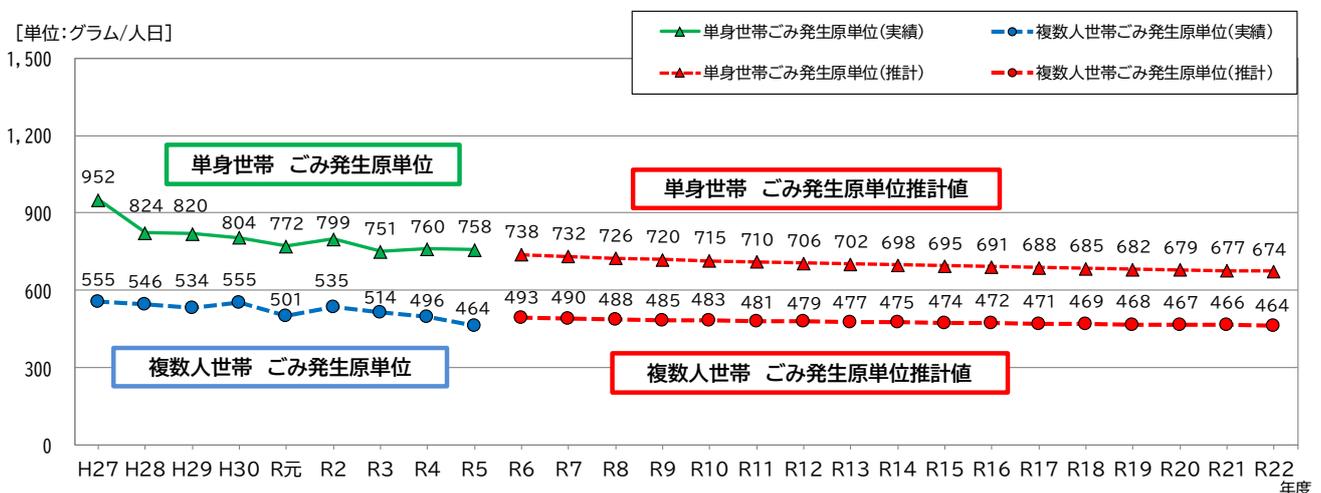
※ 平成27年度～令和2年度の実績は「東京都統計年鑑 人口・世帯（平成30年、令和4年）」から引用した。
令和7年度～令和22年度の人口は東京都が推計している「将来の区市町村人口」から引用した。
複数人世帯人口は、総人口から単身世帯人口を差し引いたものである。

図－II－1 総人口及び単身・複数人世帯人口の推移

(2) ごみ発生原単位

家庭ごみ発生量を算出するための複数人世帯及び単身世帯のごみ発生原単位（グラム/人日）は、清掃一組が毎年実施している「ごみ排出原単位等実態調査」（以下「原単位調査」という。）結果の傾向から推計しました。

その結果、複数人世帯、単身世帯ともに減少傾向で推移し、令和22年度には複数人世帯464グラム/人日、単身世帯674グラム/人日となりました。

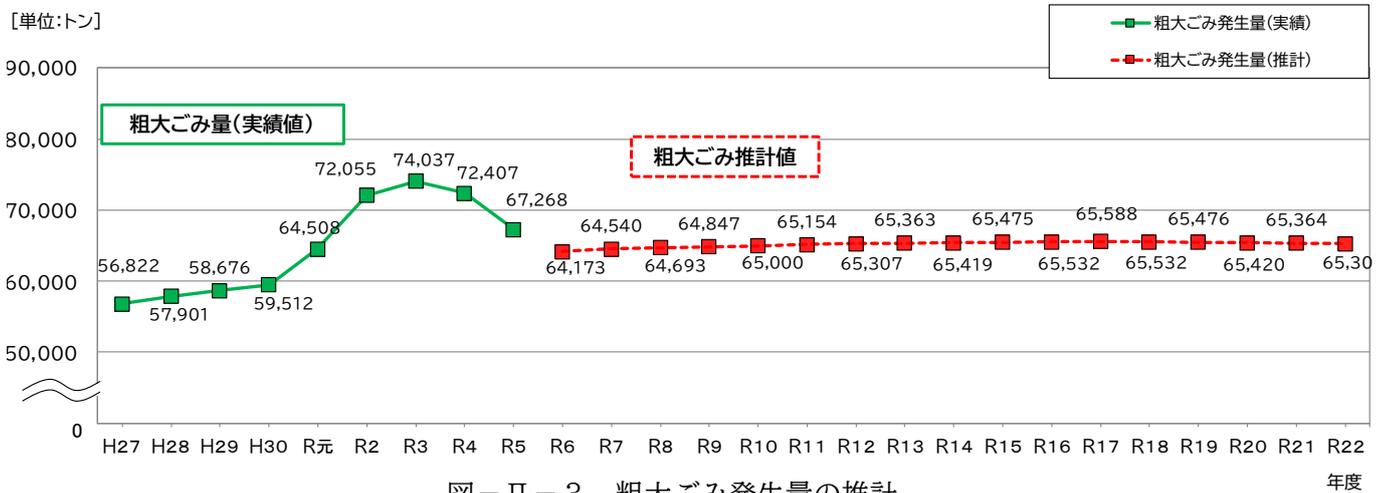


図－II－2 複数人・単身世帯ごみ発生原単位の予測値

1 (3) 粗大ごみ量

2 平成 27 年度以降増加傾向にあり、令和元年度から 3 年度にかけて大幅に増加しました。
 3 これは新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言期間等の影響による人口の流出
 4 や断捨離などが言われた時期と重なるため、その影響も考えられます。

5 令和 4 年度以降は減少し、新型コロナウイルス感染症の影響前の水準に戻りつつある
 6 ため、令和 6 年度以降は、横ばいで推移するとしています。

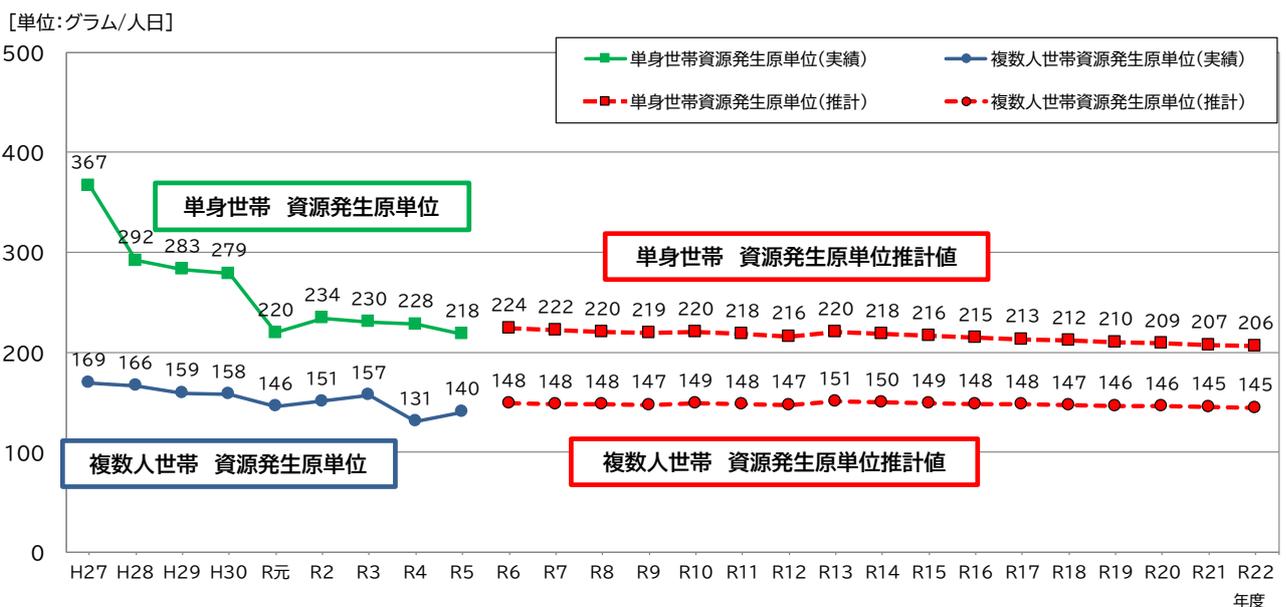


17 図-Ⅱ-3 粗大ごみ発生量の推計

18

19 (4) 資源発生原単位

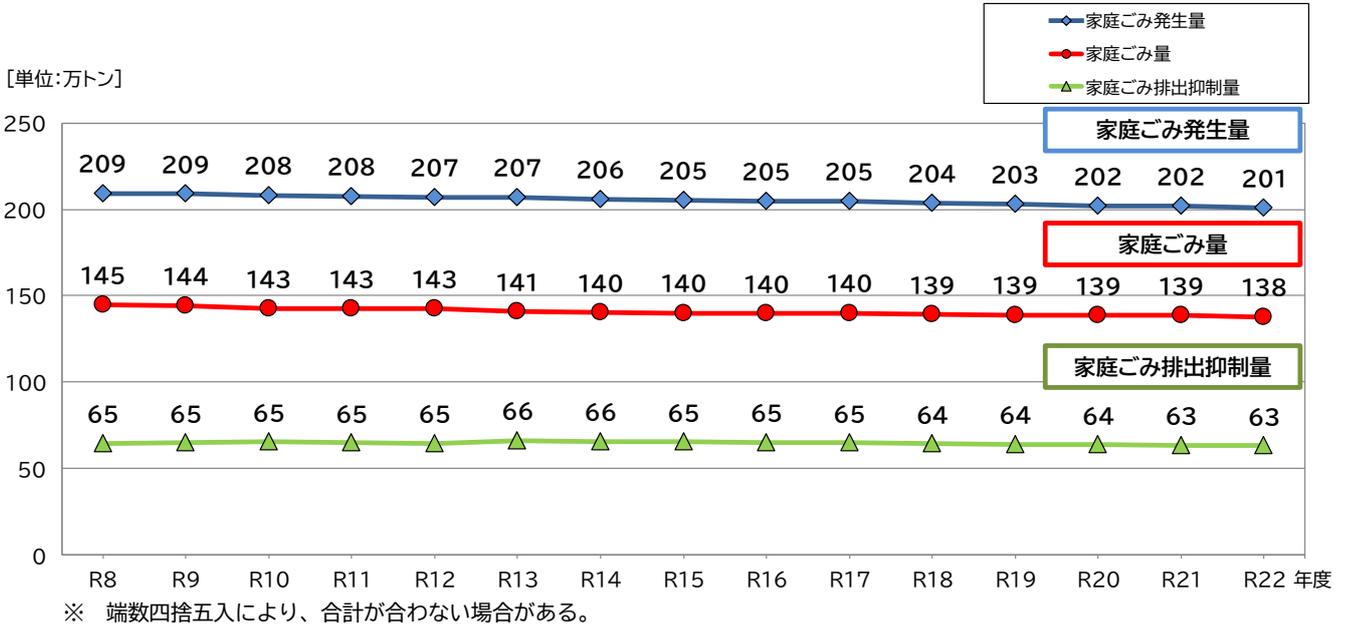
20 家庭ごみの排出抑制量を算出するための複数人世帯及び単身世帯の資源発生原単位は、
 21 原単位調査結果の傾向から複数人世帯はほぼ横ばいに推移し、単身世帯は緩やかに減少
 22 傾向で推移すると推計しました。なお、令和 13 年度以降は、都のカーボンハーフに向け
 23 た取組により、令和 12 年までに 2 3 区でプラスチックの分別収集が完全実施されると想
 24 定し、プラスチックの分別収集量を上乘せしました。



35 図-Ⅱ-4 複数人・単身世帯資源発生原単位の推計

1 (5) 家庭ごみ量の推計結果

2 ごみ発生量から排出抑制量を差し引いた家庭ごみ量は、人口が令和 17 年度まで増加
 3 するものの、令和 8 年度以降のごみ量は緩やかに減少する傾向にあるため、令和 22 年度
 4 には 138 万トンになると推計しています。



14 図ーⅡー5 家庭ごみ量の推計

2 事業系ごみ量の推計

(1) 都内総生産と事業系ごみ発生量との相関

事業系ごみは事業者又は一般廃棄物処理業者が直接搬入する持込ごみと区収集の事業系ごみに分けられ、その多くを持込ごみが占めています。

事業系ごみ発生量は、都内総生産と密接な関係があります。このことを踏まえ、過去の都内総生産と事業系ごみ量実績から回帰分析を行うことで、事業系ごみ発生量を推計しました。都内総生産の長期推計に当たっては、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」におけるGDP成長率と都内総生産の実績を用いて回帰分析を行いました。

分析の結果、事業系ごみ発生量は、新型コロナウイルス感染症の流行以降、経済回復に伴って緩やかに増加していくものの、新型コロナウイルス感染症が流行する以前よりは下回るものと推計されました。

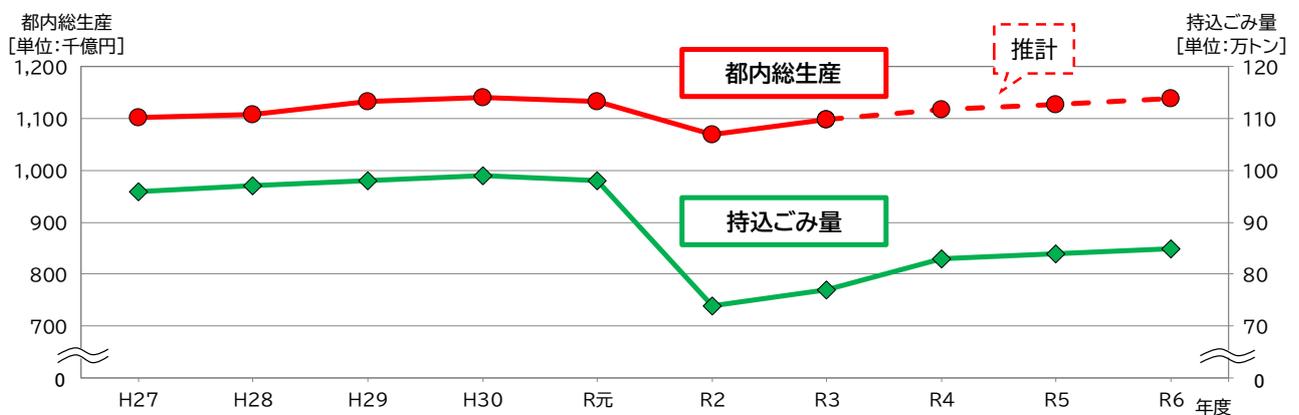


図-Ⅱ-6 都内総生産と持込ごみ量

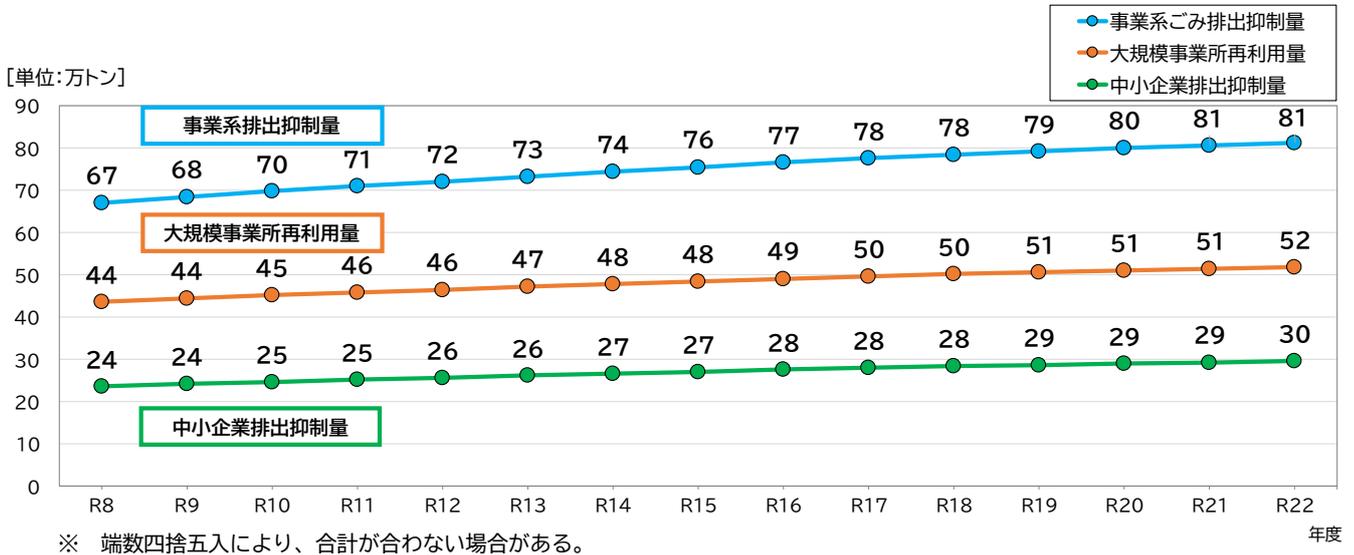
表-Ⅱ-1 都内総生産の長期推計

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
都内総生産(実績・千億円)	1,101	1,108	1,132	1,141	1,132	1,069	1,098
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
都内総生産(予測・千億円)	1,117	1,128	1,138	1,152	1,160	1,167	1,174
実質GDP成長率(%)	1.7	1	0.9	1.2	0.7	0.6	0.6
年度	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
都内総生産(予測・千億円)	1,179	1,185	1,191	1,196	1,201	1,206	1,209
実質GDP成長率(%)	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3
年度	R18	R19	R20	R21	R22		
都内総生産(予測・千億円)	1,213	1,215	1,218	1,220	1,221		
実質GDP成長率(%)	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1		

※ 令和3年度までの都内総生産は「都民経済計算年報(令和3年・東京都)」を参照し、令和4年度から15年度までは「中長期の経済財政に関する試算(令和6年7月・内閣府)」のGDP成長率(ベースライン)により算出し、令和16年度以降は「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(令和6年7月・厚生労働省)」により算出した。

1
2 (2) 事業系ごみ排出抑制量

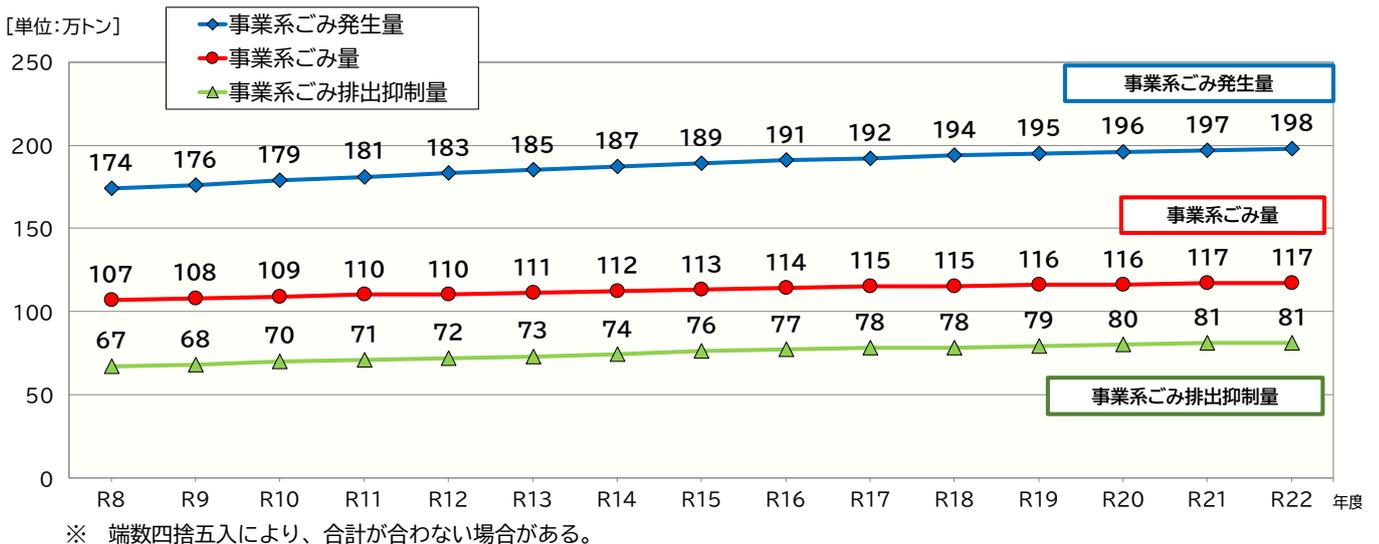
3 事業系ごみの排出抑制量は、大規模事業所の再利用量と中小規模事業所の排出抑制量
4 からなります。大規模事業所の再利用量は、23区が集計した再利用計画書、中小規模
5 事業所の排出抑制量は、原単位調査結果を基に推計しています。



18 図-Ⅱ-7 事業系ごみ排出抑制量の推計

19
20
21 (3) 事業系ごみ量の推計結果

22 推計した結果、事業系のごみ量は都内総生産の増加に伴い緩やかに増加し、令和22年
23 度に117万トンになると推計しています。



36 図-Ⅱ-8 事業系ごみ量の推計

コラム カーボンニュートラルを目指して ②

ごみを燃やす時に CO₂が出るから
清掃工場がゼロカーボンシティの実現
をじゃましているのだガオー!?



ごみを燃やす時に出る CO₂は、
ごみが出された区のものとして扱う※
にゃ。

※出典：環境省ホームページ 「自治体排出量カルテ」

ごみが出された区の CO₂になるんだね。
でも CO₂の排出を抑えるには、ごみを
燃やさずに埋立てたらいいんじゃない?



ごみをそのまま埋立てると、
CO₂よりも温室効果が 28 倍も高い
メタンガスなどが発生したり、
最終処分場がすぐに埋まってしまう
などの問題もあるにゃ。

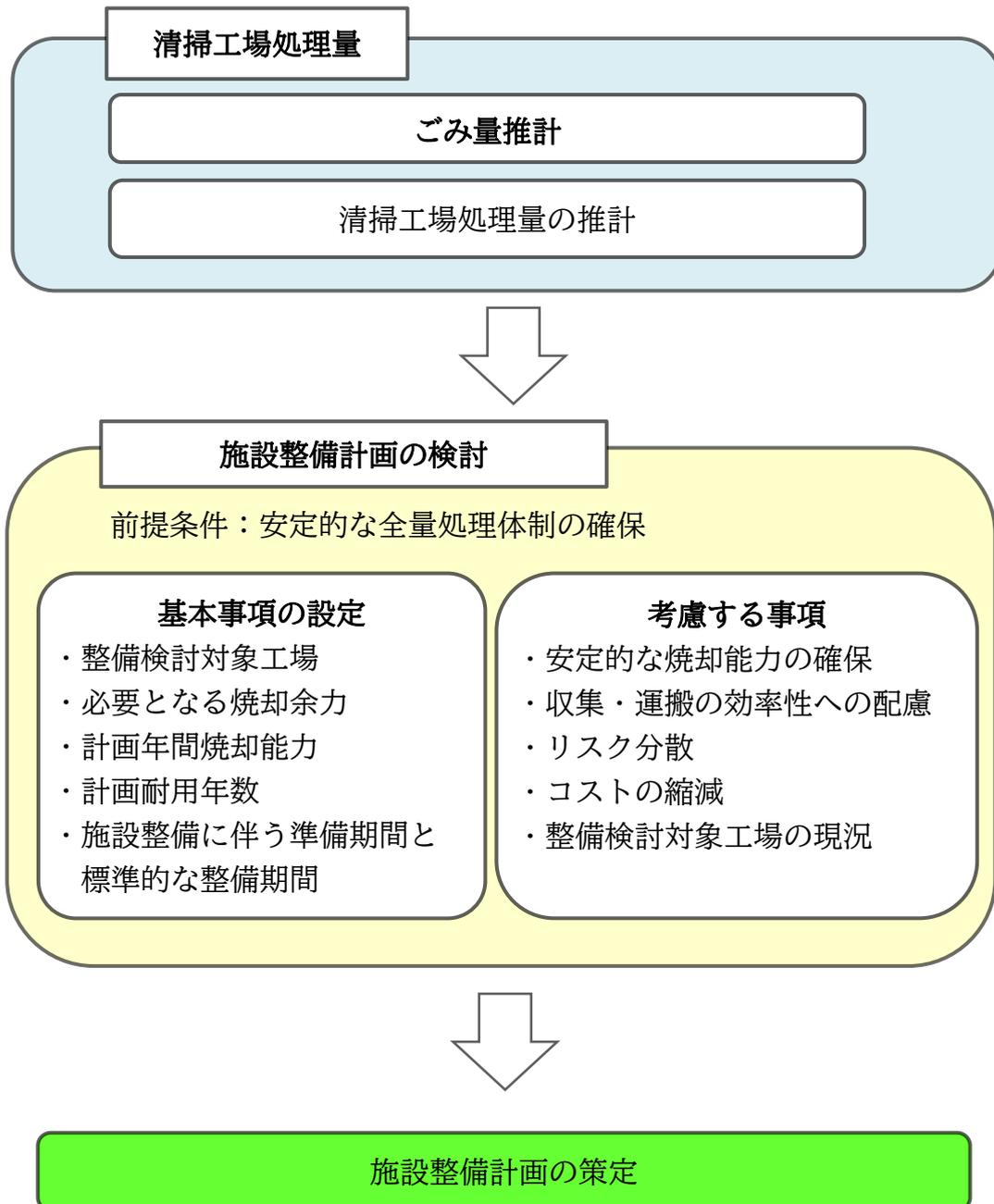
ゼロカーボンシティを実現するためにも、
みんなでごみを減量することが大事だね!
教えてくれてありがとう、キャット兄さん。



Ⅲ 清掃工場の施設整備

1 施設整備計画の策定方法

施設整備計画は、安定的な全量処理体制の確保を前提に、ごみ量推計から算出した清掃工場処理量や計画に必要な基本事項を設定した上で、安定的な焼却能力の確保や収集・運搬の効率性への配慮などの基本的な考え方及び施設の現況を踏まえて策定します。施設整備計画策定までの流れは、図－Ⅲ－1のとおりです。



図－Ⅲ－1 施設整備計画策定までの流れ

2 必要となる焼却余力

(1) 焼却余力の考え方

清掃工場処理量は、図-Ⅲ-2に示すとおり年間を通じて変動があります。年末年始などには、年間の月平均を大きく上回るごみが排出されます。

そのため、清掃工場の焼却能力が年間の平均ごみ量を処理する程度しか確保できていない場合は、季節による変動のピーク時にごみを処理することができなくなります。

したがって、清掃工場の焼却能力は年間の清掃工場処理量に対し、ある程度の余力を備えておかねばなりません。この余力が「必要となる焼却余力」です。

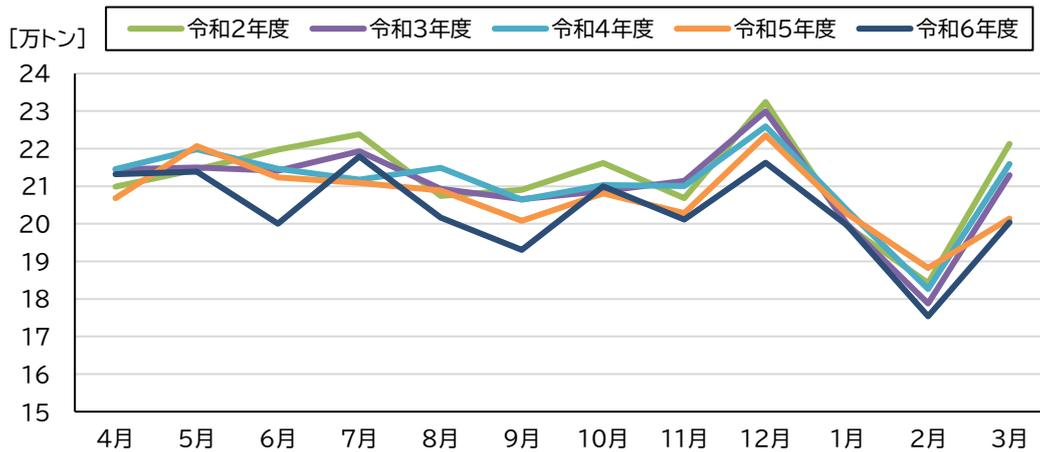


図-Ⅲ-2 過去5年間の月別清掃工場処理量

(2) 必要となる焼却余力の設定

ごみ量の季節における変動を月単位で算出したものを月変動係数※といい、その最大のものを最大月変動係数といいます。施設整備計画の策定に当たっては、計画期間を通して安定した全量処理体制を確保する必要があるため、「必要となる焼却余力」は最大月変動係数から設定します。

最大月変動係数の過去5年間の推移を図-Ⅲ-3に示します。最大月変動係数は1.09（令和2、3年度）であるため、本計画における必要となる焼却余力は9%と設定します。

なお、政令指定都市20市（平均所有炉数：8炉）の焼却余力は図-Ⅲ-4のとおりであり、平均は39%となっています。

※ 月変動係数 = (月間清掃工場処理量) ÷ (その年の年間月平均清掃工場処理量)

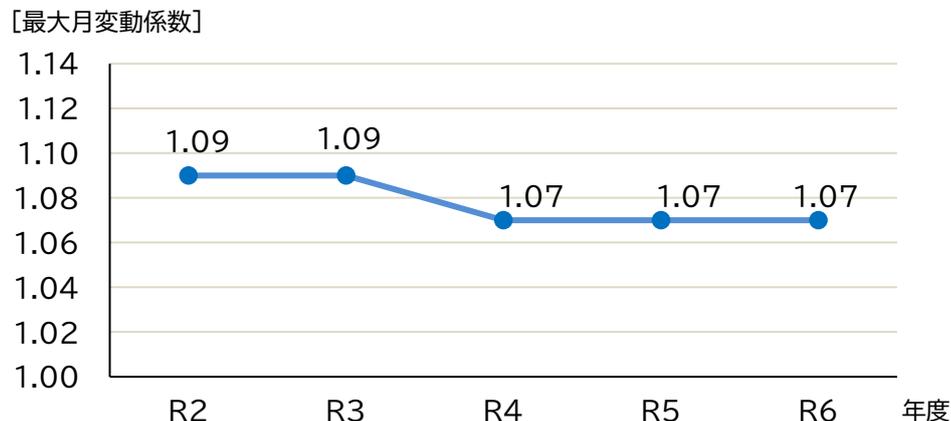
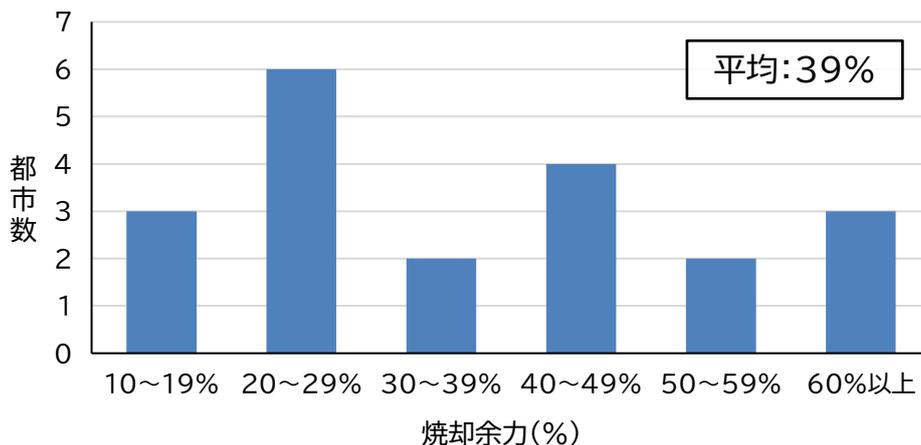


図-Ⅲ-3 最大月変動係数の推移



※ 「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省 令和5年度) より作成。
 ※ 政令指定都市の焼却余力は、「施設全体の焼却能力」に281日をかけた値と「年間処理量」の値の差を「年間処理量」の値に対する百分率で算出。

図-III-4 政令指定都市の焼却余力

必要となる焼却余力 (%)
 = 過去5年間の最大月変動係数の最大値 = 9%

(3) 焼却余力の算出

施設整備計画を策定するに当たっては、安定的な全量処理体制を確保するため、各年度の焼却余力を、最低限「必要となる焼却余力である9%以上」にする必要があります。

本計画では、施設整備計画における各年度の焼却余力は、計画年間焼却能力と年間のごみ量から算出します。

【焼却余力算出式】

$$\text{焼却余力(\%)} = \frac{\text{計画年間焼却能力} - \text{年間のごみ量}}{\text{年間のごみ量}} \times 100$$

(4) ごみバンカ容量について

ごみバンカの十分な容量を確保できればごみ量の季節における変動や故障停止の対応に寄与できますが、多くの清掃工場では、設計容量(4日程度)に対し、通常2日から3日以上貯留されているので、実質的な余裕はほとんどありません。このため、建て替える工場については、立地上の制限やコスト面での課題があるものの、可能な範囲でバンカ容量を確保しておく必要があります。

3 計画年間焼却能力

計画年間焼却能力は、清掃工場の1日当たりの焼却能力と計画年間稼働日数により算出します。算出式は次頁のとおりです。

$$\begin{aligned} & \text{計画年間焼却能力 (トン/年)} \\ & = \text{全清掃工場の1日当たりの焼却能力合計 (トン/日)} \times \text{計画年間稼働日数} \\ & \text{※ 清掃工場の1日当たりの焼却能力 (トン/日)} \\ & = \text{定格焼却能力} \times \text{稼働年数に応じた焼却率} \end{aligned}$$

(1) 焼却能力

施設整備計画策定における清掃工場の1日当たりの焼却能力は、一部の清掃工場でごみの発熱量上昇に伴う焼却量調整や、稼働年数が20年を超える工場の増加に伴う設備の経年劣化の影響による焼却能力の低下が、実績として見受けられるようになってきたことから、本計画では、実績値による稼働年数に応じた焼却能力の低下を考慮します。

定格焼却能力に対する実績の焼却量の割合を「実績処理率」といい、本計画では、平成12年度から令和6年度までの実績を基に算出しています。稼働年数に応じた平均の実績処理率の推移を図-III-5に示します。

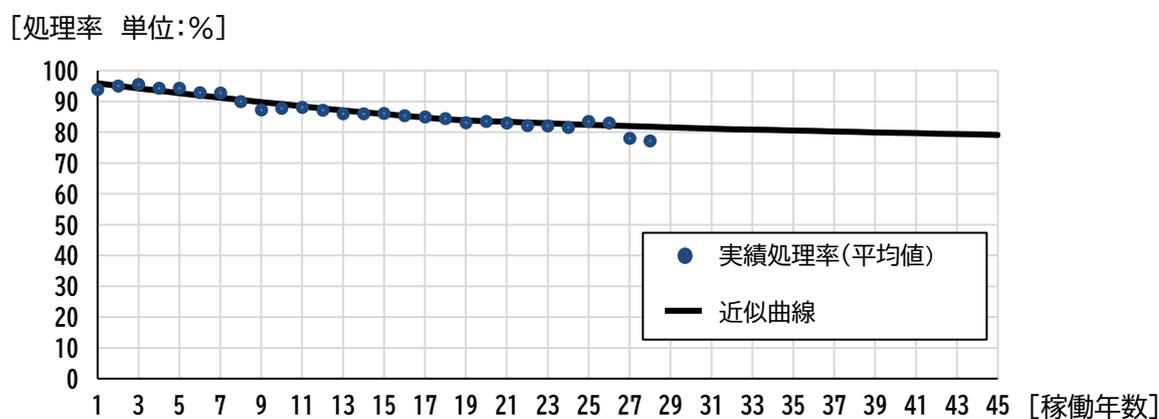


図-III-5 実績処理率の推移

図-III-5の近似曲線を稼働1年目の値が100%となるように補整したものが図-III-6であり、これを「稼働年数に応じた焼却率」として用います。10年で約93%、20年で約88%、30年で約85%に低下すると見込んでいます。

本計画では、定格焼却能力に「稼働年数に応じた焼却率」を掛けて、焼却能力を算出します。

なお、稼働年数に応じた焼却率については、今後のプラスチック分別収集の促進に伴うごみ発熱量の影響等による、実績処理率の変化を注視しながら見直していきます。

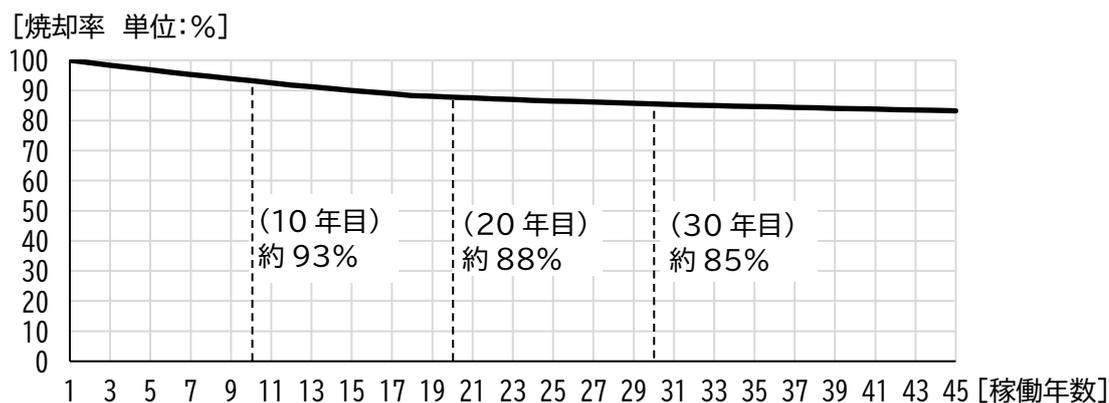


図-III-6 稼働年数に応じた焼却率

1 (2) 計画年間稼働日数

2 計画年間稼働日数は、計画停止日数と故障停止日数を踏まえて以下のとおり 281 日
3 とします。

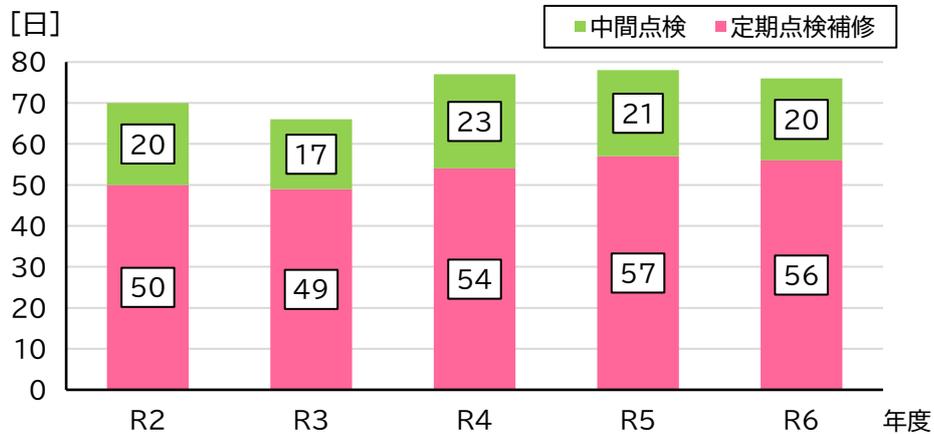
4 計画年間稼働日数 5 = 暦日数 - 計画停止日数 - 故障停止日数 6 = 365 日 - 73 日 - 11 日 = 281 日 7

8 ア 計画停止日数

9 プラントを適切に維持管理するためには、計画的な点検・補修が必要です。

10 計画停止日数とは、その計画的な点検・補修として焼却炉を長期間停止させて行っ
11 ている定期点検補修と中間点検に要する日数です。本計画では、過去 5 年間の実績を基に、
12 その平均値から計画停止日数を 73 日と設定します。

13 図-Ⅲ-7 に過去 5 年間の定期点検補修及び中間点検の実績を示します。



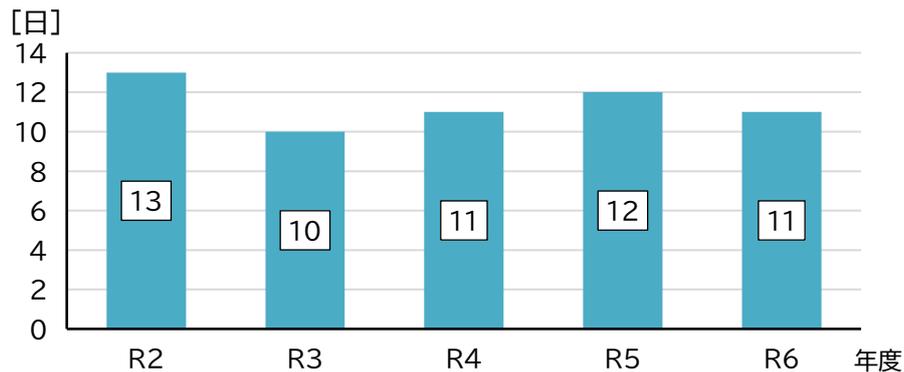
14 図-Ⅲ-7 定期点検補修及び中間点検の実績

15 イ 故障停止日数

16 プラントの予期せぬ故障は、適切に維持管理を行っていても全てを防ぐことはでき
17 ません。

18 そのため、中長期的な計画を策定するに当たっては、故障による焼却炉停止日数をある
19 程度見込んでおく必要があります。本計画では、過去 5 年間の実績を基に、その平均値
20 から故障停止日数を 11 日間と見込みます。図-Ⅲ-8 に過去 5 年間の故障停止日数の
21 実績を示します。

22 なお、清掃一組の清掃工場は平均の稼働年数が 20 年を超えており、今後、故障停止日数
23 が増加していくことが懸念されます。



24 図-Ⅲ-8 故障停止日数の実績

4 整備に伴う準備期間と標準的な整備期間

清掃工場の整備に伴う準備期間と標準的な整備期間は、以下のとおりです。

(1) 建替工事、リニューアル工事に伴う準備期間

清掃工場の建替工事を実施する際には、建替計画や環境影響評価等の各種手続が必要です。各種手続は、工事着手の約5年前に開始します。

	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	工事着工年度	工事中	しゅん工後1年間
計 画 替	建替計画の策定							
環 境 手 影 響 評 価	調査計画書の作成	審議会	現況調査・評価書案の作成	住民説明会 審議会	評価書の作成		事後調査 (工事中)	事後調査 (稼働中)
契 約 ・ 工 事				契約手続(総合評価落札方式)		建替工事		

※ 都市計画法に定める事項に変更が生じた場合は、別途都市計画決定手続を行う。

図-III-9 建替計画及び環境影響評価手続の工程表の例

なお、建替工事、リニューアル工事の着工前には、ごみバンカに溜まったごみ等を完全に除去するための休止前清掃を行います。ごみバンカの清掃のほか、灰バンカに溜まった灰の清掃、薬剤貯槽内の残留薬剤の抜き取り、設備機器内の油の抜き取り等を行います。

これらの作業は、最後のごみ搬入を終えて焼却炉を停止した後に開始し、完了するまでに数か月から半年程度の期間を要します。

(2) 標準的な整備期間

ア 建替工事

施設整備スケジュールにおける各工場の建替工事の期間は、標準工期で表します。

標準工期とは、清掃工場の施設規模に応じた標準的な大きさの清掃工場を建て替えた際に必要となる工期です。本計画では、建設業における「改正労働基準法」の適用や、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正等を踏まえた、工事における4週8休の確保、猛暑による作業不能日の考慮を含め、表-III-1のとおりとします。

なお、実際の建替工事に必要な期間は、土地の形状や敷地面積などの諸条件を踏まえた上で個別の建替計画により決定します。

表-III-1 建替工事の標準工期

施設規模	標準工期
600 トン/日	96 か月
900 トン/日	103 か月

1
2 イ リニューアル工事

3 リニューアル工事に必要となる工期は、既存の建物を再利用するため、建替工事よりも
4 短縮されることが期待されますが、まだ清掃一組におけるリニューアル工事の実績が
5 ないことから、具体的な標準工期は今後検討していきます。

6 なお、実際のリニューアル工事に必要な期間は、当該施設の諸条件を踏まえた上で、
7 個別のリニューアル計画により決定します。

8 ウ 延命化工事

9 延命化工事に要する標準的な焼却炉停止期間は、1 炉当たり 6 か月程度とし、整備期間
10 は施設規模に応じて 2 年から 4 年を要します。

11
12
13 5 整備検討対象工場の現況

14 本計画において整備の検討対象となる 14 工場(15 施設)の現況を表-Ⅲ-2 に示します。

15 各清掃工場で経年劣化が進行していますが、多くの清掃工場では定期点検補修等により
16 一定の機能を維持しているため、延命化工事の実施によりプラントの耐用年数の延伸を
17 図ります。

18 しかしながら、一部の清掃工場では、ごみの発熱量上昇に伴い、燃烧室やボイラの温度
19 管理上、焼却量を調整して操業しています。

20 一方、プラント更新工場（既存建物を再利用する工法を採用し灰溶融設備を併設して整備
21 した清掃工場）は、計画期間内に建物の経過年数が 50 年を超過し、建物の耐用年数である
22 60 年に達する工場もあることから、優先的に建替工事を行うこととします。

1
2
3

表－Ⅲ－２－１ 整備検討対象工場の現況一覧（１）

		有明	千歳	新江東	港	豊島	渋谷	中央
定格焼却能力 (施設規模)		400トン/日 (200トン×2炉)	600トン/日 (600トン×1炉)	1800トン/日 (600トン×3炉)	900トン/日 (300トン×3炉)	400トン/日 (200トン×2炉)	200トン/日 (200トン×1炉)	600トン/日 (300トン×2炉)
プラント経過年数 (令和7年度時点)		30年	30年	27年	27年	26年	24年	24年
建物経過年数 (令和7年度時点)								
（令和7年度時点）	建物	防水層の劣化から漏水がある。	全体的に経年劣化がある。	躯体に劣化が生じている。 外壁にひび割れがある。	全体的に経年劣化がある。	全体的に経年劣化がある。	全体的に経年劣化がある。	外壁にひび割れがある。 防水層に一部劣化がある。
	プラント	主に以下の設備に劣化がある。 【清掃工場】 ・プラント設備全体 【管路】 ・分離機 ・計量装置	主に以下の設備に劣化がある。 ・給じん設備 ・集じん設備 ・ボイラ設備 ・蒸気復水設備	プラント設備全体に劣化がある。	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・ボイラ設備 ・煙道設備 ・電気設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・給じん設備 ・ボイラ設備 ・灰処理設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・ボイラ設備 ・電気設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・給じん設備
	特筆すべき稼働状況	—	設備の維持管理上、ボイラや焼却炉の温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	設備の維持管理上、ボイラの温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	設備の維持管理上、ボイラや焼却炉の温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	設備の維持管理上、ろ過式集じん機の差圧管理値超過抑制及びボイラや焼却炉の温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	設備の維持管理上、ろ過式集じん機の差圧管理値及びろ過式集じん機入口温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	—
所見	建物、プラントともに経年劣化が進行しており、長期間の機能維持のためにはさらなる設備改修の検討が必要である。 ※平成30年度、令和元年度において延命化工事による大規模改修を実施している。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復にはさらなる設備改修の検討が必要である。 ※令和5、6年度において延命化工事による大規模改修を実施している。	建物、プラントともに経年劣化が進行しており、機能維持のための設備改修が必要である。 ※令和7～10年度において延命化工事による大規模改修を予定している。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復にはさらなる設備改修の検討が必要である。 ※令和2～4年度において延命化工事による大規模改修を実施している。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復には設備改修の検討が必要である。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復には設備改修の検討が必要である。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。	

4
5

1
2
3

表-Ⅲ-2-2 整備検討対象工場の現況一覧(2)

	板橋	多摩川	足立	品川	葛飾	大田(新)	大田第一	練馬
定格焼却能力 (施設規模)	600トン/日 (300トン×2炉)	300トン/日 (150トン×2炉)	700トン/日 (350トン×2炉)	600トン/日 (300トン×2炉)	500トン/日 (250トン×2炉)	600トン/日 (300トン×2炉)	600トン/日 (200トン×3炉)	500トン/日 (250トン×2炉)
プラント経過年数 (令和7年度時点)	23年	22年	21年	20年	19年	11年	29年	10年
建物経過年数 (令和7年度時点)	51年	52年	48年	52年	49年		36年	
(令和7年度現時点)	建物	躯体の一部に軽度の劣化がある。 防水層の劣化から漏水がある。	全体的に経年劣化がある。	全体的に経年劣化がある。	全体的に経年劣化がある。	躯体の一部に軽度の劣化がある。 外壁にひび割れがある。 防水層の劣化から漏水がある。	躯体の一部に軽度の劣化がある。 外壁にひび割れがある。	防水層に一部劣化がある。
	プラント	主に以下の設備に劣化がある。 ・給じん設備 ・煙道設備 ・ボイラ設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・ボイラ設備 ・灰処理設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・ボイラ設備 ・集じん設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・灰処理設備 ・ボイラ設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・灰処理設備 ・ボイラ設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・電気設備	主に以下の設備に劣化がある。 ・焼却炉本体設備 ・灰処理設備 ・ボイラ設備
	特筆すべき稼働状況	設備の維持管理上、ろ過式集じん機の差圧管理値超過抑制及びボイラや焼却炉の温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	設備の維持管理上、ボイラや焼却炉の温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	設備の維持管理上、ろ過式集じん機の差圧管理値超過抑制及びボイラや焼却炉の温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	—	設備の維持管理上、焼却炉の温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。	—	設備の維持管理上、ボイラの温度管理値超過抑制のために焼却量を調整して稼働している。
所見	建物については経過年数が50年に達しているため、補修の頻度が多くなっているものの適宜対応を行い概ね維持できている。 プラントは経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復には設備改修の検討が必要である。	建物については経過年数が50年を超えているため、補修の頻度が多くなっているものの適宜対応を行い概ね維持できている。 プラントは経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復には設備改修の検討が必要である。	建物については経過年数が40年を超えているため、補修の頻度が多くなっているものの適宜対応を行い概ね維持できている。 プラントは経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復には設備改修の検討が必要である。	建物については経過年数が50年を超えているため、補修の頻度が多くなっているものの適宜対応を行い概ね維持できている。 プラントは経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復には設備改修の検討が必要である。	建物については経過年数が40年を超えているため、補修の頻度が多くなっているものの適宜対応を行い概ね維持できている。 プラントは経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 焼却量の回復には設備改修の検討が必要である。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。 ※平成25年度に休止していたが、令和元年度より再稼働のための再整備工事を実施し、令和2年度に1炉再稼働、令和4年度に2炉を再稼働させている。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。	建物、プラントともに経年劣化はあるものの、修繕や定期点検補修等で機能維持できている。

4
5

6 清掃工場の稼働年数の推移

清掃工場の稼働年数は年々増加傾向にあり、令和9年度以降、稼働年数25年以上の工場が半数を占める状況が続きます。平均稼働年数も同様に年々増加傾向にあります。今後もこの傾向が続くことから、焼却能力の低下などの経年劣化による影響は無視できない状況となっています。

このことから、稼働年数を重ねた清掃工場の状況を引き続き注視していくとともに、本計画では計画年間焼却能力の算出において、経年劣化による焼却能力の低下を考慮しています。

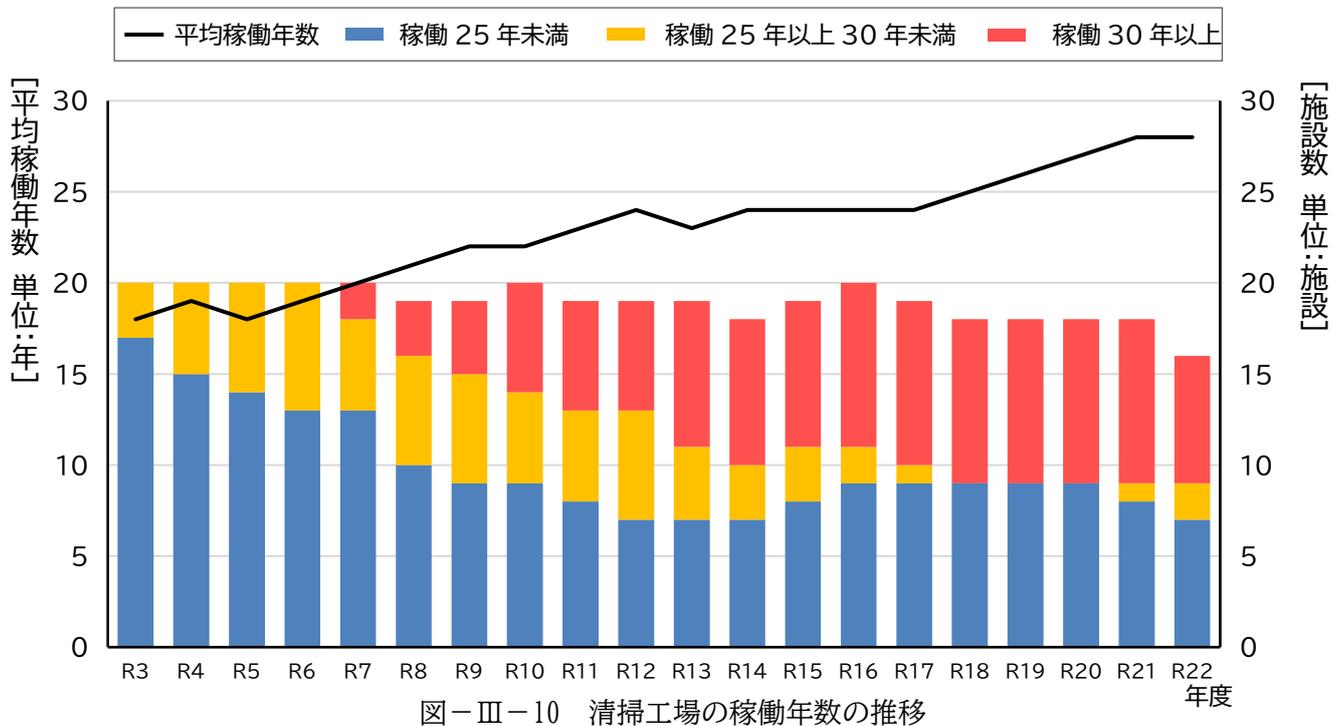


図-III-10 清掃工場の稼働年数の推移

7 施設規模の平準化と安定的な焼却能力の確保

現在稼働している清掃工場の多くは、平成12年度の清掃事業の区移管に際して、平成9年12月に東京都が作成した「東京スリムプラン21」を継承するとして、それに基づき短期間に整備されました。

今後多くの清掃工場が順次プラント及び建物の耐用年数を迎えます。しかし、現状のごみ量では、必要となる焼却能力を確保しつつ、全ての清掃工場をプラント及び建物の耐用年数以内に整備することは、延命化工事やリニューアル工事の実施も含めた整備時期の調整だけでは困難です。

また、現状は清掃工場ごとの施設規模にも大きな格差があるため、焼却能力の大きい清掃工場を整備する際に、同等の焼却能力を既存の清掃工場で補うことは困難です。

こうしたアンバランスの是正に向けて、建替え時期の分散化や各工場の施設規模の平準化を図る必要があることから、本計画ではプラント更新工場の施設規模の見直しを検討します。

(1) これまでの施設整備の経緯

清掃工場をしゅん工年度でグループ化すると図-III-11のようになります。可燃ごみの全量処理を達成するため、平成7年度から13年度の間には10工場、施設規模にして6,700トン/日が集中的に整備されました。

平成9年8月に排ガス中のダイオキシン類濃度に排出基準値が設定されたことから、その対応として平成14年度から20年度の間には6工場をプラント更新し、施設規模にして3,000トン/日が整備されました。なお、この6工場は当時の国庫補助の要件により、灰の溶融固化施設を設置する必要があったことから、プラント更新時に焼却炉の一部を灰溶融炉に置き換えたため、旧工場と比較して3,100トン/日分の施設規模を縮小せざるを得ませんでした。

平成15年7月には、区長会総会にてごみ量減少や危機的な財政状況等を踏まえ、今新たな清掃工場の必要性はないことが確認され、今後の建替え時の余力として平成21年度から27年度の間で計画されていた3工場、施設規模にして1,300トン/日の建設が撤回されました。

平成15年11月の区長会総会にて、当分の間、清掃一組による共同処理を継続することが確認され、初めて23区全体での施設整備計画を考える必要が生じました。その際、地域アンバランスの是正を検討する必要があることも併せて確認されています。

その後、平成7年度より前に建設され、プラントの耐用年数を迎えた清掃工場を随時建て替えてきました。

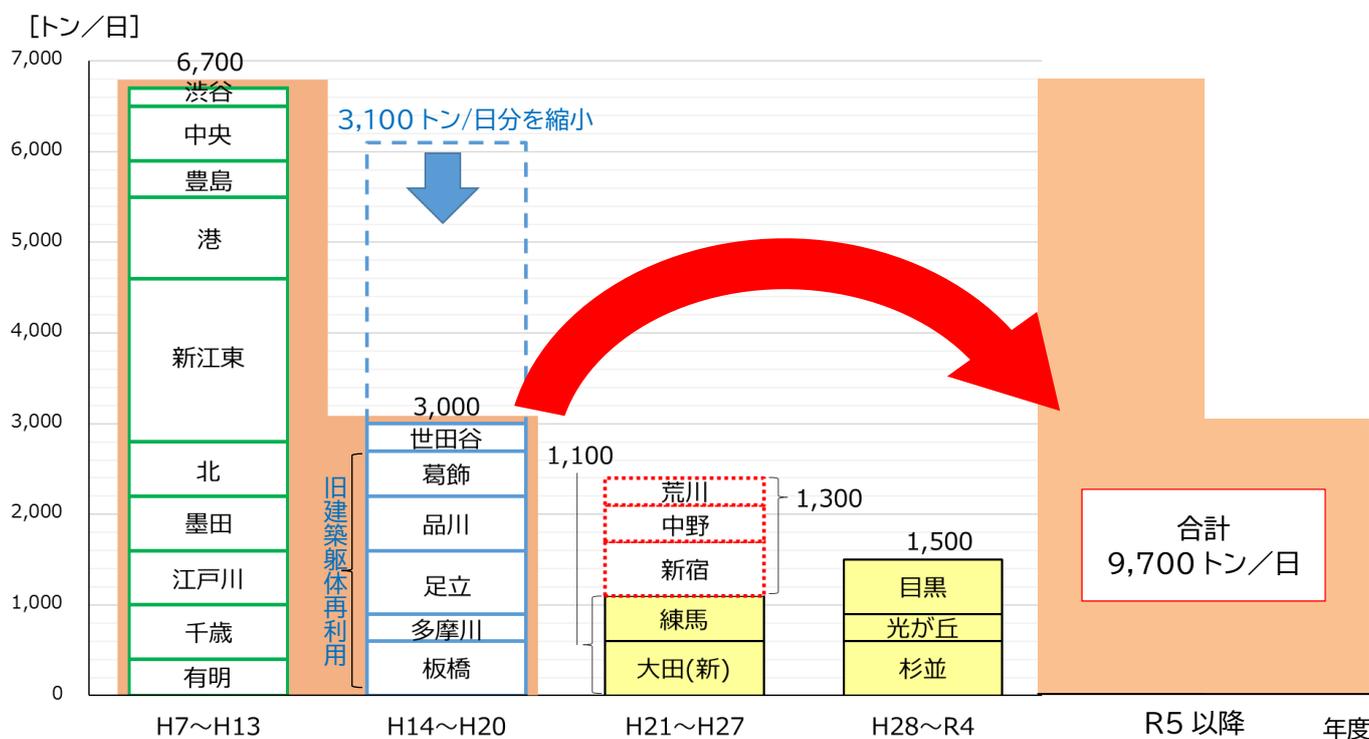


図-III-11 整備時期別の施設規模

(2) 施設整備の現状と整備検討対象工場

図-III-12 に清掃工場の整備時期を示します。

清掃一組では、プラントの耐用年数をしゅん工後25年から30年程度としており、本計画では赤枠で囲まれた14工場(15施設)が整備検討対象工場となります。

しかし、23区内の清掃工場規模の建替工事を受注した実績のあるプラントメーカーに限られること、また、必要な焼却能力を確保しながら建て替えるため、同時期に建替えができるのは4~5工場程度が限度となります。そのため、短期間に多くの清掃工場を建て替えることはできません。

また、プラント更新を行った板橋、多摩川、足立、品川、葛飾の5工場については、旧工場の建築躯体を再利用していることから、先にしゅん工した清掃工場よりも早く建物の耐用年数を迎えてしまいます。

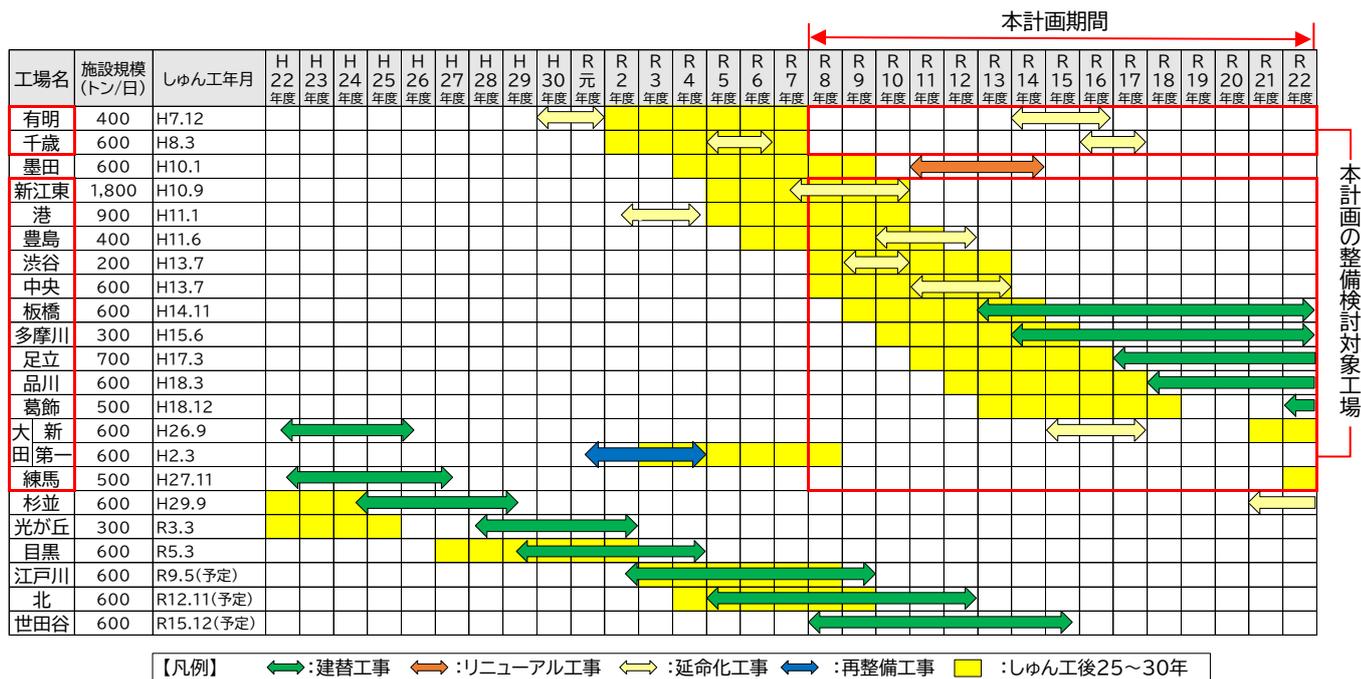


図-III-12 清掃工場の整備時期

(3) 建替え時期の分散化

これまでは、施設整備計画策定時に推計した清掃工場処理量を踏まえ、プラントの耐用年数を迎える清掃工場から順次建替えを行ってきました。

しかし、今後は同時期にプラント又は建物の耐用年数を迎える清掃工場が多くなることから、建替えに伴う焼却能力の低下が課題となります。そのため、建替え時期の分散化を図る必要があります。

前計画では、延命化工事によりプラントの耐用年数を10年程度延伸する、又は新たな整備手法として導入したリニューアル工事により、建物の耐用年数である50年から60年程度まで工場を使用することで建替え時期の分散化を図りました。

本計画では、延命化工事は整備検討対象工場に限らず実施検討を行い、更なる建替え時期の分散化を図ることとしました。

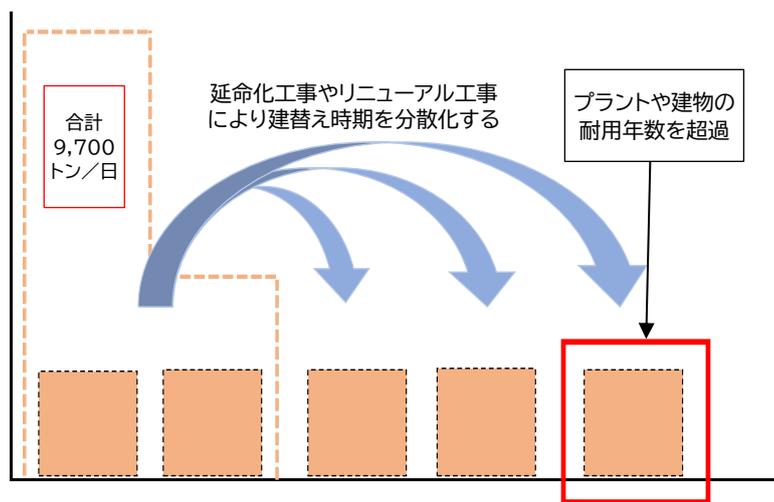


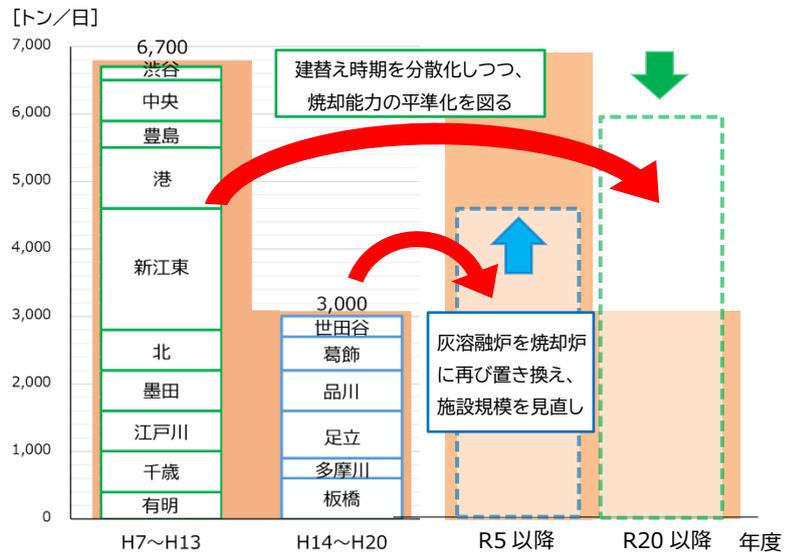
図-III-13 建替え時期の分散化のイメージ

しかし、現状では同時期に建替えできるのは4~5工場程度が限度であり、既にプラントの稼働年数が25年、又は建物の経過年数が50年に達している清掃工場が複数あることから、建替え時期の分散化には限界があります。(図-III-13)

1
2 (4) 施設規模の見直し

3 建替え時期の分散化を図りつつ、
4 必要となる焼却能力を確保するため
5 には、建て替える清掃工場の施設規
6 模を見直す必要があります。本計画
7 期間においては、建物の耐用年数を
8 迎える関係から、プラント更新工場
9 を優先的に建て替える必要があるた
10 め、プラント更新工場の灰溶融炉を
11 焼却炉に再び置き換えることによる
12 施設規模の見直しを検討します。

13 (図-III-14)



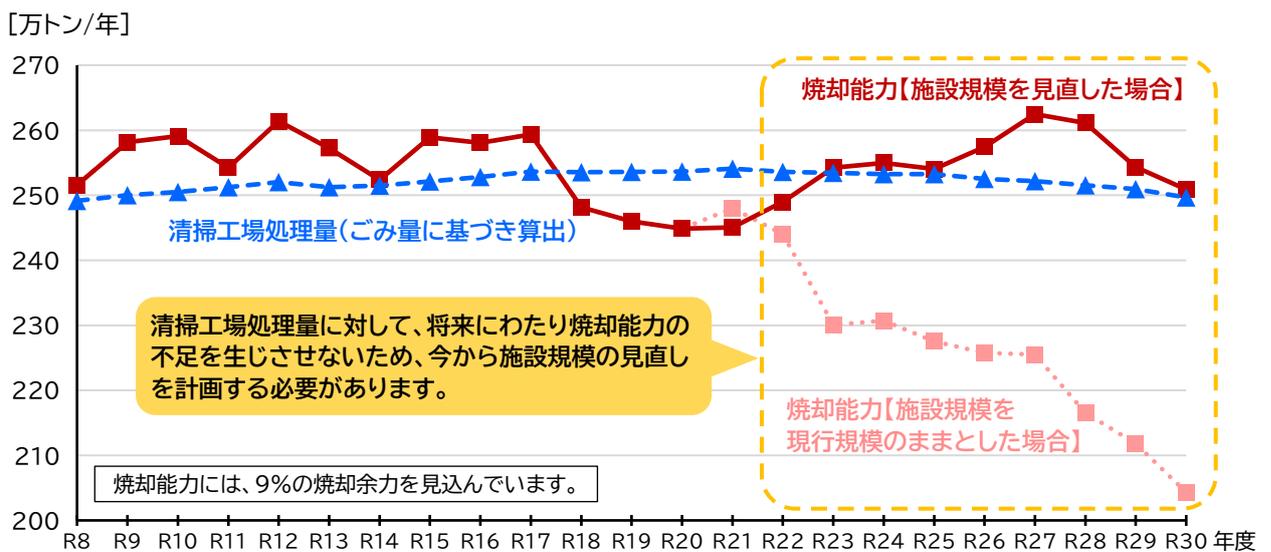
14 図-III-14 施設規模の見直しと焼却能力平準化のイメージ

15 (5) 今後の対応

16 今後、清掃工場の建替工事が重なることによる焼却能力の低下に備えるため、プラント
17 更新工場の灰溶融炉を焼却炉に再び置き換えることによる施設規模の見直しを計画
18 します。この見直しにより、清掃工場処理量（ごみ量に基づき算出）に対して、将来に
19 わたり安定的な焼却能力を確保します。(図-III-15)

20 また、整備時期の分散化や、アンバランスの是正に向けた、各清掃工場の施設規模の
21 平準化を図ることができるようになります。

22 なお、本計画における施設整備が終了した後も、順次老朽化が進む清掃工場の施設整備
23 が控えていることから、将来の安定的な全量処理体制を確保するため、施設整備を計画ど
24 おり着実に進めていかなければなりません。



25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37 図-III-15 施設規模見直し前後における焼却能力の推移

8 建設工事における費用縮減の取組

「7 施設規模の平準化と安定的な焼却能力の確保」で示したように、今後は清掃事業の区移管前後の時期（平成7年度から平成13年度）に整備された工場の建替工事が重なる時期となるため、これらの工場の施設整備を確実に進めていくことが必要です。しかしながら、建設資材の高騰や労務単価の上昇等による施設整備費の高騰が課題となっており、これまで以上に費用の縮減に努めていかなければなりません。

また、働き方改革関連法を踏まえた工期確保の取組や猛暑日の増加に伴う影響により、建設工事はこれまでよりも長い工期が必要となっています。そのため、今後の清掃工場の建設工事に当たっては、焼却施設としての機能を最重視し、シンプルで合理的な施設建設を目指すことで費用の縮減に努めるとともに、工期に与える影響を小さくするよう取り組んでいきます。

表-III-3 建設工事における費用縮減の取組

項目	取組
(1) 地下工事の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみ搬入路にランプウェイ（傾斜路）を設け、ごみの受入れを行うプラットホームを2階以上に設置し、ごみを貯留するごみバンクの位置を高くすることで地下掘削量を減らし、工事費用を縮減していきます。 ▶ 工場の周辺環境に十分配慮した上で、できるだけ地上部に建物を建設することで地下掘削量の削減を図っていきます。また、その際は高度規制特例措置等の活用を検討し、工場所在区の協力を得ながら取り組んでいきます。
(2) 建築面積の削減と建物の軽量化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 清掃工場の全体計画については、工事費用を縮減するため、効率的な配置や動線計画を検討していきます。 ▶ 合理的な機器配置に努め、工場棟内の壁や床面積の削減を図っていきます。 ▶ 工場棟は屋上設備を少なくし、屋根や壁の重量の低減化により建物にかかる荷重を減らし、建物の軽量化を図っていきます。
(3) 既存躯体等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 既存煙突の外筒については、敷地内の配置計画において問題がなければ再使用影響評価及び健全度等の調査を行い、再使用の可否を検討し、可能な場合は再使用していきます。 ▶ 既存山留や既存躯体等の再活用が可能な場合、再活用することで工事費用の縮減を図っていきます。
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 見学者設備や見学通路はシンプルかつ効率的なものとし、環境問題や環境意識の啓発に努めていきます。 ▶ 緑化については、地表部を中心とした構内緑化を充実させるよう計画していきます。 ▶ 清掃工場は、災害時には東京都との「災害時における施設使用等に関する協定」に基づき、東京都（警察、消防等）や自衛隊の大規模救出救助活動拠点となるため、必要な環境を整備していきます。

9 施設整備計画の策定とごみ量

清掃一組の清掃工場の施設整備計画は、23区の衛生的な生活環境の維持を目的として、発生するごみを将来にわたって安定的に全量処理できる体制を確保できるものとしなければなりません。

検討に当たっては、23区と清掃一組が相互に連携し、ごみの減量や資源化等の進捗状況を共有するとともに、実績ごみ量から推計した将来のごみ量に基づき施設整備計画を策定していきます。計画は概ね5年ごとに適時見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に適時見直しを行うことで、将来にわたって、ごみ量に対して過大・過小としない焼却能力を確保する施設整備計画を推進していくことを可能としています。(図-III-16)

なお、次期計画（第7次一廃計画）の計画期間は令和12年度からとする予定です。

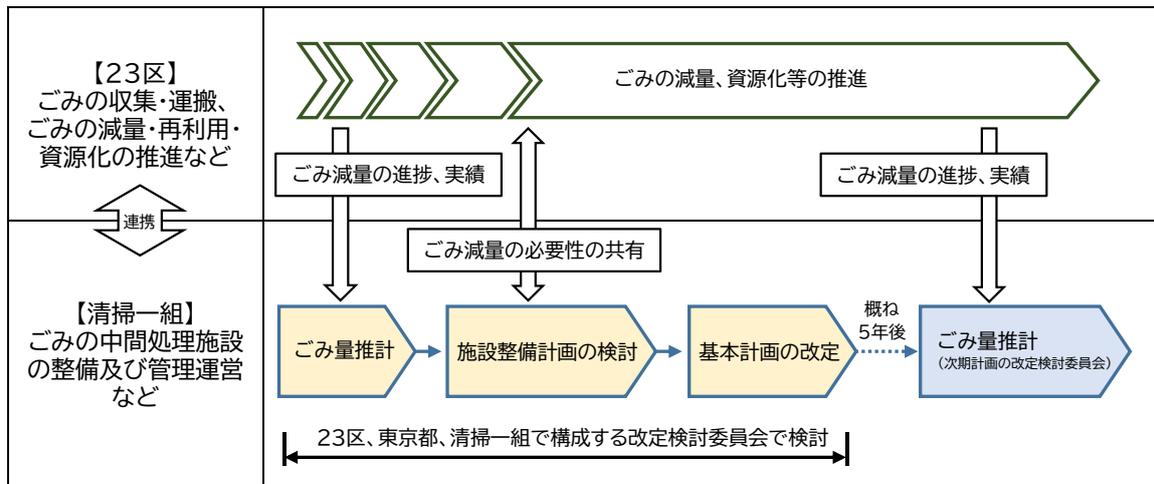


図-III-16 施設整備計画の策定とごみ量

IV 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の施設整備

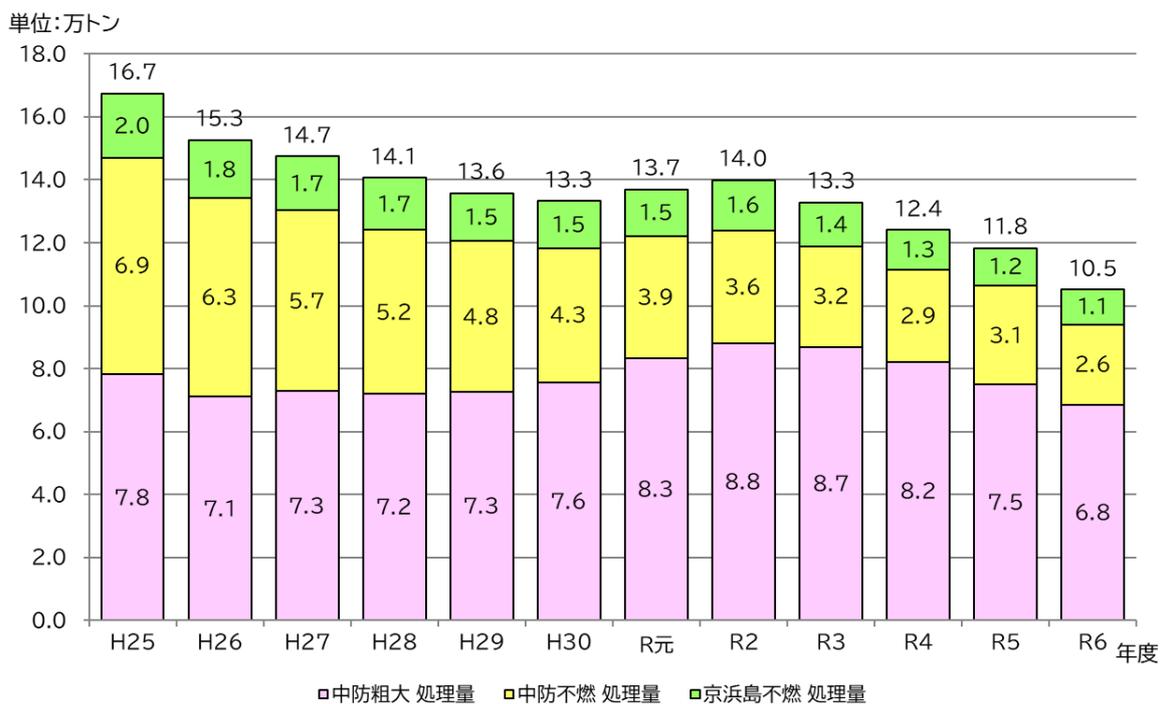
1 不燃ごみ及び粗大ごみの処理量の推移

不燃ごみ及び粗大ごみの処理量の推移は、図－IV－1に示すとおりです。

不燃ごみの処理量は、民間事業者を活用した資源化や、平成25年の小型家電リサイクル法の施行に伴う小型家電の回収等、各区が実施する資源化施策により、減少傾向にあります。

粗大ごみの処理量は、各区において金属製品等のピックアップ回収を実施していますが、内訳として布団や家具などが多くを占めており、概ね横ばいで推移しています。

※ 令和2～3年度については、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴い、外出自粛や在宅勤務が増加したため、粗大ごみ量が増加しています。



図－IV－1 不燃ごみ及び粗大ごみの処理量の推移

2 各施設の現状と課題

(1) プラント施設の現状と課題

不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破砕処理施設の現状と課題を表－IV－1に示します。

中防不燃ごみ処理センター第二プラント及び京浜島不燃ごみ処理センターは、摩耗・腐食環境下で不燃ごみの処理を行っているため、計画的な維持管理による機能維持を図っていく必要があります。また、当初は大量の不燃ごみを全量破砕し、減容化するために整備された施設のため、資源回収や可燃物と不燃物の分離回収を徹底して行うには限界があります。

粗大ごみ破砕処理施設は、受入・搬出ヤードの粉じん対策が十分でないことや、しゅん工から40年以上が経過し建屋の一部に老朽化が見られます。また、非鉄金属の回収設備がないことや、設備配置上の制約から作業効率が低下しています。

表－Ⅳ－1 プラント施設の現状と課題

項目	中防不燃ごみ処理センター 第二プラント	京浜島不燃ごみ処理センター	粗大ごみ破碎処理施設
規模	48トン/時×2系列	8トン/時×4系列	32.1トン/時×2系列
しゅん工年月	平成8年10月	平成8年11月	昭和54年6月
処理量※	25,556トン	11,136トン	68,460トン
資源回収量※	鉄	1,403トン	11,828トン
	アルミ	350トン	－
劣化の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋コンクリートや基礎部にクラック、鉄骨に劣化の進行が見られている。 ・コンベヤ等の摺動部の摩耗。 ・機器類の経年劣化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋コンクリートにクラック、屋上防水に劣化の進行が見られ、床面等が破損している。 ・コンベヤ等の摺動部の摩耗。 ・機器類の経年劣化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋コンクリートや基礎部にクラック、ヤードの外壁に劣化の進行が見られている。 ・破碎機以降の設備は露天設置のため風雨による腐食がある。
環境的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入ヤードは屋根のみで屋外のため、臭気・騒音・振動対策が不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・受入・搬出ヤードは屋根のみであり屋外のため、粉じん飛散の可能性がある。
設備の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池などの二次電池やスプレー缶による発火により、設備が損傷する火災が増えている。 ・不燃物の処理は2系統で行っているが、搬出系統は共通の1系列しかないため、点検等の際は両系列を停止しなければならない。 ・資源回収能力向上改造を行ったが、改善には限界がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池などの二次電池やスプレー缶による発火により、設備が損傷する火災が増えている。 ・不燃ごみの性状変化により、施設の大半を占めるガラスびん色選別設備は使用されていない。 ・資源回収能力向上改造を行ったが、改善には限界がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池などの二次電池による発火により、設備が損傷する火災が増えている。 ・鉄以外の資源回収設備がない。 ・破碎の処理は2系列で行っているが、破碎機が同一建屋内に設置され、破碎後のコンベヤも共通の1系列しかないため、点検等の際は両系列を停止しなければならない。

※令和6年度実績

2

3

4

(2) 別途処理が必要な廃棄物の処理設備の現状と課題

5

不燃ごみ・粗大ごみには、前処理しないと処理プラントに投入できないものや、破碎処理をせずに別途処理しているものがあります。現在、道路公園の清掃ごみは、

6

7

8

不燃ごみ・粗大ごみ及び土砂等に分けるための選別処理をしています。

9

また、畳及び大きなサイズの皮革等は裁断処理、スプリングマットレスは破碎して鉄分の回収を行っています。

10

このうち、道路公園ごみの選別と皮革等の裁断処理は、東京都が管理する最終処分場内の一部を借り受けて作業していましたが、新施設稼働後は敷地内に設置します。

11

12

13

(3) 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備工事について

14

令和5年9月末から、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの建築物・プラント設備等を解体・撤去し、新たに中防不燃・粗大ごみ処理施設を建設しています。

15

本工事は既存の粗大ごみ破碎処理施設と中防不燃ごみ処理センター第二プラントを稼働させながら実施しています。

16

17

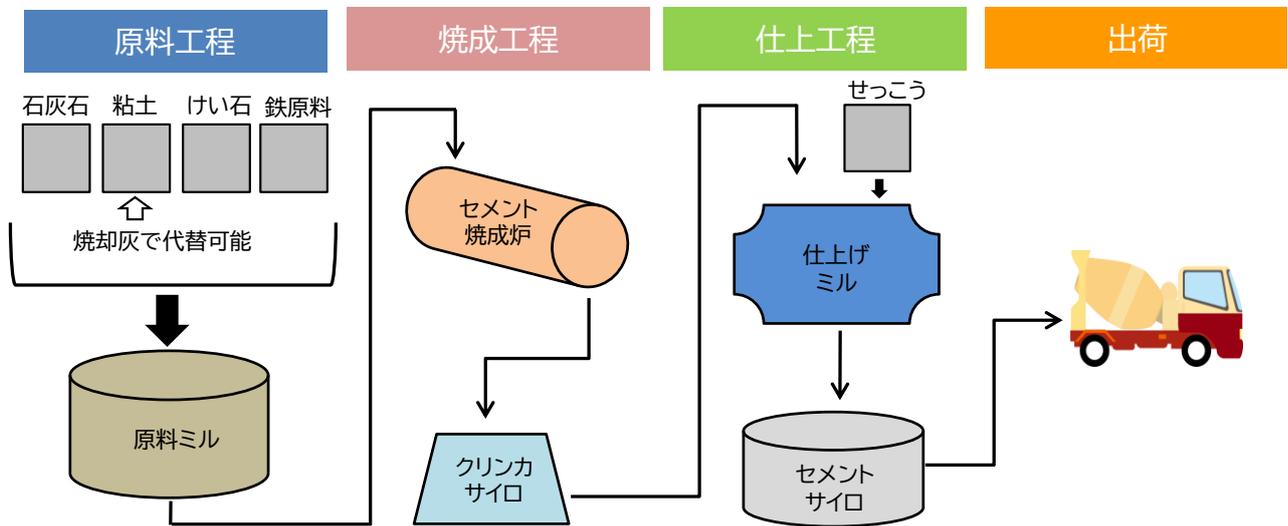
1 V 最終処分量削減の取組

2

3 1 焼却灰の資源化

4 (1) セメント原料化

5 焼却灰をセメントの原料のひとつである粘土の代替原料として使用します。



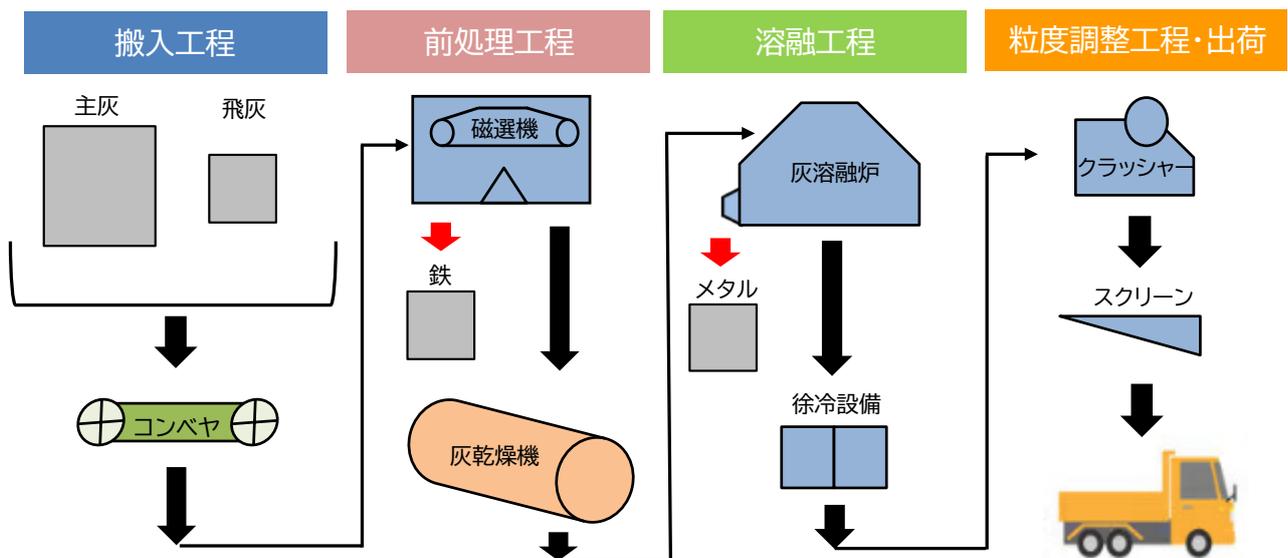
6

図-V-1 セメント製造工程

7

8 (2) 徐冷スラグ化

9 焼却灰を還元溶融処理にて徐冷スラグを製造し、有効利用します。徐冷スラグは焼却灰を
10 高温(1,200℃以上)で溶融した後、時間をかけて冷却してできる塊状のもので、天然石と
11 類似する組成になります。使用先のニーズに応じた粒度調整ができる特徴を備えており、
12 地盤改良材、道路・コンクリート用骨材等に使用されています。



13

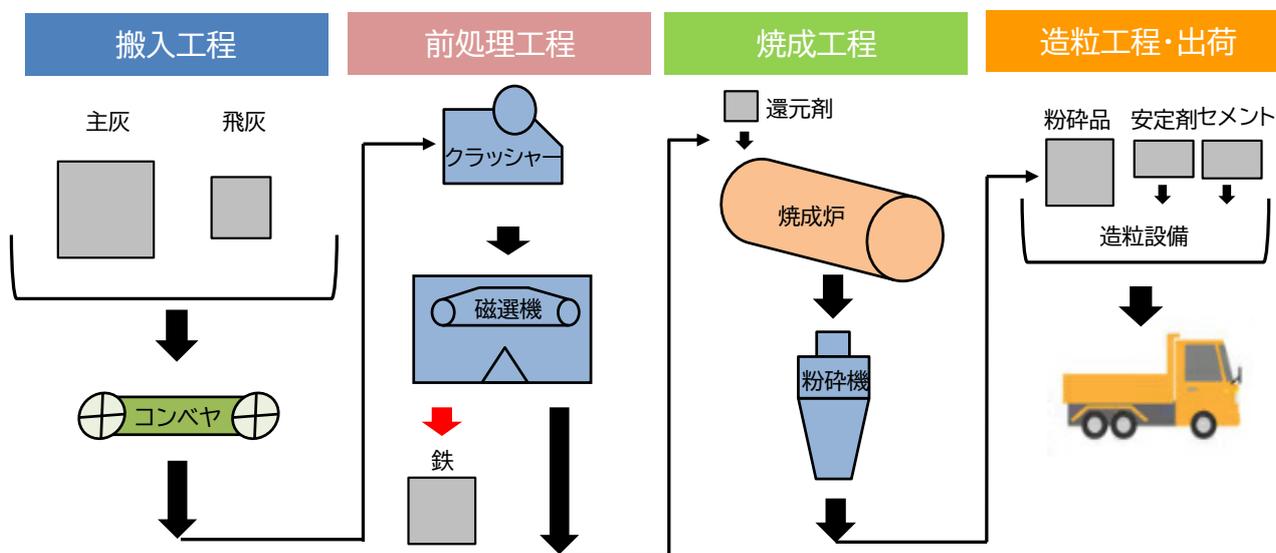
14

15

図-V-2 徐冷スラグ製造工程

1 (3) 焼成砂化

2 焼却灰を焼成・造粒にて焼成砂を製造し、有効利用します。製造の工程は、焼却灰に還元
 3 剤を混合して高温(約 1,000℃)で焼成処理することで重金属等の有害物質を除去し、造粒を
 4 経て、生成となります。主に路盤材、埋め戻し材として使用されています。



5 図-V-3 焼成砂製造工程

6

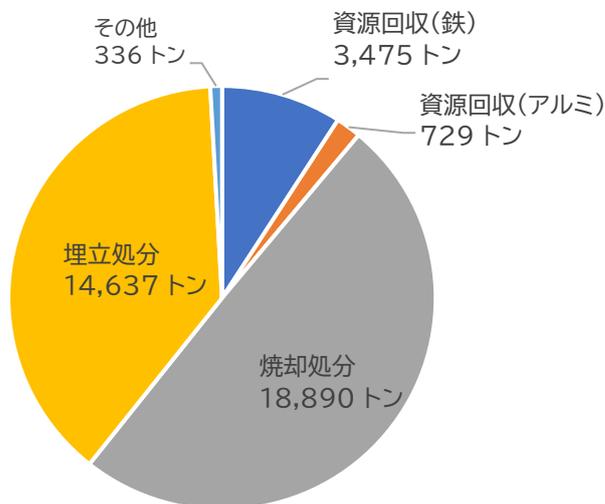
7 2 不燃ごみ・粗大ごみの処理

8 (1) 不燃ごみ・粗大ごみの残さの処理

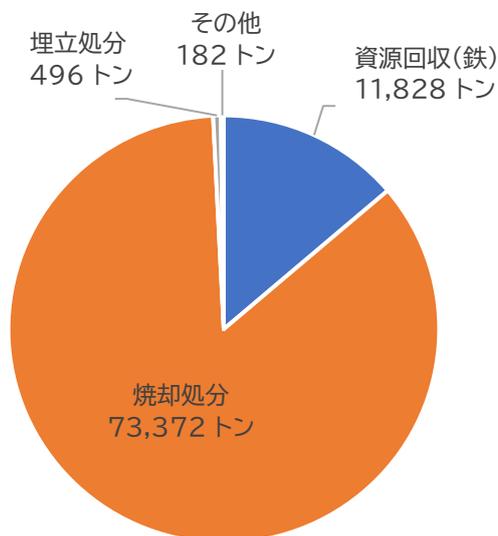
9 不燃ごみは中防不燃ごみ処理センター及び京浜島不燃ごみ処理センターで処理して
 10 います。処理においては、できる限り細かく砕いて資源として鉄とアルミニウムを回収し、
 11 陶磁器くず等の不燃物を除去します。処理後の残さは、可燃物が多く含まれているため、
 12 清掃工場で焼却処理しています。

13 粗大ごみは粗大ごみ破碎処理施設で処理しています。不燃ごみと類似した処理を行って
 14 いるほか、除湿機や羽毛布団等も資源として回収しています。

15 不燃ごみ処理センター(中防、京浜島)

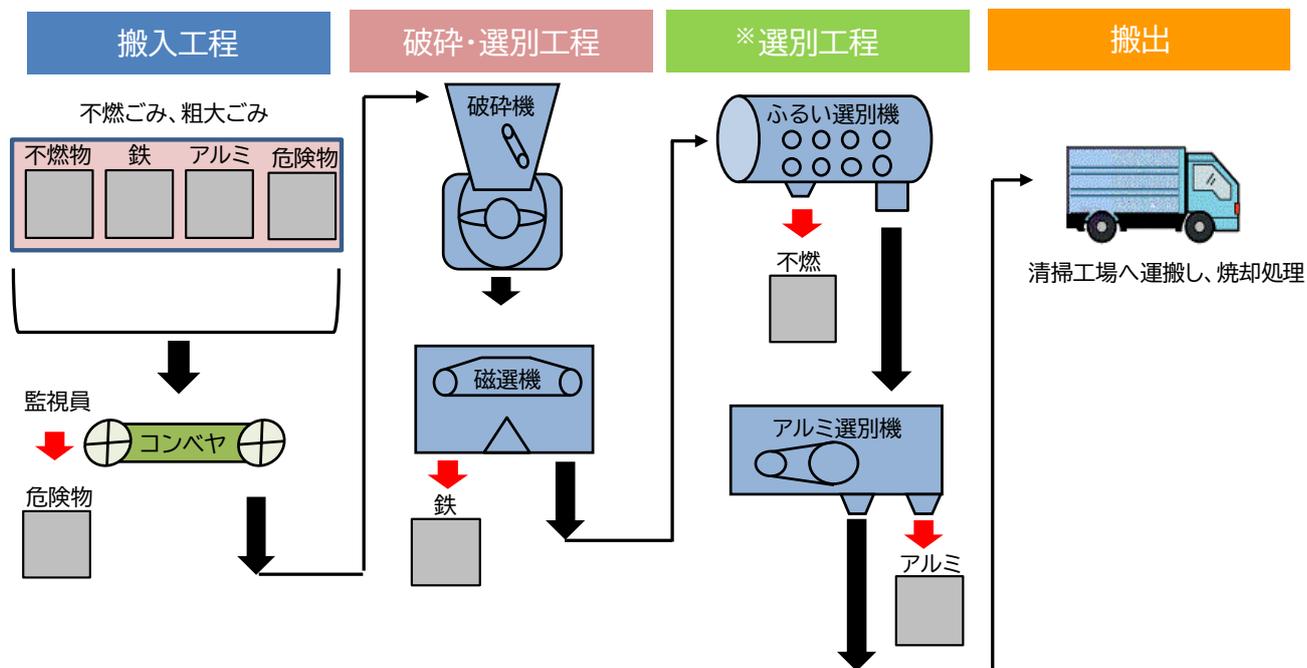


16 粗大ごみ破碎処理施設



17 図-V-4 不燃ごみ・粗大ごみの処理方法内訳 (令和6年度)

20



※ 粗大ごみは、「選別工程」の処理は行っていませんが、鉄、除湿機、羽毛布団等を資源として回収しています。

図-V-5 不燃ごみ・粗大ごみ処理工程

1
2
3

4 (2) 中防不燃・粗大ごみ処理施設における資源等の選別の徹底

5 令和 10 年度に稼働予定の中防不燃・粗大ごみ処理施設は、不燃ごみ・粗大ごみの破碎
6 選別処理を行う施設です。ごみ処理過程での選別精度を向上させて、資源の更なる回収を
7 行うとともに、混入している可燃物を可能な限り回収し、清掃工場で焼却処理することで
8 最終処分量の削減を図ります。

1 VI ごみ減量の可能性

2 1 国の動向（令和7年10月現在）

3 （1）第五次循環型社会形成推進基本計画

4 第五次となる循環型社会形成推進計画（令和6年8月）では、地域における循環型社会
5 の形成において、地方公共団体に期待される役割として、廃プラスチックの3Rの推進、
6 繊維類のリペア等による長寿命化の促進、小型家電の店舗回収の啓発といったライフ
7 サイクル全体での徹底的な資源循環の取組の推進などを挙げています。

8 そのほか、適正処理の更なる推進と環境再生のために、廃棄物の分別収集の徹底や、一
9 般廃棄物処理の有料化などによる廃棄物の減量化を求めています。

10 [プラスチック・廃油]

- 11 ・「プラスチック資源循環戦略」「プラスチック資源循環促進法」に基づく廃プラスチックの3R推進
- 12 ・ライフサイクル全体を通じた再生材・再生可能資源の普及促進
- 13 ・持続可能な航空燃料（SAF）普及促進のための体制構築、研究開発や設備導入支援など

14 [バイオマス]

- 15 ・地域特性に応じたバイオマスの総合的な利用の促進
- 16 ・食品ロス削減の国民運動
- 17 ・食品廃棄物等の不適正処理対策と食品リサイクルの取組

18 [二次電池・小型家電（ベースメタル・レアメタル）]

- 19 ・小型二次電池の生産者による安全な回収及び再資源化の推進
- 20 ・有害使用済機器の適正な処理及びリサイクルの推進
- 21 ・関係主体による安全性・資源性・経済性の達成が可能な回収網の充実化
- 22 ・有用金属回収の観点も含めた適正なリユース・リサイクル・処分のためのシステム構築

23 [繊維製品]

- 24 ・使用済衣類の利用促進に向けた長寿命化の促進、官民連携ルール作りの検討
- 25 ・「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」の普及

29 （2）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年4月1日施行）

30 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等へ対応を契機
31 として、国内のプラスチックの資源循環の促進の重要性が高まっていることから、プラスチ
32 ックの包括的な資源循環体制（3R+Renewable）を強化する必要があります。

33 [主な措置内容]

- 34 ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に関する環境配慮設計
- 35 ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要 抜粋

1 2 東京都の動向（令和7年10月現在）

2 (1) 東京都資源循環・廃棄物処理計画

3 令和3年9月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画[※]」では、令和12年に向けた
4 東京の資源循環・廃棄物処理のあるべき姿として、持続可能な形で資源を利用する社会の
5 構築や、社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指し、取組の三本柱と
6 して、「持続可能な資源利用の実現」「廃棄物処理のシステムのレベルアップ」「社会課題
7 への果敢なチャレンジ」を掲げて施策を推進しています。この三本柱における施策では、
8 「資源ロスの更なる削減」や「廃棄物の循環利用の更なる促進」などを含め、5つの施策を
9 実施していくとしています。

10 ※ 上記計画は、令和8年3月に新計画が策定される予定となっています。

【東京の資源循環・廃棄物処理のあるべき姿の実現に向けた三本柱】

- (1) 持続可能な資源利用の実現
- (2) 廃棄物処理のシステムのレベルアップ
- (3) 社会課題への果敢なチャレンジ

【三本柱における重要な施策（抜粋）】

[資源ロスの削減]

- ・ 使い捨てプラスチック製品の使用削減、リユースの促進
- ・ 食品ロス削減推進計画に基づく、食品ロス半減に向けた施策の推進と普及啓発
- ・ 家庭ごみの有料化、事業系ごみの受け入れ適正化なども含めた廃棄物の発生抑制策の検討

[廃棄物循環利用の更なる促進]

- ・ 分別収集拡大による家庭系プラスチックごみのリサイクル促進
- ・ 事業者の自主的な取組促進及び区市町村と連携した指導により事業系廃棄物の3Rを推進

東京都資源循環・廃棄物処理計画 抜粋

11

12

1 (2) プラスチックの持続可能な利用について

2 令和元年 10 月にプラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について東京都
 3 廃棄物審議会から東京都知事への最終答申が示されました。この答申では、短期的に対応
 4 しなければならないことだけでなく、2050～2100 年を見据えた、Goal (長期的な方向性)と
 5 Target(長期的な方向性に向けて、現実を踏まえた目標)を踏まえてとりまとめられました。

6 令和元年 12 月には、東京都のプラスチック削減プログラムが策定され、必要性の低い、
 7 使い捨てプラスチックの大幅削減を促す仕組みとプラスチック製品・容器包装の再使用・
 8 再利用の推進及び再生プラスチックの利用拡大を図ることとなっています。

10 表-VI-1 プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について 最終答申から抜粋

課題	21 世紀半ばに目指すべき資源利用の姿	当面、都が取り組むべきプラスチック対策
<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂実質ゼロのプラスチック利用への転換 ・海洋へのプラスチックごみの流出防止 ・国内外での廃プラスチックの不適正処理防止及び適正なりサイクルの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ・ウェイディング -新規資源投入量の最小化 -リユース及び水平リサイクルの徹底 -環境中への排出はゼロ ・長期的にエネルギーや各種資源の利用のあり方を大きく変革していく必要がある、プラスチックについても化石燃料への依存度を低減し、省エネルギー・省資源に資する「持続可能な、価値ある素材」としていく。 ・バイオマスは再生速度の範囲かつ持続可能性に配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 1) ワンウェイプラスチックの削減 2) 再生プラスチック及びバイオマスの持続可能な利用促進 3) 循環的利用の推進・高度化 <ul style="list-style-type: none"> ①容器包装リサイクル法等によるリサイクルの徹底 ②事業者による効率的な回収の仕組みの構築支援 ③事業系廃プラスチックのリサイクルの推進 4) 廃プラスチックの適正な処理・有効利用を確保するための緊急的対応 5) 散乱防止・清掃活動を通じた海ごみ発生抑制 6) 国際的な連携 7) 2020 年東京大会を機とした取組

11

12

1 (3) 2050年ゼロエミッションに向けて

2 令和元年に、宣言されたCO₂排出実質ゼロに貢献する「2050年ゼロエミッション東京」
 3 に基づき、東京都は目標実現に向けた具体的な取組とロードマップとして、令和7年3月に
 4 「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定しました。従来目標の2030年
 5 温室効果ガス削減量50%の先を見据えて、目標実現のための実効性のある取組として10の
 6 政策と8の重点プロジェクトを策定しました。

7 このうち、「サーキュラーエコノミーへの移行 プラスチック対策」では、2035年に家庭
 8 と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量を50%削減(2017年度比)するこ
 9 が目標として掲げられています。

11 表-VI-2 「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」の政策

10の政策	8の重点プロジェクト
政策1 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化	重点1 次世代ソーラーセルの普及拡大 重点2 浮体式洋上風力の拡大
政策2 ゼロエミッションビルの拡大	重点3 既存住宅断熱倍増
政策3 ゼロエミッションモビリティの推進	
政策4 水素エネルギーの普及拡大	重点4 身近な場所でいつでも充電できるZEV充電 インフラを構築 重点5 全国と力を合わせ広げるグリーン水素 利活用の輪
政策5 サークュラーエコノミーへの移行 (持続可能な資源利用・ プラスチック対策・ 食品ロス対策の推進)	重点6 太陽光パネルのリサイクルによる、資源循環 の推進
政策6 フロン対策	
政策7 気候変動適応策の推進	重点7 より暑くなる将来への備え。暑さに適応する 都市・東京を目指して
政策8 都庁の率先行動	
政策9 あらゆる主体との連携	
政策10 ゼロエミッション東京の実現を 支える基盤づくり(ファイナンス等)	重点8 脱炭素社会をけん引する次世代人材を育成
「2050年代のビジョン」 →脱炭素社会を実現し、世界のネットゼロ達成に大きく貢献 「2035年に向けた政策の方向性」 →再エネ実装や省エネ強化等の加速により、脱炭素化とエネルギー安定供給を実現 →脱炭素の切り札として、グリーン水素の社会実装化を加速 →気候変動の影響を最小限に抑えるため、あらゆる分野で適応策を推進	

12 (「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」抜粋)

1 なお、東京都は 2030 年カーボンハーフ実現に向けて、都内の全ての中小規模事業所
 2 に対して更なる省エネと再エネの利用を促進するため、環境確保条例を改正し、2030 年度に
 3 おける省エネ及び再エネ利用に関する目標・計画の策定、達成状況の報告を義務付けました。

4
 5 表－VI－3 2030 年カーボンハーフに向けた達成水準

2030 年度の達成水準		
省エネ	事業者の取組	都内の全事業所の合計エネルギー使用量を 35%削減（原則 2000 年度比）
	事業所の取組	都内の全事業所のうち、ベンチマーク適合事業所の全てのエネルギー使用原単位が都のベンチマークのレンジA※
再エネ利用	事業者の取組	都内の全事業所の電気使用量のうち再エネ電力の割合が 50%
	事業所の取組	都内の全事業所のうち再エネ電力 100%事業所の割合が 20%

6 ※ オフィス、テナントビル、物販店等がベンチマーク適合事業所に該当する。2018 年度の都内同業種区分のベンチマ
 7 ーク適合事業所のエネルギー使用原単位平均値を基準にして、ベンチマーク適合事業所のエネルギー使用原単位が 80%
 8 以下であればレンジAとなる。

11 **コラム** ごみを燃料にして飛行機を飛ばす



12 S A F (サフ) : 持続可能な航空燃料 (Sustainable Aviation Fuel)

13
 14
 15
 16
 17 現在、飛行機に使用しているジェット燃料は原油から精製されていますが、S A Fは、
 18 廃食油やサトウキビなどのバイオマス燃料を用いて生産されます。今後は、社会生活で
 19 生じる都市ごみを用いたS A Fの生産が期待されています。

20 S A Fは、廃棄物や再生エネルギーを原料としているため、ジェット燃料と比較して、
 21 約 60~80%のCO₂削減効果があります。航空分野では、S A Fの使用がCO₂削減に
 22 最も効果が高いとされています。23区に所在する東京国際空港(羽田空港)においても、
 23 2030年までに航空燃料のうち10%のS A F供給が求められています。

24
 25 東京都では、都市ごみを用いたS A Fの生産を事業者と検討しています。清掃一組でも、
 26 新しい「ごみの資源化」に向けて東京都の検討に協力していきます。

3 ごみの性状から見たごみ減量の可能性

令和6年度の清掃工場に搬入されたごみの内訳は図-VI-1に示すとおりです。紙類、生ごみ等及びプラスチック類で、清掃工場に搬入されたごみ全体の8割以上を占めています。ごみ減量においては、これらのごみをどのように削減していくかが鍵となります。

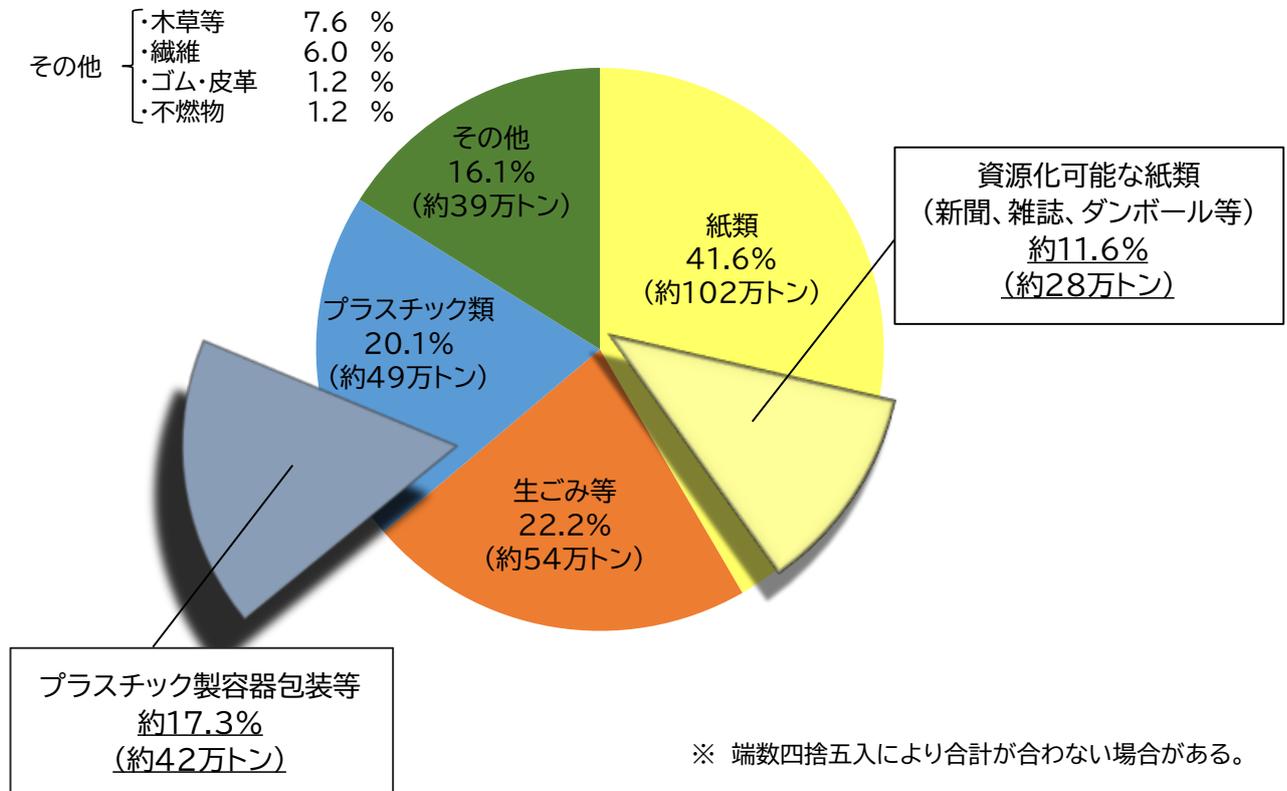


図-VI-1 令和6年度清掃工場 ごみ性状調査結果(全工場の平均値)

紙類には、新聞紙、雑誌、ダンボール等の資源化可能なものが約 11.6%含まれています。

また、プラスチック類には、容器包装に該当すると思われるプラスチック容器及びプラスチック製品が約 17.3%含まれています。これらのごみには、汚れの付着等によって資源化に適さないごみも含んでいますが、分別・資源化の取組の推進によるごみ減量が期待できます。また、生ごみ等は、国等が提唱している食品ロスの減量化についても取り組むことで、更なるごみ減量が期待できます。

今後は、ごみ減量へのインセンティブが働くような制度構築を目指し、23区、東京都及び清掃一組が連携しながら、より実効性のあるごみ減量施策を検討、推進していく必要があります。

コラム

最終処分場を1日でも長く使うために ② ～ごみ減量に向けた清掃一組の啓発活動～

23区の埋立処分場は、東京湾に東京都が設置し、管理しています。

現在、埋立作業が行われている新海面処分場は、23区最後の埋立処分場となるため、一日でも長く使えるようにする必要があります。

そのためには、区民の皆様によるごみの減量や資源化の取組がとて大切となります。

23区におけるごみの中間処理は、清掃一組による共同処理を行っています。23区の清掃事業の一翼を担う清掃一組は、その役割を果たすため、ごみ減量に向けた啓発や共同処理への理解を広める活動として、以下の取組などを23区と連携して行っています。

◆ 清掃工場の見学受入れ



工場見学では、清掃工場のしくみの紹介に加え、3Rと適正な分別の大切さをお伝えしています。

◆ 区民との意見交換会



事業に関する関心の高い事項や時事に関する事項をテーマに、意見交換会を行っています。

◆ 環境フェア等、各区との協同によるイベントの開催又は出展

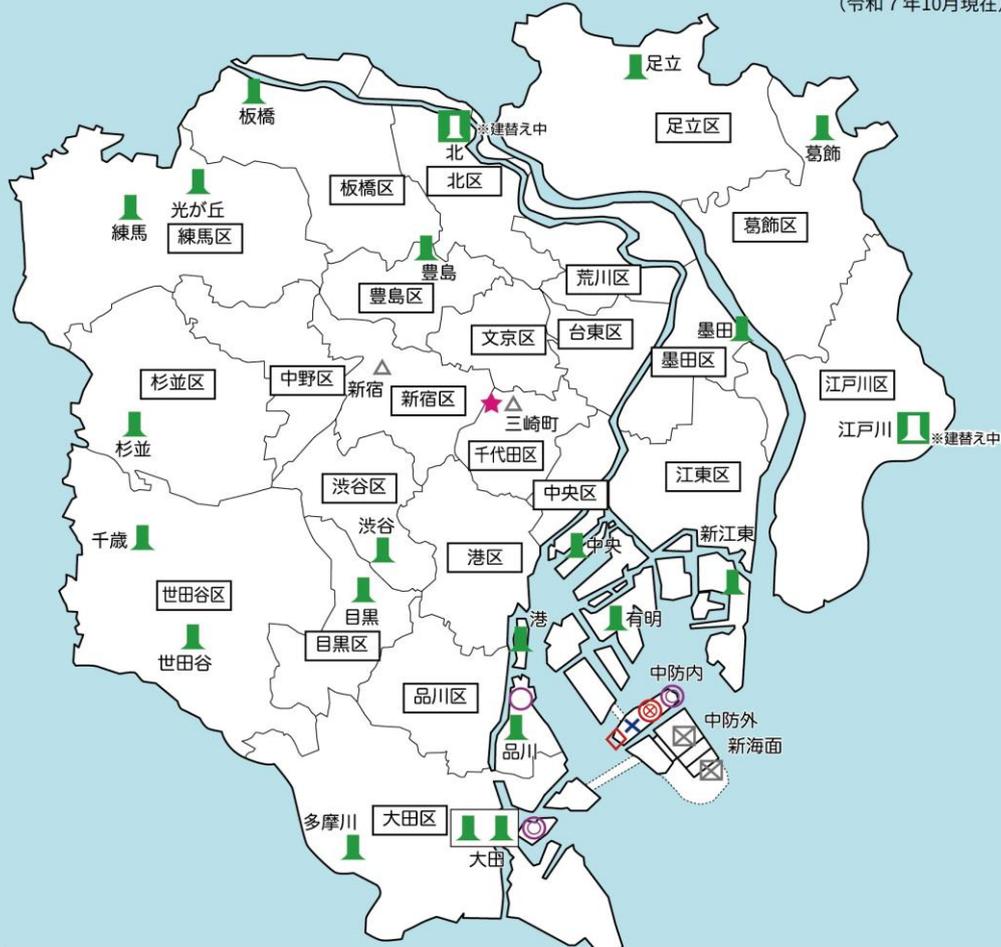


◆ 広報用印刷物の発行



施設配置図及び施設一覧

(令和7年10月現在)



- 凡例**
- 清掃工場(可燃)
 - ◎ 不燃ごみ処理センター
 - × 粗大ごみ破碎処理施設
 - 清掃作業所(し尿)
 - ◇ 中防灰熔融施設(休止)
 - ★ 清掃一組 本庁舎
 - ◎ 中防不燃・粗大ごみ処理施設(建設中)
 - △ 中継所(不燃)[所在区所管]
 - 埋立処分場[東京都所管]

工場名	しゅん工年月	規模 (トン/日×炉数)
有明	平成7年12月	200トン×2炉
千歳	平成8年3月	600トン×1炉
墨田	平成10年1月	600トン×1炉
新江東	平成10年9月	600トン×3炉
港	平成11年1月	300トン×3炉
豊島	平成11年6月	200トン×2炉
渋谷	平成13年7月	200トン×1炉
中央	平成13年7月	300トン×2炉
板橋	平成14年11月	300トン×2炉
多摩川	平成15年6月	150トン×2炉

工場名	しゅん工年月	規模 (トン/日×炉数)	
足立	平成17年3月	350トン×2炉	
品川	平成18年3月	300トン×2炉	
葛飾	平成18年12月	250トン×2炉	
世田谷	平成20年3月	150トン×2炉	
大田	(新)	平成26年9月	300トン×2炉
	第一	平成2年3月	200トン×3炉
練馬	平成27年11月	250トン×2炉	
杉並	平成29年9月	300トン×2炉	
光が丘	令和3年3月	150トン×2炉	
目黒	令和5年3月	300トン×2炉	

施設名	しゅん工年月	規模
中防不燃ごみ処理センター第二プラント	平成8年10月	48トン/時×2系列
京浜島不燃ごみ処理センター	平成8年11月	8トン/時×4系列
粗大ごみ破碎処理施設	昭和54年6月	32.1トン/時×2系列
品川清掃作業所	平成11年1月	100トン/日

東京二十三区清掃一部事務組合
一般廃棄物処理基本計画（第6次）
（令和8年度～令和22年度）

令和8年 月発行

編集・発行 東京二十三区清掃一部事務組合
総務部企画室
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京区政会館14階
電話 03-6238-0624

印刷物登録

令和8年度第号